

# R7 三好市三野公民館解体設計業務

## 設計図

建築 (意匠)			建築 (意匠)			構 造			電 気		
通し番号	図番	図面名称	通し番号	図番	図面名称	通し番号	図番	図面名称	通し番号	図番	図面名称
01	共-01	共通仕様書-1	31	A-26	展開図-5	46	S-01	基礎伏図 基礎・梁 配筋リスト	50	E-01	電気設備工事 1階平面図
02	共-02	共通仕様書-2	32	A-27	展開図-6	47	S-02	床梁伏図 (2階) 梁・柱 配筋リスト	51	E-02	電気設備工事 2階平面図
03	共-03	共通仕様書-3	33	A-28	建具配置図	48	S-03	床梁伏図 (R階) 梁・柱 配筋リスト	52	E-03	電気設備工事 屋根伏図
04	特-01	特記仕様書-1	34	A-29	木製建具表-1	49	S-04	鉄骨小屋梁詳細図	53	E-04	電気設備 仮設工事
05	特-02	特記仕様書-2	35	A-30	木製建具表-2						
06	A-01	附近見取図・全体配置図	36	A-31	鋼製建具表						
07	A-02	配置図 (解体前)	37	A-32	浄化槽詳細図						
08	A-03	配置図 (解体後)	38	A-33	付属建物図 (選挙管理事務室・2階渡り廊下)						
09	A-04	仮設計画・ステップ図	39	A-34	付属建物図 (三野支所渡り廊下)						
10	A-05	仕上表	40	A-35	舞台吊物装置説明図						
11	A-06	1階平面図	41	A-36	レンコン型緞帳巻取装置						
12	A-07	2階平面図	42	A-37	舞台装飾配置図						
13	A-08	立面図 南面 東面	43	A-38	外構配置図						
14	A-09	立面図 北面 西面	44	A-39	固定家具、外構解体物リスト						
15	A-10	断面図	45	A-40	外構整備詳細図						
16	A-11	天井伏図									
17	A-12	屋根伏図 クーリングタワー基礎							通し番号	番 号	図面名称
18	A-13	1階平面詳細図-1							54	M-01	空調設備 既設機器表
19	A-14	1階平面詳細図-2							55	M-02	空調設備 1階平面図
20	A-15	2階平面詳細図							56	M-03	空調設備 2階平面図
21	A-16	矩計図-1							57	M-04	屋根伏図
22	A-17	矩計図-2 (東面玄関・軒先)							58	M-05	衛生設備 既設機器表・既設器具表
23	A-18	矩形図-3 (西面玄関・階段・ポンベ室)							59	M-06	衛生設備 1階平面図
24	A-19	2階ステージ詳細図 各部詳細図							60	M-07	衛生設備 2階平面図
25	A-20	階段詳細図 (正面)							61	M-08	衛生設備 解体後排水復旧図面・排水仮設工事
26	A-21	階段詳細図 (正面内部)									
27	A-22	展開図-1									
28	A-23	展開図-2									
29	A-24	展開図-3									
30	A-25	展開図-4									



代表となる設計者  
藤川 隆幸  
一級建築士 No. 203045

その他の設計者  
川島 みなみ  
一級建築士 No. 385922

その他の設計者  
川原 裕次  
二級建築士 No. 6107 徳島

その他の設計者

工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務

図面名 図面リスト

作成年月日 2025/12/05

縮尺 A2 NON

設計図

A-000

## 営繕工事共通仕様書

### I. 工事概要

1. 工事名称  
R7 三好市三野公民館解体設計業務

2. 工事場所  
三好市三野町芝生

#### 3. 建物概要

建物名称	三好市三野公民館
構造・規模	RC造 一部鉄骨造 地上2階建て
敷地面積	5,452.45(m <sup>2</sup> )
延床面積	965.80(m <sup>2</sup> )
消防火施行例別表第1の区分	(1)項口

#### 4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	解体工事一式
設備一式工事	解体工事一式
外構一式工事	解体工事一式

#### 5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいます。

- ① 作業不能日数： 5 日間
- ② 観測地点：環境省が公表する四国地方・徳島 池田 地点 地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖することを要する日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が
- ③ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方・徳島 池田 地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖することを要する日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が
- ④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

#### 6. その他

- ① 本工事は、資材価格高騰に対する特別措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特別措置の対象工事である。
- ② 本工事は、下請次數を制限する試行工事である。  
・受注者は、下請次數が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。  
・受注者は、下請次數が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

### II. 営繕工事共通仕様書

#### 1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁営繕部監修の下記による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標準仕」という。)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- ・ 木造建築物標準仕様書 令和4年版(以下「標準図」という。)
- ・ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和4年版
- ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版
- ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官庁営繕部監修)を参考とする。

- ・ 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- ・ 建築改修工事監理指針 令和4年版
- ・ 電気設備工事監理指針 令和4年版
- ・ 機械設備工事監理指針 令和4年版

#### 2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- ① 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- ② 補足説明書
- ③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- ④ 図面
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書等

#### 3. 工事実績データの登録

- ① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監理者に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならぬ。  
受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。  
・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。  
・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。  
・訂正時は、適宜とする。  
なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。  
② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が発注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならぬ。  
なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。
4. 工程表  
受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

## 5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならぬ。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

## 6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等々、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

## 7. 下請負人の選定

- ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならぬ。なお、請負対象額（設計金額が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならぬ。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならぬ。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）
- ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労働の取引価格、保険料等定率的に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定めて下請け契約を締結しなければならない。

## 8. 施工体制台帳及び施工体系図

- ① 施工体制台帳の作成  
受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならぬ。
- ② 施工体系図の作成及び揭示  
受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所に掲げなければならない。
- ③ 警備業者の記載  
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- ④ 運搬業者の記載  
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車等を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- ⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出  
受注者は、施工体系図の提出  
受注者は、施工体系図の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承認したときはこの限りではない。
- ⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示  
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

## 9. 電気保安技術者等

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
  - ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物に必要なる電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
  - ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- ② 工事に電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

## 10. 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に際する下請負人にも十分周知徹底すること。
- ② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- ③ 工事現場の安全管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- ④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に実施すること。
- ⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ⑥ 地下埋設物への影響が予測される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ⑦ 施設の運営に支障がないよう、受注者は負担上その制度補修又は補償すること。
- ⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びジント掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びジント外しの作業を含む。）を行ったときは、当該作業を指揮する者を含め、監督員に報告しなければならない。
- ⑨ 受注者は、機材等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を含め、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- ⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ガントックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- ⑪ 受注者は、トック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れ防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- ⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- ⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止のための対策については、速やかに提出すること。
- ⑭ 受注者は、高さ2m以上の箇所では、作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に墜落防止ネット（安全網）を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「警備課発現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑯ 上下作業や直下階の施設を初用しなから直上階（天井）のスタブは7工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- ⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置においては荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- ⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクに対応方法について監督員と協議すること。
- ⑲ 既設配管等を破壊した場合は停電、断水等の影響範囲及び破壊防止のための対策について関係者と協議すること。
- ⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日に施設管理と協議すること。
- ㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破壊する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移転について協議すること。
- ㉒ 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合は、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

## 11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- ① 輸送災害の防止
  - ・受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を行う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送担当者、輸送担当者、交通安全施設の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えないよう注意し、当該物件および位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 過積載による違法運行の防止
  - ・受注者は、過積載による違法運行の防止に關し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
    - ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
    - ・そし梓装備車、不表示車は使用しないこと
    - ・過積載車両、不表示車両、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
    - ・建設発生土の処理及び骨材の搬入に当たっては、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
    - ・過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を請う場合がある

13. 発生材の処理等

- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
  - 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づき物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
  - 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に依り処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
  - 3) 図面に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
  - 4) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章「一般共通事項」(産業廃棄物の処理)又は「発生材の処理等」による。
  - 5) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章「一般共通事項」(建設発生土の処理)による。
  - 6) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
  - 7) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- ② 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されるか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づきアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類にて確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
- 2) 既存の分析調査結果の賞与 ( [あり] ・ なし )
  - ・事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)11.5.1及び関係法令により行うこと。
  - ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
  - ・※同等の能力を有する者は、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
  - ・先注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
  - ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
  - ・調査結果は5年間保存すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
  - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
  - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
  - ・作業に從事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
  - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
  - ・建設リサイクル法通知済証の掲示は、JIS A 1481-1によること。
  - ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
  - ・調査結果は5年間保存すること。
- ④ 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
  - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
  - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
  - ・作業に從事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
  - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ⑤ 建設リサイクル法通知済証の掲示
  - ・建設リサイクル法に基づき対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等)に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものについては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに建設リサイクル法通知済証を掲示し、工事のゆくりん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」(提示後の全景写真は電子製品の対称書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン」【建築工事編】)に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- ⑥ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき対応は、以下のとおり行うこと。
  - 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づき建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一)財)日本建設情報総合センターのコーリス・グラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づき建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト-コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合(以下「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督員に提出すること。)
  - 3) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
  - 4) 受注者は、工事完了後速やかにコーリス・グラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
  - 5) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事成業後5年間保存すること。
  - 6) 受注者は、コーリス・グラスの入口において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- ⑦ 受領書の交付
  - ・受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
  - ・再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
  - ・受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関し発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
  - ・建設発生土の建設を行う者に対する通知
  - ・受注者は、建設現場等から土砂搬出先に対して、委託した搬出者に対して、法令等に基づき通知しなければならない。
  - ・行った確認結果を、委託した搬出者に交付すること。
- ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
  - ・受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
  - ・また、その受領書の写しを工事成業後5年間保存しなければならない。
  - ・建設発生土の最終搬出先の記録「保存
- ⑨ 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を作成し、保存すること。さ
  - らに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

- ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
  - (1) 国又は地方公共団体が管理する場合(当該管理者が受領書を交付するもの)
  - (2) 他の建設現場で利用する場合
  - (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 建材等の発注の際には、発注前に、品質又は性能に關して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならぬ。ただし、設計図書に定める、JIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
  - 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならぬ。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
  - 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
    - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
    - (b) ④以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
  - 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならぬ。
  - 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならぬ。
  - 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならぬ。
  - ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード)、繊維板、木質系ヒートボードについては、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる紙本についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。
  - ⑤ 種仕等に記載されていない特別な材料の様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
  - ⑥ 県内産資材の原則使用
    - 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならぬ。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
    - 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることを施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならぬ。
- ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用
 

県内産資材(次いりずれかに該当するもの)

  - ・ 材料の大部分を県内産出の原材料を使用している製品
  - ・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品

(注)

  - ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。
  - ・ 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
  - ・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。
- ⑧ 県内企業調達建材等以外の優先使用
 

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならぬ。また、県内企業調達建材等の別を工程別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等という。を優先して使用するよう努めなければならぬ。また、県内企業調達建材等の別を工程別施工計画書に記載するものとする。
- ⑨ アスファルト舗装の材料
 

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト」合材の品質審査要綱に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならぬ。
- ⑩ 硬化リサイクル製品の使用
 

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づき(徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事を完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
15. 化学物質を発散する建築材料等
 

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

  - ① 合板、木質系フローリング、構造用合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
  - ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
  - ③ 接着剤は、アクリル酸エーテル及びアクリル酸ソニーエチルハキンを含有しない揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
  - ④ 塗料(塗液を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
  - ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
16. 施工
  - ① 設計図書に監督員が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、種仕記載の「設置に対する協議等」による。
  - ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は営業課へ問い合わせ、工事に滞滞しないようにすること。
  - ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れたら発注者からの再発注を要する。また、その原因を徹底的に、再発防止のための必要処置をとること。
  - ④ 施工にあたっては、設計図書に依って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
  - ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類を監督員へ提出すること。
  - ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を作成し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
  - ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書)に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。
17. 建設機材等
  - ① 排出ガス対策型建設機材
 

本工事に使用する土工機材は、「排出ガス対策型建設機材指定要領(平成3.10.8 建設省緑機第249号 最終改正 平成14.4.1 国総令第229号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機材とする。ただし、排出ガス対策型建設機材を使用できない場合は、平成7年度建設技術試験制度(公募課題)建設機材の排出ガス浄化装置の開発し、又はこれと同等の開発目標で実施された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機材と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、同規程に基づき指定された建設機材あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機材を使用する場合は、現場代理人は施工現場において使用する建設機材の全量及び型式番号が分かる写真を監督員へ提出するものとする。
  - ② 低騒音・低振動型建設機材
 

本工事で使用する建設機材は、「低騒音型・低振動型建設機材の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機材を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機材の全量及び型式番号等、同規程に基づき指定された建設機材であることが分かる写真を監督員へ提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機材により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機材を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
  - ③ 特定自主検査
 

本工事で使用する建設機材(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機材)は、1年以内毎に(同特定自主検査を実施済みの機材)として使用してはならない。検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
  - ④ 不正軽油の使用禁止
 

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機材等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第26号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税職員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならぬ。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならぬ。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バナー等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了まで「任意仮設」における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
  - ・ 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
  - ・ 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事  
原則として洋式トイレを設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事  
原則として洋式トイレを設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事  
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監視がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とも定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないこととできる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格開示工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分私設検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしめが工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とする)。

③ 提出書類

- ・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
- ・ 工事写真(電子データ2部)
- ・ 使用材料一覧表(竣工図裏紙裏面に貼付、電子データ2部)
- ・ 保全に関する資料
- ・ その他監督員が指示する図書(必要部数)

- ④ しめ工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しめ工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びジナル形式をGD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が察覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に添じて付保する。(標準請負契約款 第55条)

- ① 対象物  
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 付保除外工事  
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。  
・ 杭及び基礎工事 ・ コンクリート躯体工事 ・ 屋外付帯工事 ・ その他実状を判断のうえ認めない場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額  
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、撤去工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期  
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他  
・ 付保する時期以降に出来高私を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高私の書類に添付する。  
・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務者調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務者調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
  - ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならぬ。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
  - ③ 公共事業労務者調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
  - ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
27. 暴力行からの不当要求又は工事妨害の排除
- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力行等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
  - ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力行等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
  - ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
  - ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
  - ⑤ 受注者は、暴力行等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
  - ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を作成し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

### Ⅲ. 解体工事特記仕様書 1章 解体一般共通事項

1. 施工条件
  - ① 施工条件は次による。
  - ② 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
  - ③ 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
  - ④ その他詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
  - ⑤ 工事中敷地(使用可能範囲)、仮囲いの場所、範囲及び、材料、資材の搬入路は別添図面によるものとする。
  - ⑥ 本工事施工中、第三者危険防止の措置として、図示により敷地周囲に飛散防止のための万能板の外柵を設置するものとする。
  - ⑦
  - ⑧

2. 重要備品等  
 工事に影響のある範囲内の重要備品等 ( 有 ・ 無 )

備品等名称 :  
 保管場所 :  
 注意事項 :

3. 施工調査
  - ① 調査期間  
 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。  
 調査期間は 1 週間とする。切り回し時期については、 頃とする。
  - ② 特別管理産業廃棄物等の分析調査 ( あり ・ なし )。

4. 交通誘導警備員
 

交通誘導警備員については、警備法に基づき警備員とし、図示する場所に 180 日間配置すること。

  - ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が ( 義務付けられている ・ 義務付けられていない )
  - ② 警備員は、延 240 人 ( 昼 240 人、夜 0 人、うち検定合格警備員 0 人)を雇込んでいる。
  - ③ 警備法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
  - ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
  - ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
  - ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 産業廃棄物の処理
 

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

  - ① 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート (無筋)	㈱山口工業		三野町木刀野山峠谷4236番地	1.9	1,600	t
コンクリート (有筋)	㈱山口工業		三野町木刀野山峠谷4236番地	1.9	1,700	t
アスファルト	㈱山口工業		三野町木刀野山峠谷4236番地	1.9	1,400	t
木材	㈱リース		三好郡東みよし町屋間字カドタ305番地2	8.4	7,500	m3
廃プラ	㈱明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956	27.7	15,000	m3
繊維(不織物)	㈱明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956	27.7	12,000	m3
金属	㈱久保衛生		三好郡東みよし町加茂5999-1	8.7	6,000	m3
ガラス	㈱久保衛生		三好郡東みよし町加茂5999-1	8.7	10,000	m3
石膏ボード	㈱久保衛生		三好郡東みよし町加茂5999-1	8.7	18,000	m3
混合廃棄物	㈱久保衛生		三好郡東みよし町加茂5999-1	8.7	15,000	m3
有価材 スチールサツ	㈱荒木商店		徳島市方上町鶴島23-1	63.7	▲ 33,000	t
有価材 アルミサツ	㈱荒木商店		徳島市方上町鶴島23-1	63.7	▲ 240,000	t
有価材 鉄骨	㈱丸八木村商店		吉野川市鴨島町鴨島652-1	38.4	刊行物	
アスベスト含有 成形板	㈱明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956	27.7	30,000	m3
アスベスト含有建材 (飛散性)	㈱明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956	27.7	60,000	m3

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、増額変更を行うことがある。
- ・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃処分業者に委託すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃処分業者以外の処分場で行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

- ② 特別管理産業廃棄物（  
処理方法（  
）  
）  
）  
）  
）  
）  
）
- ③ 特別な建設副産物（  
処理方法（  
）  
）  
）  
）  
）  
）
- ④ ポリカルブアイト系PCB含有シーリング材については、撤去後建物所有者へ移管すること。  

建物名称	該当箇所

- 1) PCB含有シーリング材が残らないよう下地が露出する程度まで極力除去すること。
- 2) 作業員は保護手袋・保護マスクを着用し、散逸しないよう注意しながらカッターナイフ等により撤去する。撤去物は、ポリエチレン製の袋に回収し、保管容器に収納し建物所有者へ移管する。撤去物は、ポリエチレン製の袋に回収し、保管容器に収納し建物所有者へ移管する。
- 3) 休憩時及び作業終了時には必ず手洗いをすること。また、作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収すること。

6. 建設発生土の処理  
建設発生土の処理については、「 3 章 土 工 事 」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

7. 有価物の処理

- ① 有価材 (  鉄骨・軽量鉄骨  アルミサッシ  スチールサッシ )
- ② 古物商で適切に処理すること。

8. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定制業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一般技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をすともにも、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・……適用作業

工事種目	技能検定制職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業

9. 周辺家屋等の対応

- ① 本 工 事 に先駆け、県において周辺家屋等の事前調査を行っているため、調査報告書を参考にして、今後の工事を実施すること。
- ② 工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。

## 2章 解体仮設工事

1. ベンチマーク

設計GLの設定は、BM( )を±0とし、NGLはBM±( )mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

2. 足場等

- ① 仮設機材及び軽年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
  - 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
  - 2) (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の終年仮設機材の管理指針に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出る必要があること。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

- ④ 外部足場（図示の通り）

- ・ 壁つなぎ間隔（水平方向：5.5m以下、鉛直方向：5m以下）
- ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法」に関するガイドライン（欄仕2.2.4）の別紙「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。

- ⑤ 内部足場（図示の通り）

- ・ 壁つなぎ間隔（水平方向：5.5m以下、鉛直方向：5m以下）

- ⑥ 仮囲い（図示の通り）

- ⑦ ゲート（  有  無 図示の通り）

- ⑧ 足場の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

- ⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

- ⑩ 受入者は、つり綱、つり縄（コンドのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さ5メートル以上の構造の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり縄等を労働者を使用させなければならぬ。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

- ⑪ 石綿含有上塗材が施工された外壁に対する足場築き用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿降着予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。

- ⑫ その他

3. 監督事務所
- ① 監督事務所は( ) 設ける (面積 O m<sup>2</sup>程度) ・ (設けない)
- ② 監督事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
- 1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
  - 2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯
  - 3) 請負加入電話の子機
  - 4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
  - 5) アフガシム/他

4. 養生
- ① 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法: E-002 電気設備工事 2階平面図による )
- ② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法: )

5. 工事用水、電力等
- ① 既存電力利用( 出来 ) ・ ( 出来ない )、電力料金( 有償 ) ・ ( 無償 ) だし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存水利用( 出来 ) ・ ( 出来ない )、電力料金( 有償 ) ・ ( 無償 ) だし、施設管理者と協議すること。

6. 工事車両用駐車場・資材置場・現場事務所用地等
- ① 向用地は、( 図示の場所に ) ・ ( 用意していないので業者にて ) 設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 借地借家料 円

7. 建設用防護管
- ① 本工事の建設用防護管は次のとおり戻込んでいる。
- ② なお、防護管施工会社等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。
- ③ また、防護管施工会社から建設用防護管取付サービス料として支払いが完了したことを証明できる書類(領収書、利用明細書等)の受領後、速やかに監督員へ当該書類の写しを提出すること。

品名	数量	備考	設置場所
電線防護	9 セット	・ 防護管：5本(3m/本)/セット ・ 少数点以下第1位切り上げ整数	図示による
縁廻り防護	箇所		図示による
機器防護	基		図示による

### 3章 解体施工

1. 一般事項
- ① 空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気に飛散させてはならない。
- ② 建物の解体は順次よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。
- ③ 解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。
- ④ 解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。
- 1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面
  - 2) 内装材を分別して集積したところ(特にせうこうボードは他のボードと区別すること)
  - 3) 積み込み状況(車のナンバプレート)を写し込むこと
  - 4) 捨て場状況(車のナンバプレート)を写し込むこと
2. 工事の範囲
- 構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。
3. 構内舗装等
- ① 樹木等の伐採・抜根及び移設 方法( ) 既存樹木は全て撤去
- ② 舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。
4. 地下埋設物・埋設配管等
- 解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事を含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。
5. 整地・埋戻し・盛土
- 埋戻しは、( 購入土 ) ・ ( クラッシュラン ) ・ ( 再生リサイクルラン ) ・ ( 現場発生土 ) ・ ( 他工事の現場発生土 ) とする。
6. 墜落防止対策
- ① 2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。
- ② 手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、墜落防止用器具を使用したままの状態で作業を行えるよう考慮し、作業員に墜落制止用器具の着用を徹底させること。
7. 浄化槽
- 汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置( 行う ) ・ ( 行わない ) 。

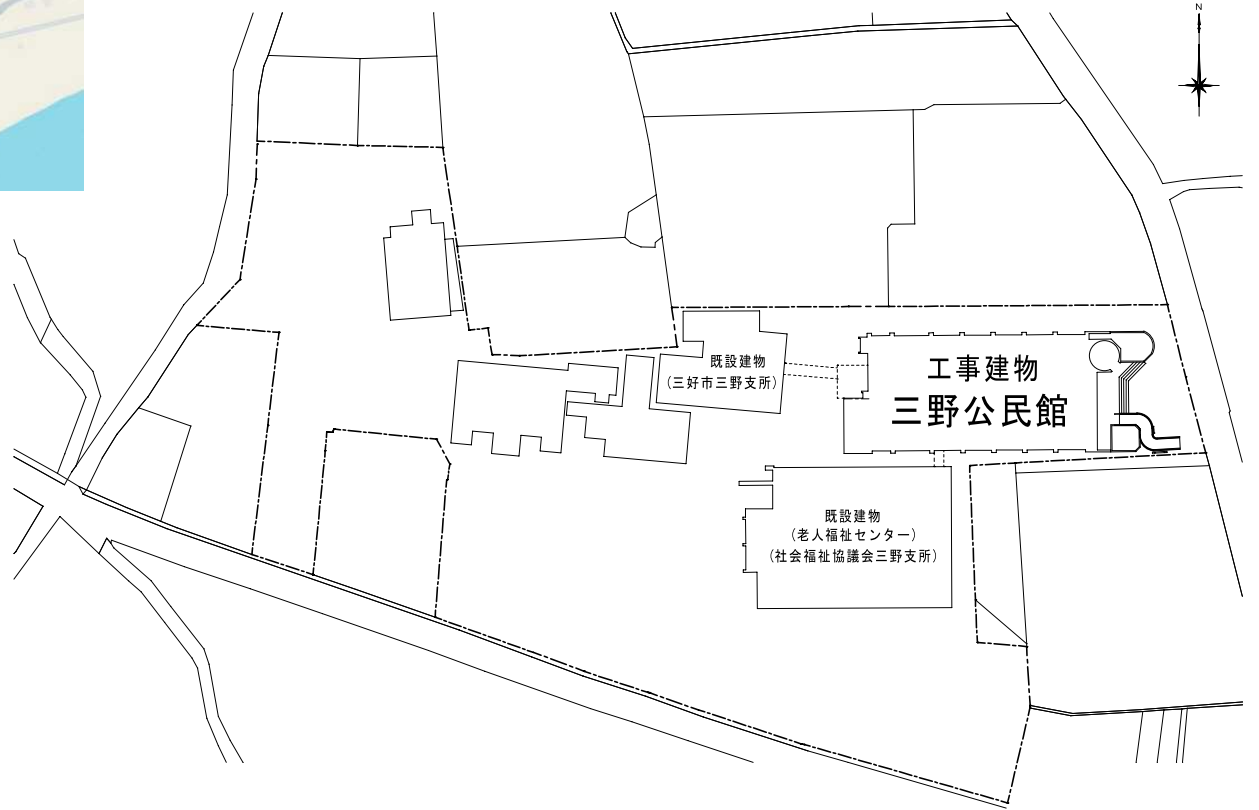




住所：徳島県三好市三野町芝生1028-3



付 近 見 取 図



全体配置図 S=1/500



代表となる設計者  
藤川 隆幸  
一級建築士 No. 203045

その他の設計者  
川島 みなみ  
一級建築士 No. 385922

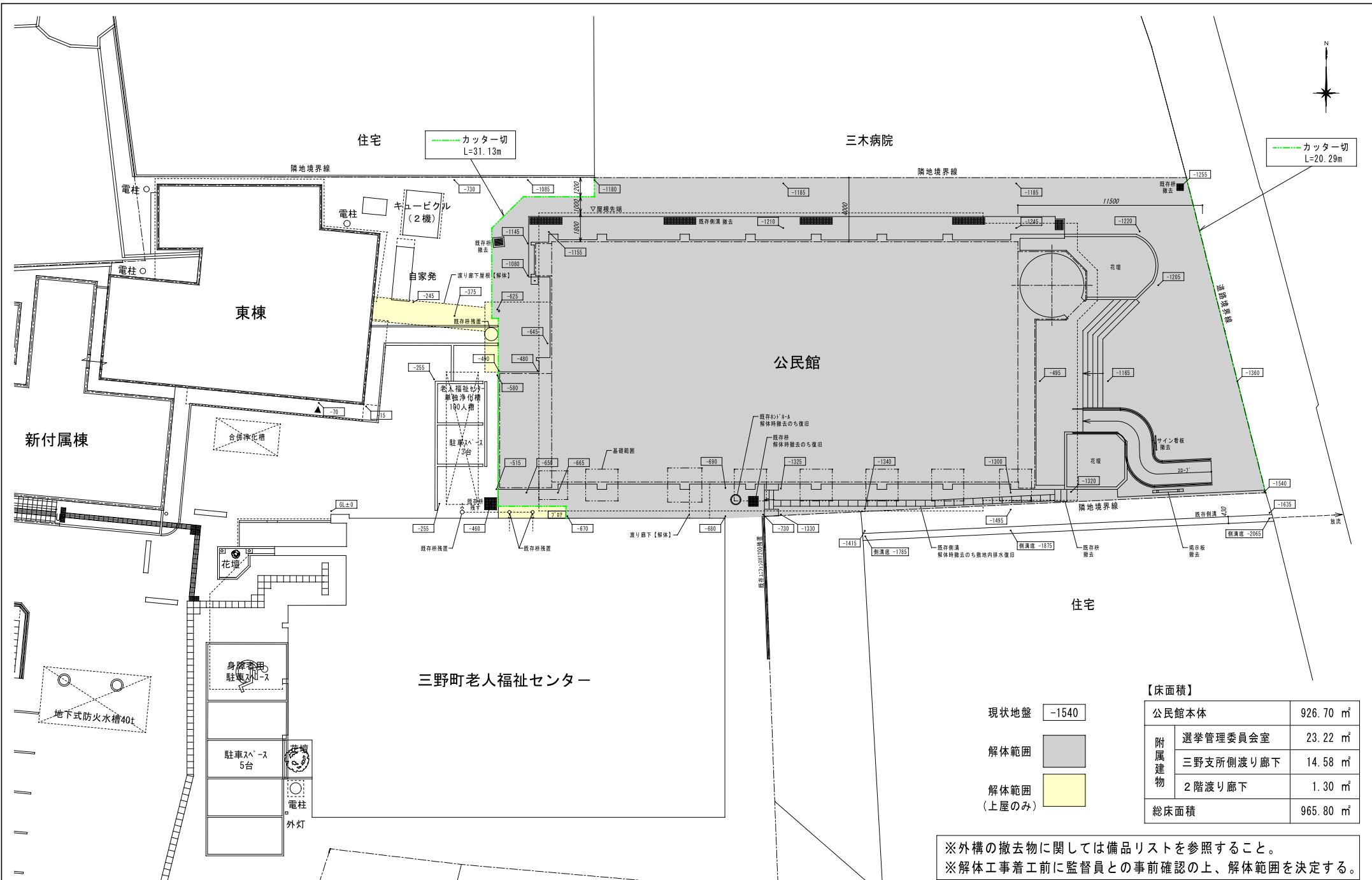
工事名  
R7 三好市三野公民館解体設計業務

図面名  
付近見取図・全体配置図

作成年月日  
2025/12/05

設計図  
A-001

縮尺  
A2 1/500



- 現状地盤 -1540
- 解体範囲
- 解体範囲 (上屋のみ)

【床面積】

公民館本体	926.70 m <sup>2</sup>
附属建物	選挙管理委員会室 23.22 m <sup>2</sup>
	三野支所側渡り廊下 14.58 m <sup>2</sup>
	2階渡り廊下 1.30 m <sup>2</sup>
総床面積	965.80 m <sup>2</sup>

※外構の撤去物については備品リストを参照すること。  
 ※解体工事着工前に監督員との事前確認の上、解体範囲を決定する。



代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一級建築士 No. 203045

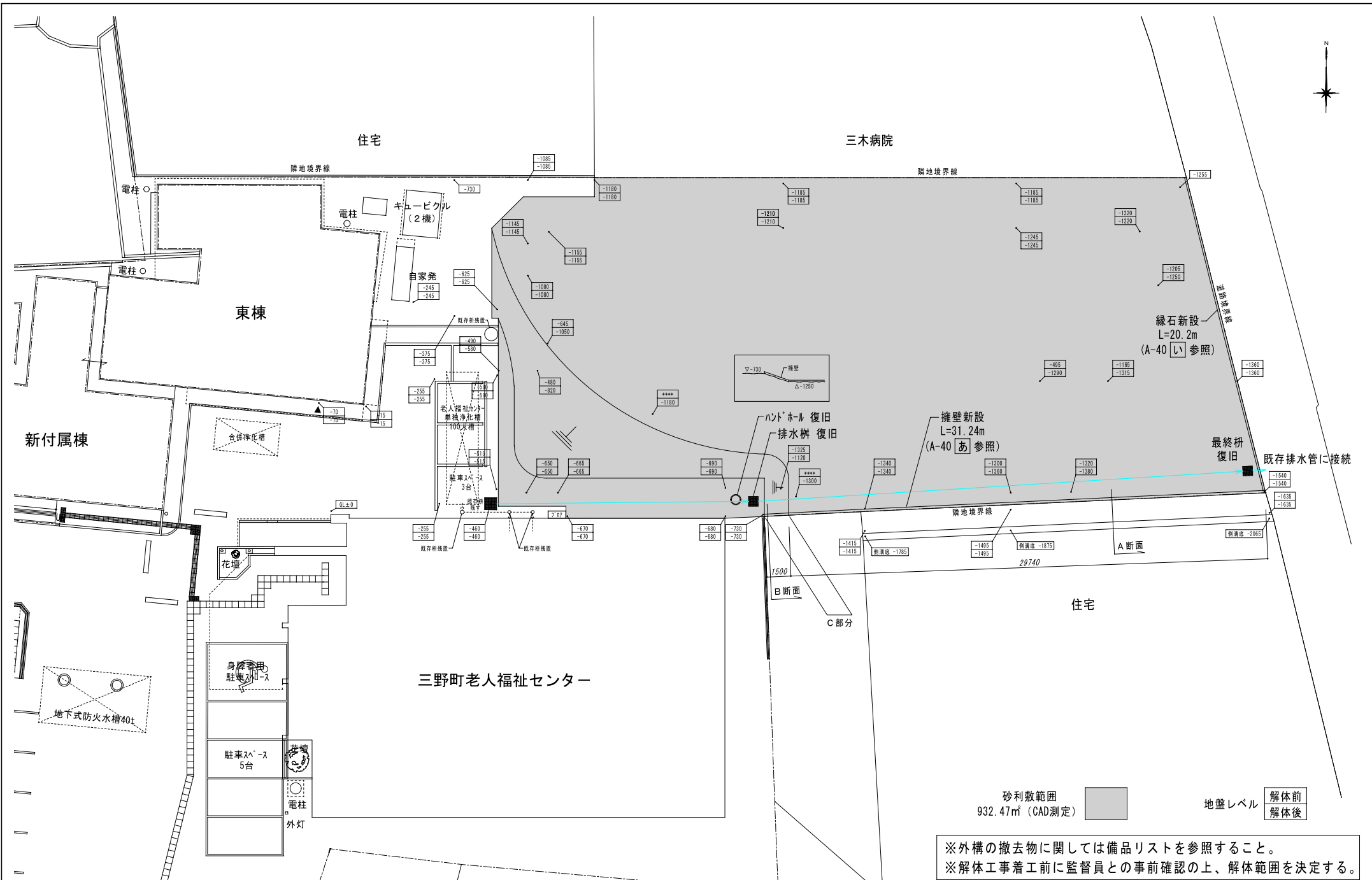
その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一級建築士 No. 385922

工事名  
 R7 三好市三野公民館解体設計業務

図面名  
 配置図 (解体前)

作成年月日  
 2025/12/05

設計図  
 縮尺  
 A2 1/150  
 A-002



砂利敷範囲 932.47㎡ (CAD測定)

地盤レベル 解体前 解体後

※外構の撤去物に関しては備品リストを参照すること。  
 ※解体工事着工前に監督員との事前確認の上、解体範囲を決定する。



代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一級建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一級建築士 No. 385922

その他の設計者  
 川原 裕次  
 二級建築士 No. 6107 徳島

その他の設計者

工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務

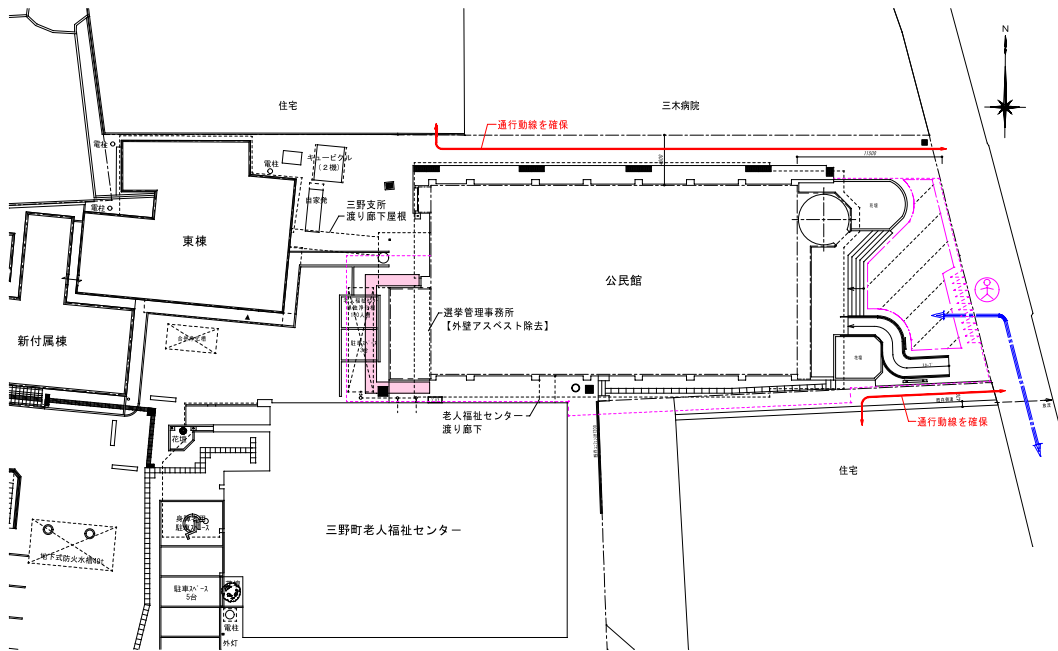
図面名 配置図 (解体後)

作成年月日 2025/12/05

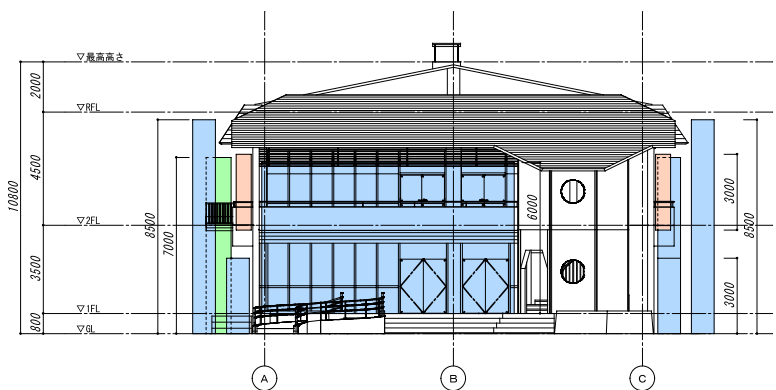
縮尺 A2 1/150

設計図 A-003

ステップ1 選挙管理事務所 外壁アスベスト除去

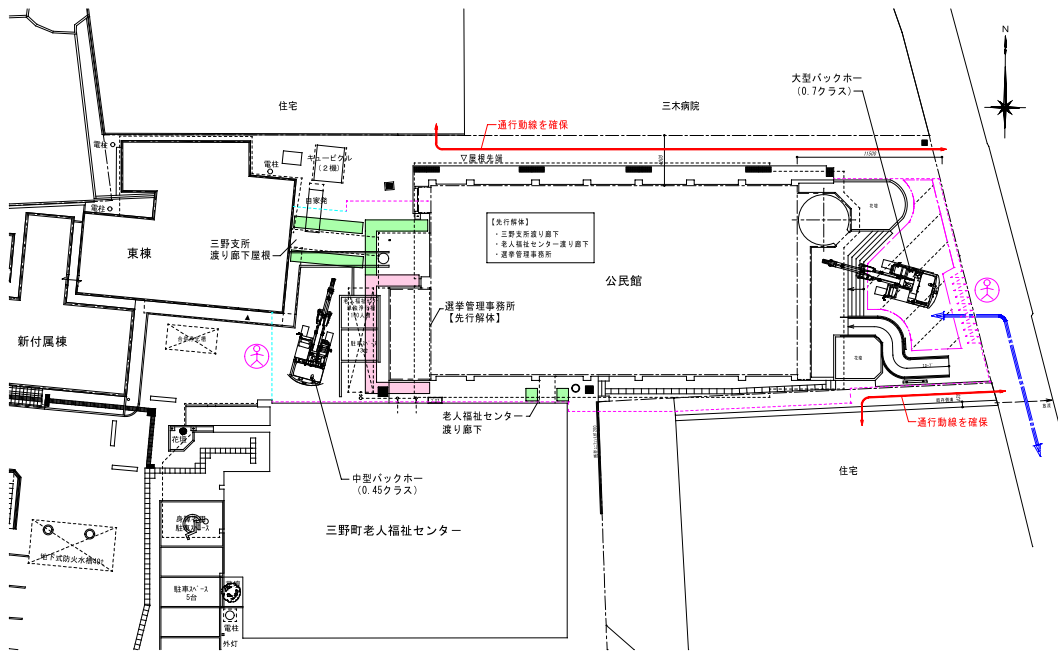


凡例	
ステップ1 外部足場 (特記無きはくさび緊結式足場W900)	A型バリケード
ステップ2 外部足場 (特記無きはくさび緊結式足場W900)	仮囲い (成形鋼板 H=3.0)
ステップ3 外部足場 (特記無きはくさび緊結式足場W900)	シートゲート W5400 x H4500
ステップ3 外部足場 (特記無きはくさび緊結式足場W600)	交通整理員
工事用動線	工事車両置場、現場事務所、休憩所

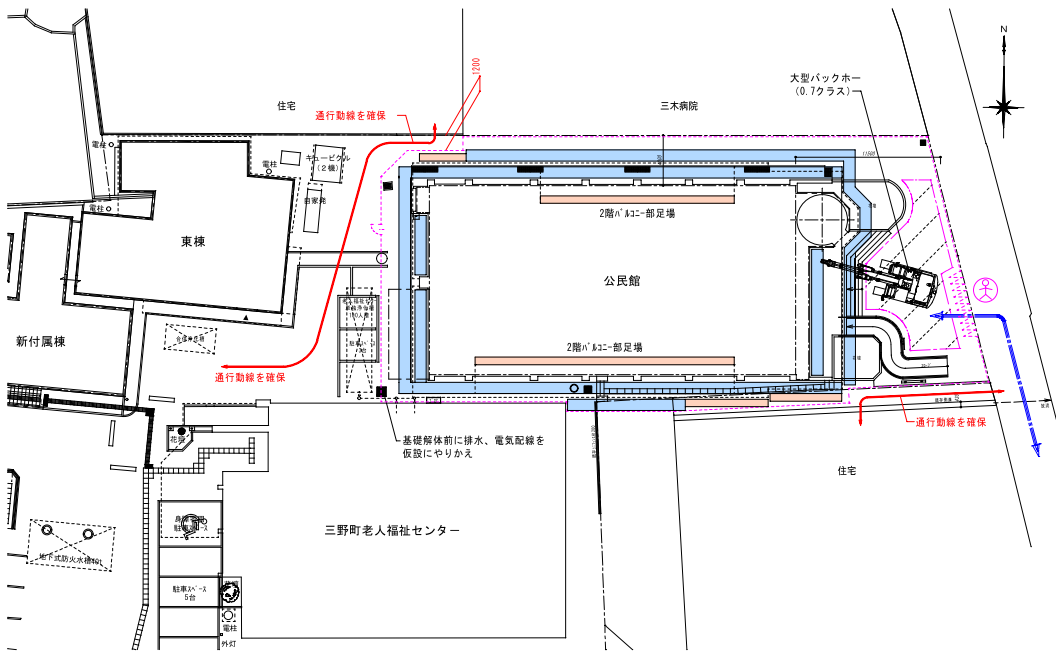


【 足場参考図 S=1/150 】

ステップ2 付属建築物 先行解体



ステップ3 本体建物解体



代表となる設計者 藤川 隆幸 一級建築士 No. 203045	その他の設計者 川島 みなみ 一級建築士 No. 385922	工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務	作成年月日 2025/12/05	設計図
その他の設計者 川原 裕次 二級建築士 No. 6107 徳島	その他の設計者	図面名 仮設計画・ステップ図	縮尺 A2 1/300	A-004

外部 仕上表

外廊廻り階段	床 珪藻土塗り 木目珪藻土塗り AEP 壁珪藻土塗り AEP 天井珪藻土塗り AEP 手摺 珪藻土塗り 手すり 珪藻土塗り
ポーチ	床 珪藻土塗り 軒天 珪藻土塗り
東屋バルコニー	床 珪藻土塗り 木目珪藻土塗り 軒天 珪藻土塗り
南正面バルコニー	床 珪藻土塗り 木目珪藻土塗り 軒天 珪藻土塗り
土走り 木目	珪藻土塗り 柱巻 一部珪藻土塗り バンパシボ打放足 珪藻土塗り 壁珪藻土塗り 珪藻土塗り 珪藻土塗り

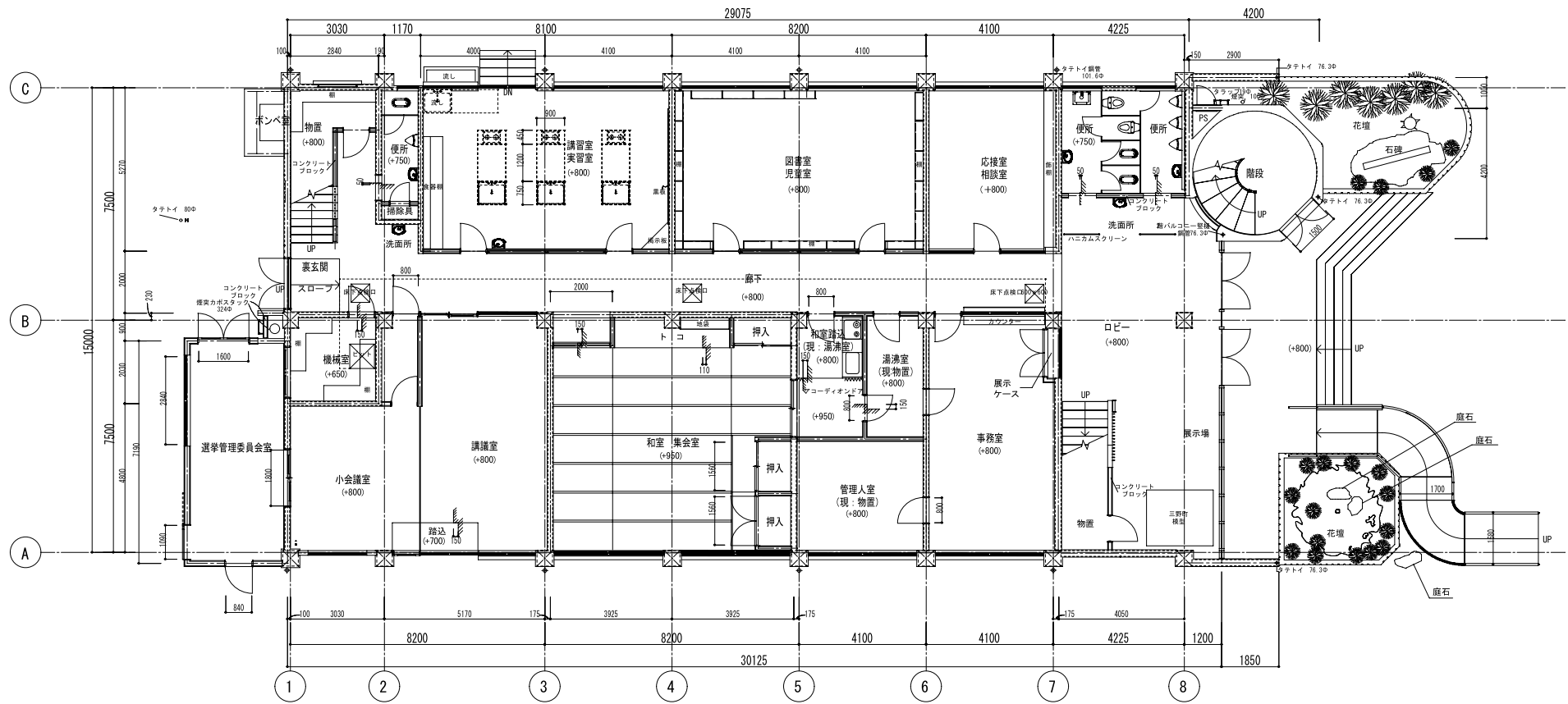
内部 仕上表

室名	床	巾木	壁	天井	備考
1階 ロビー	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
事務室	タイルカーペット敷	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
応接室 相談室	珪藻土塗り	木目珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
応接室 児童室	珪藻土塗り	木目珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
事務室 受付室	塩ビシート貼	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
管理入室	塩ビシート貼	塩ビ巾木	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
集客室	タタミ	タタミ寄	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
・ 倉	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
・ 押入	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
会議室	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
小会議室	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
退席場	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
物置	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
機械室	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
便所 (ロビー)	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
便所 (裏)	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
物置 (ロビー)	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
物置 (裏) (書庫)	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
廊下	塩ビシート貼	木目珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
階段 (ロビー)	プラスチック系タイル貼	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
階段 (裏)	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
階段 (屋外)	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
裏玄関	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
和室 書卓	塩ビシート貼、タタミ	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
ポンペ室	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
2階 ロビー	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
便所 (ロビー)	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
集客室	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
スラーヂ	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
機械室	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
便所 (裏)	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
押入	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
控室	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
控室	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
湯沸場	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り
廊下	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り	珪藻土塗り

凡例	OP	油性ペイント	ZC	ゾラコート吹付
	EP	エマルジョンペイント	AEP	アクリルエマルジョンペイント



代表となる設計者 藤川 隆幸 一般建築士 No. 203045	その他の設計者 川島 みなみ 一般建築士 No. 385922	工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務	作成年月日 2025/12/05	設計図
その他の設計者 川原 裕次 二級建築士 No. 6107 徳島	その他の設計者	図面名 仕上表	縮尺 A2 NON	A-005



代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一般建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一般建築士 No. 385922

工事名  
 R7 三好市三野公民館解体設計業務

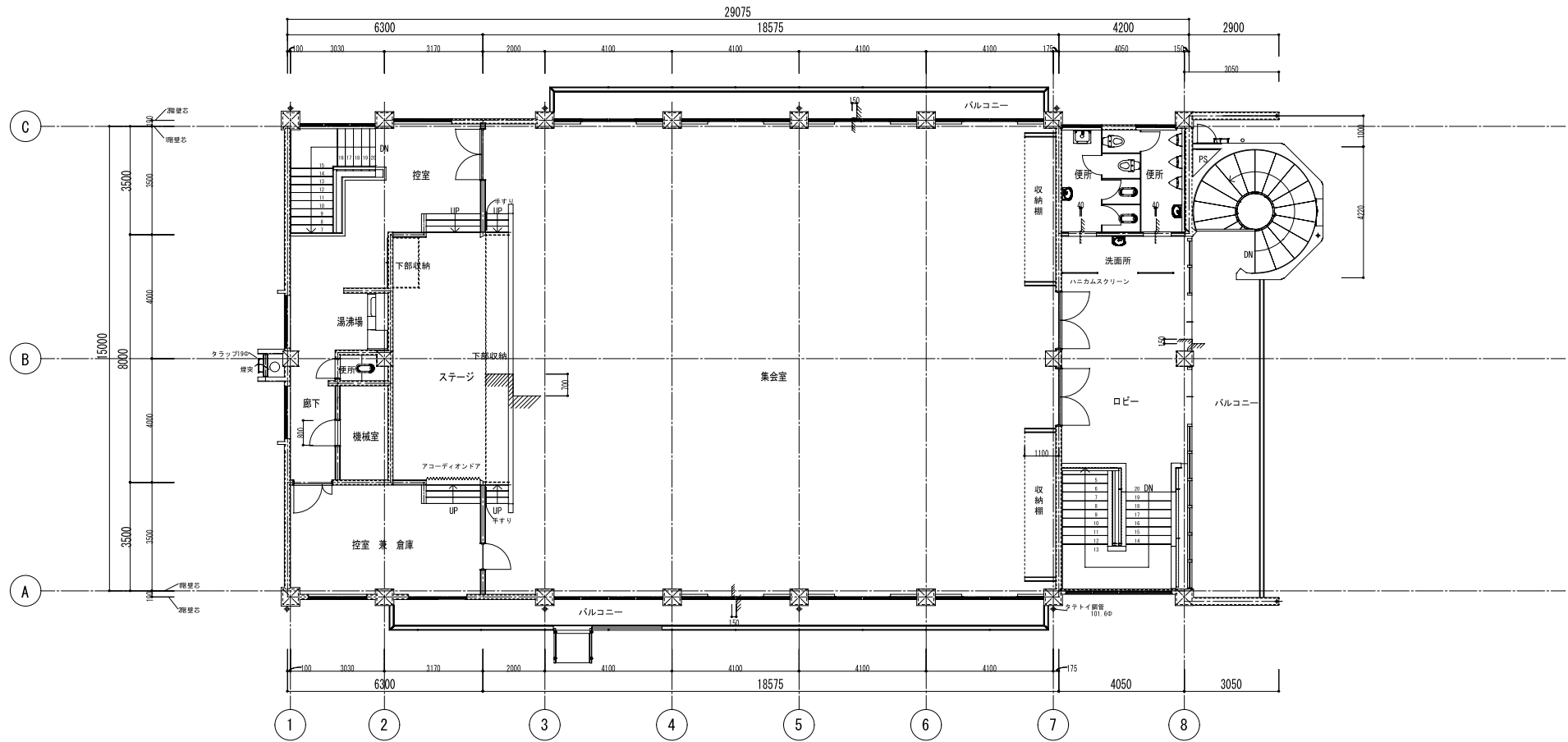
図面名  
 1階平面図

作成年月日  
 2025/12/05

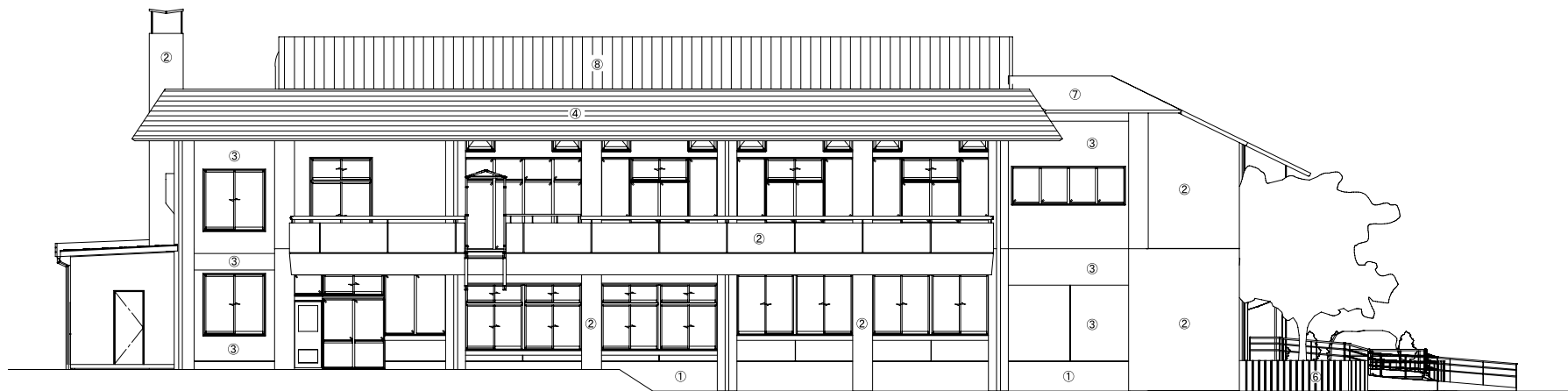
縮尺  
 A2 1/100

設計図

A-006



代表となる設計者 藤川 善孝 一般建築士 No. 203045 その他の設計者 川原 裕次 二級建築士 No. 6107 徳島	その他の設計者 川島 みなみ 一般建築士 No. 385922 その他の設計者	工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務	作成年月日 2025/12/05	設計図 A-007
		図面名 2階平面図	縮尺 A2 1/100	



南面



老人福祉センター接続

東面

外部仕上表	
①	モルタルコテ磨き
②	ベニヤ型枠打放仕上 シリコン吹付
③	モルタル刷毛引 アクリルリシン吹付 シングル葺
④	シングル葺
⑤	カラーアルミパネル貼
⑥	リブ付コンクリート打放仕上
⑦	ウレタン塗膜防水
⑧	ガルバリウム鋼板 たて葺き



代表となる設計者  
藤川 隆幸  
一級建築士 No. 203045

その他の設計者  
川島 みなみ  
一級建築士 No. 385922

工事名  
R7 三好市三野公民館解体設計業務

作成年月日  
2025/12/05

設計図

その他の設計者  
川原 裕次  
二級建築士 No. 6107 徳島

その他の設計者

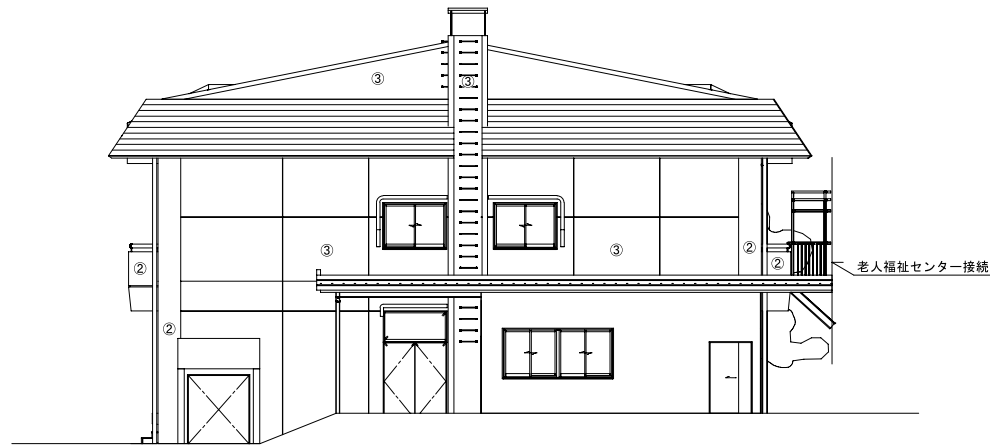
図面名  
立面図 南面 東面

縮尺  
A2 1/100

A-008



北面



西面

外部仕上表	
①	モルタルコテ磨き
②	ベニヤ型枠打放仕上 シリコン吹付
③	モルタル刷毛引 アクリルリシン吹付
④	シングル葺
⑤	カラーアルミパネル貼
⑥	リブ付コンクリート打放仕上
⑦	ウレタン塗膜防水
⑧	ガルバリウム鋼板 たて葺き



代表となる設計者  
藤川 善孝  
一級建築士 No. 203045

その他の設計者  
川島 みなみ  
一級建築士 No. 385922

工事名

R7 三好市三野公民館解体設計業務

作成年月日  
2025/12/05

設計図

その他の設計者  
川原 裕次  
二級建築士 No. 6107 徳島

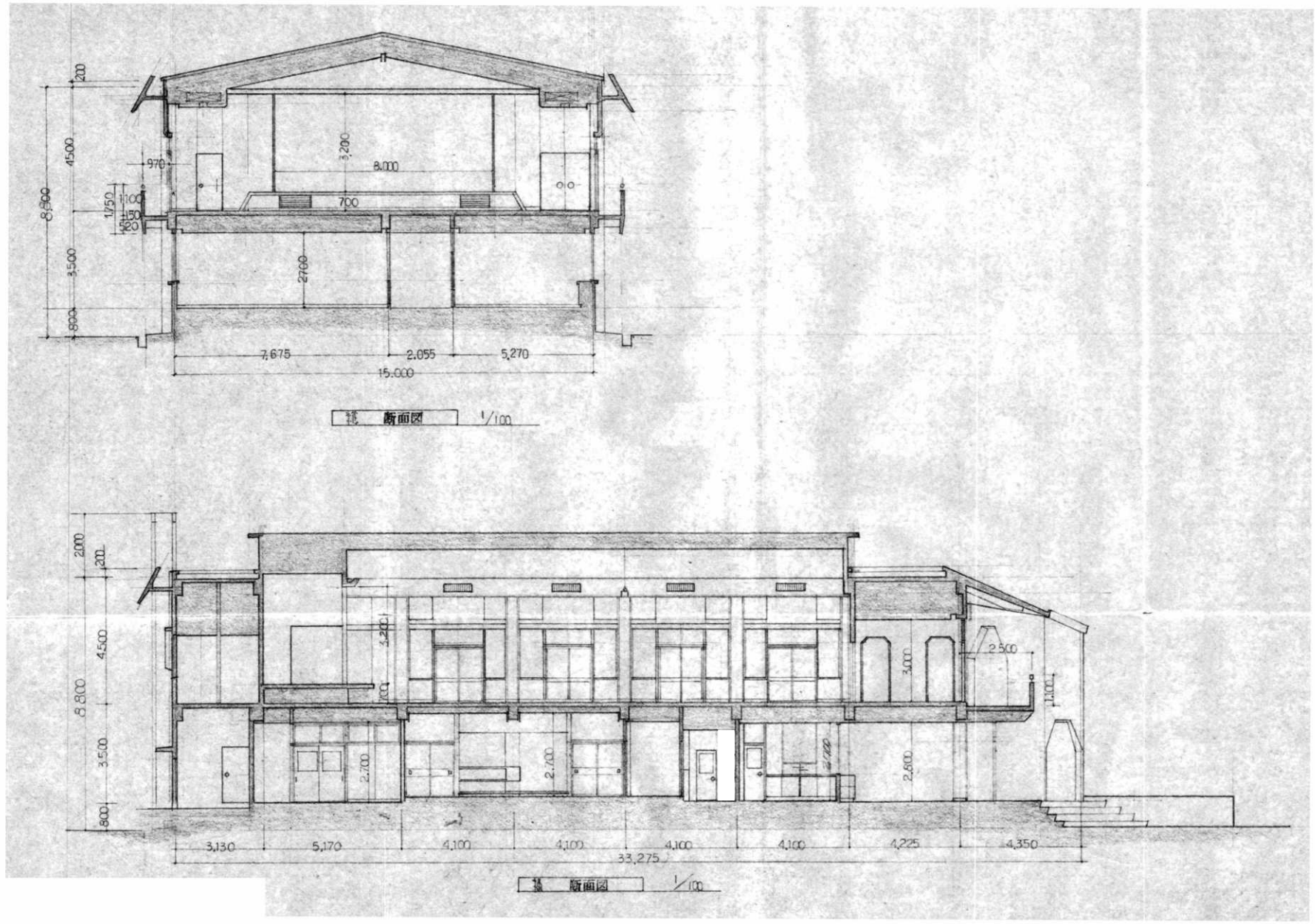
その他の設計者

図面名

立面図 北面 西面

縮尺  
A2 1/100

A-009



代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一般建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一般建築士 No. 385922

工事名

R7 三好市三野公民館解体設計業務

作成年月日  
 2025/12/05

設計図

その他の設計者  
 川原 裕次  
 一般建築士 No. 6107 徳島

その他の設計者

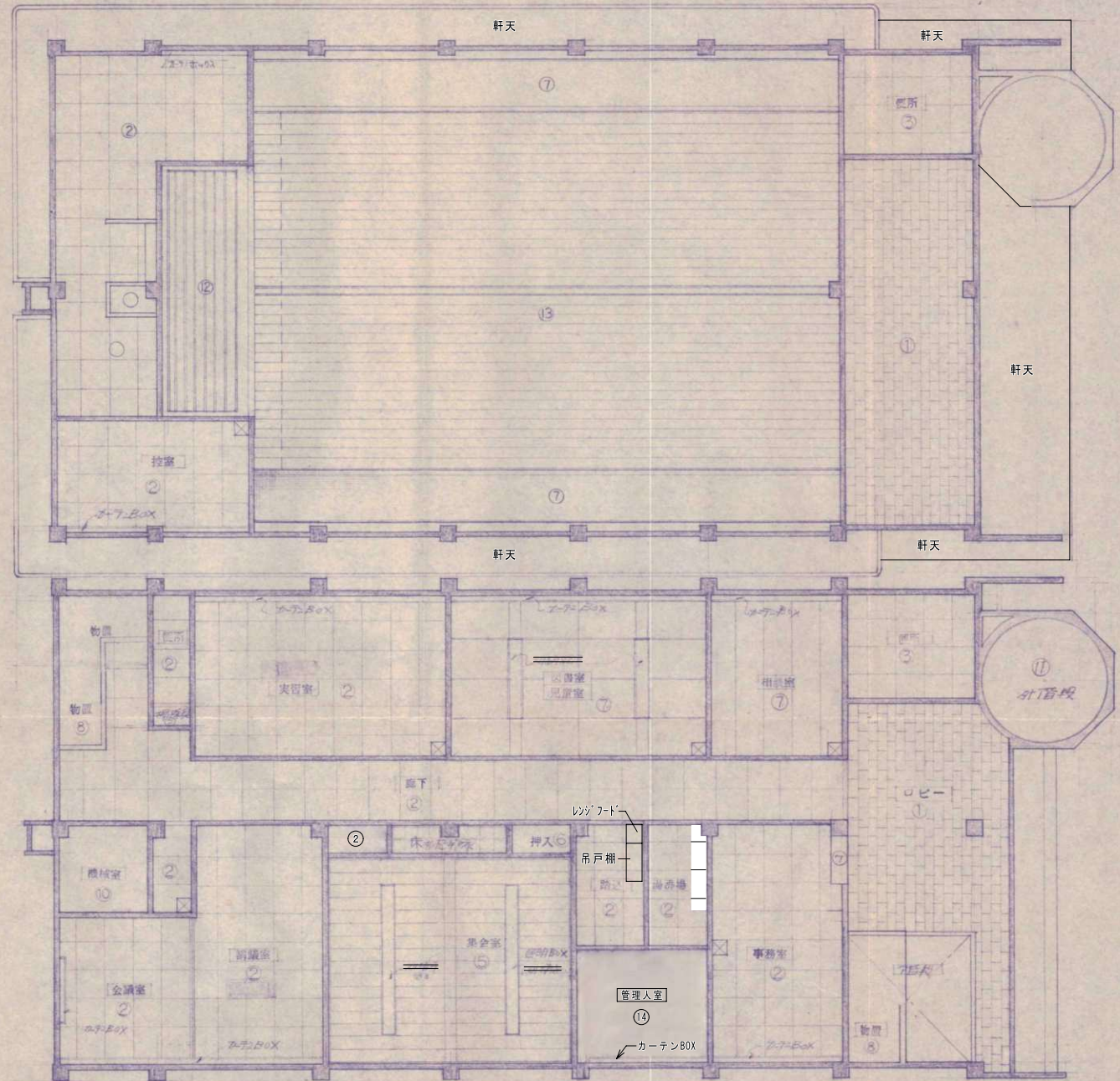
図面名

断面図

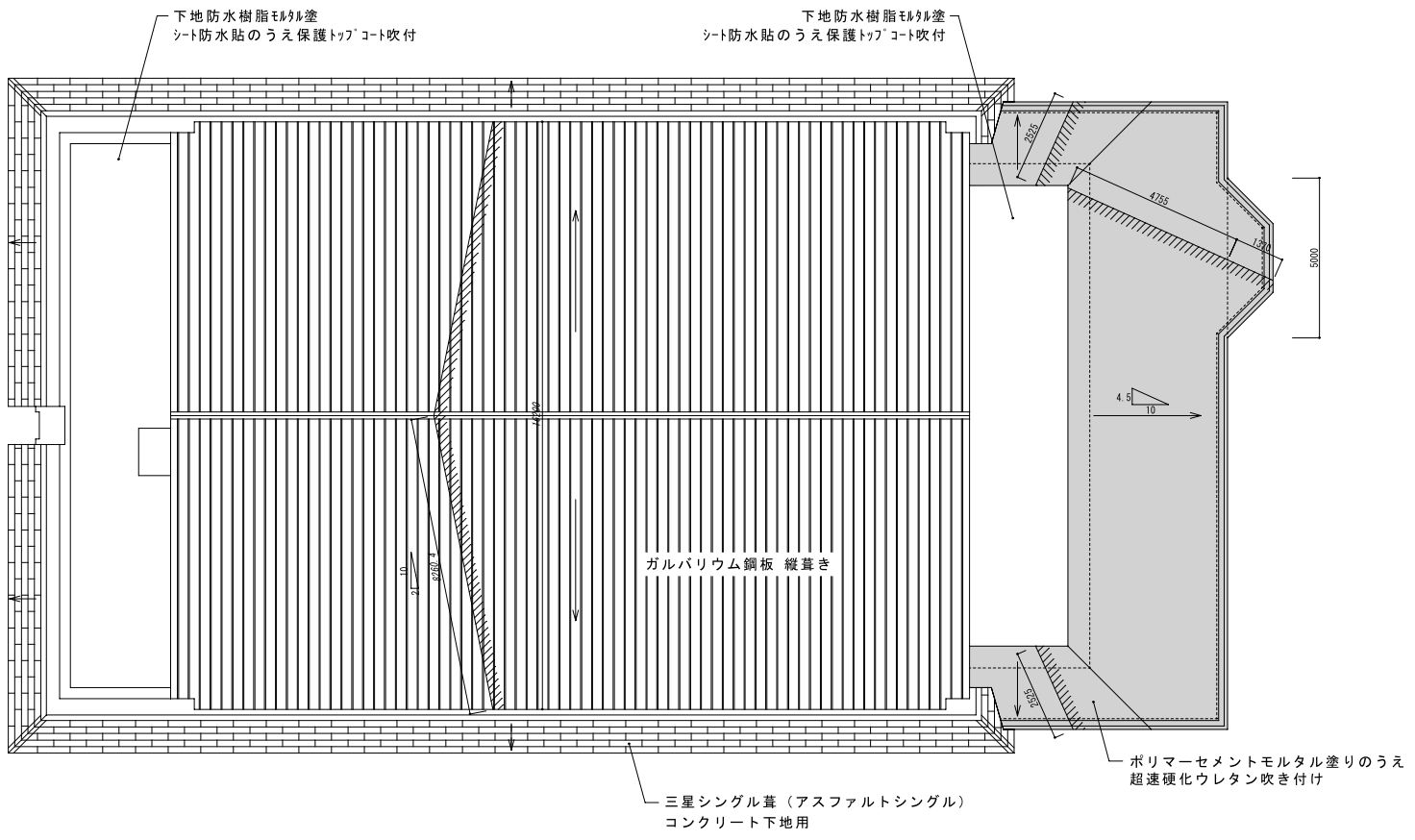
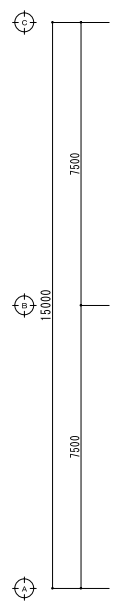
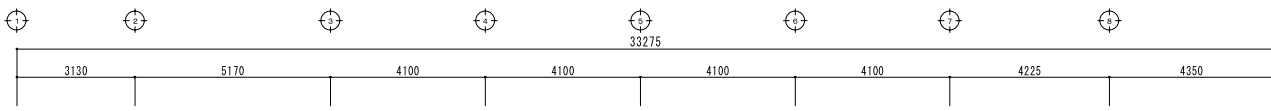
縮尺  
 A2 1/100

A-010

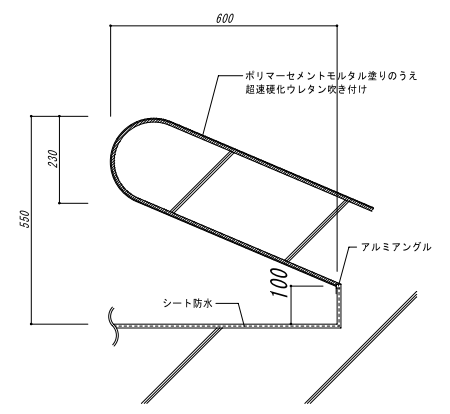
仕上表	
①	フッ素樹脂吸音板壁身の縁出し製
②	石膏ボードの目地貼EP
③	合板 OPスチロール
④	石膏パッキンを目地貼
⑤	石膏パッキンを目地貼
⑥	ラワンパッキン ④
⑦	ラワンパッキン ④から⑦の貼
⑧	石膏パッキン
⑨	有孔石膏ボードの目地貼EP
⑩	ラワンパッキン ④から⑦の貼
⑪	石膏パッキン EP
⑫	フッ素樹脂 OP
⑬	水子標 ④から⑦の貼
☒	天井口 ④ 450×450
⑭	石膏ボード下地 クロス貼
軒天	ラワン縁甲板 OS



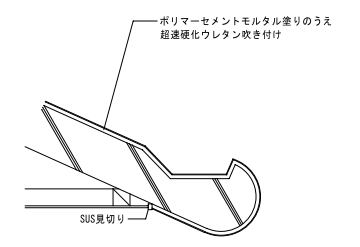
1階



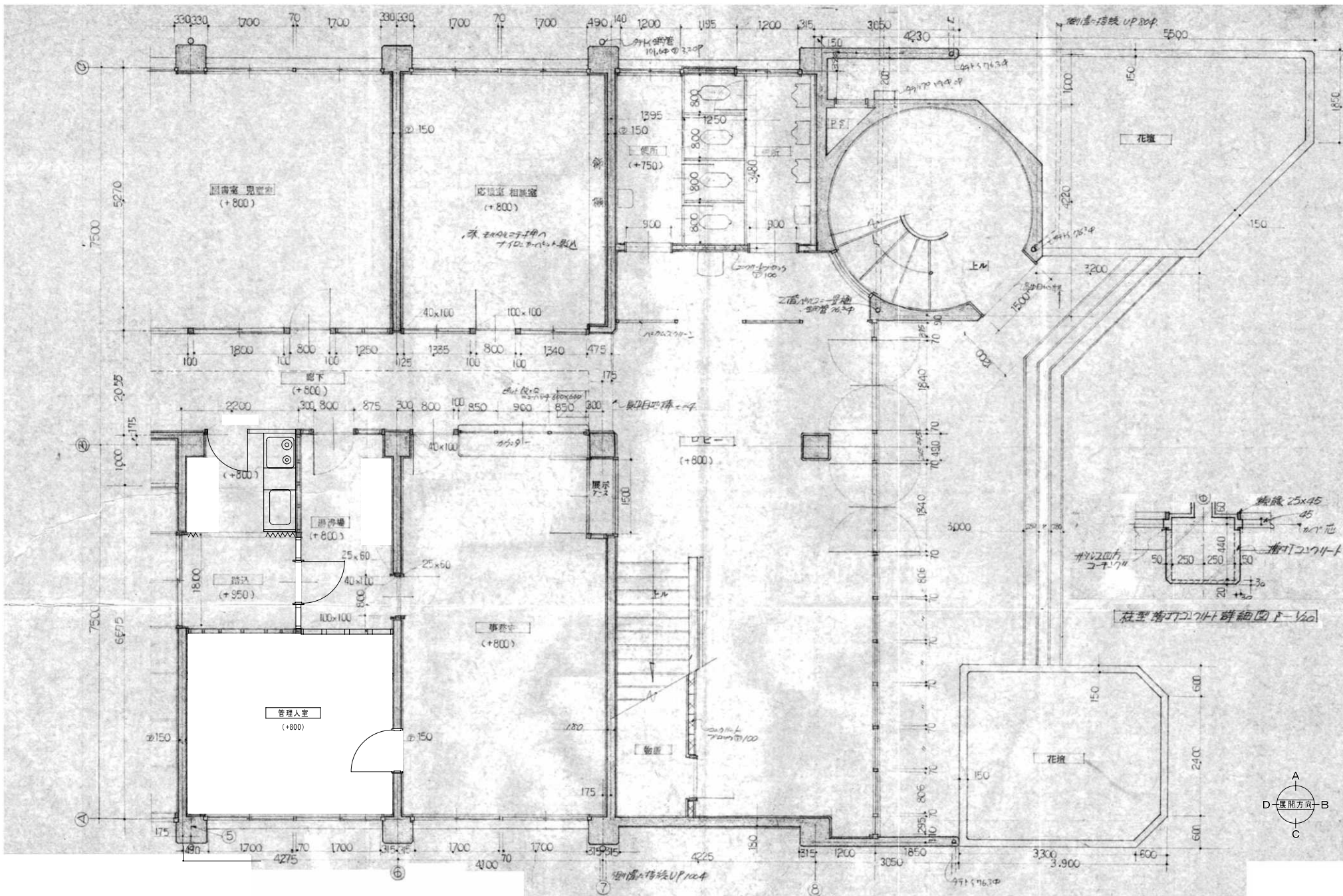
東面屋根 軒先 (水上) 詳細図 S=1/10



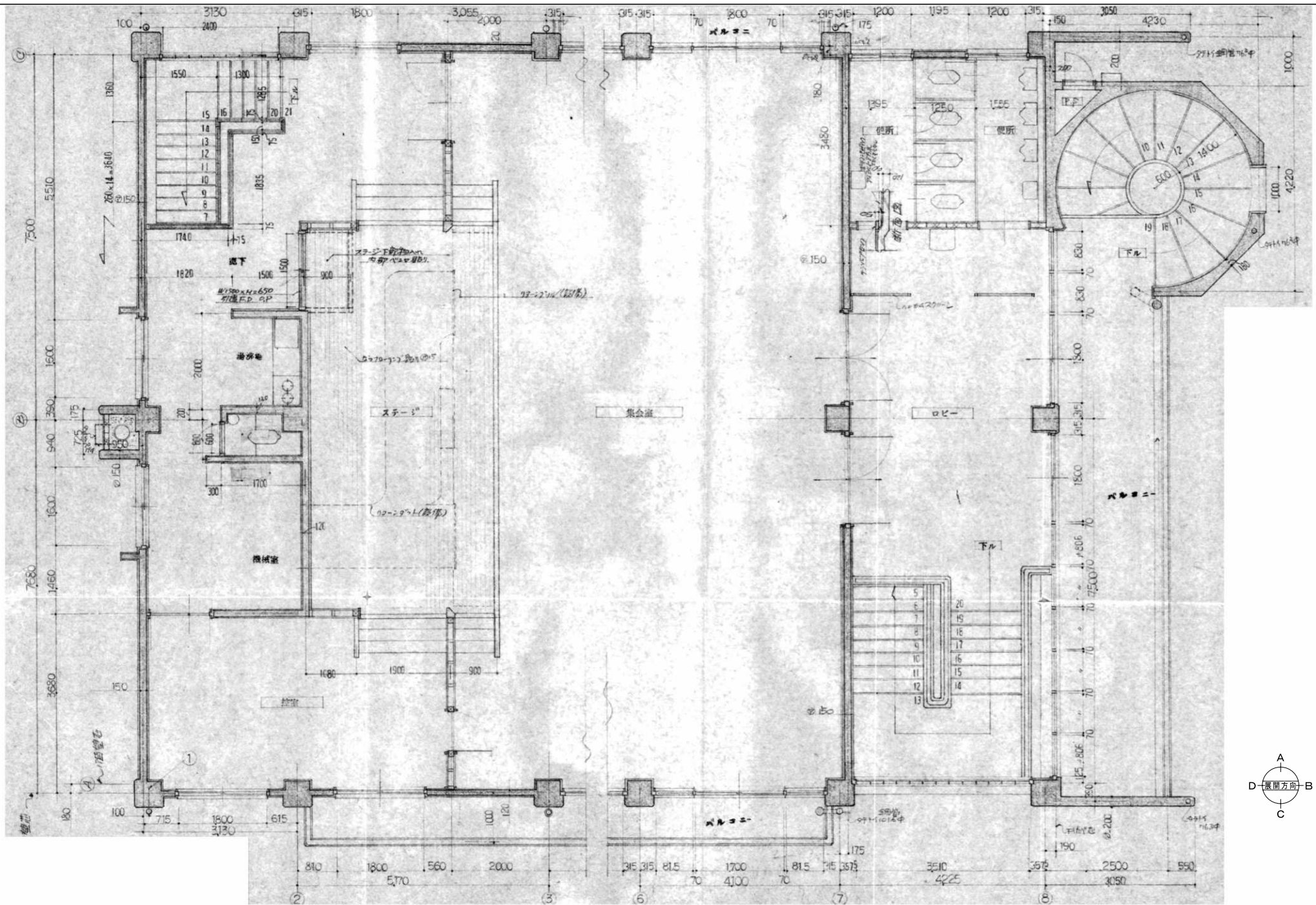
東面屋根 軒先 (水下) 詳細図 S=1/10

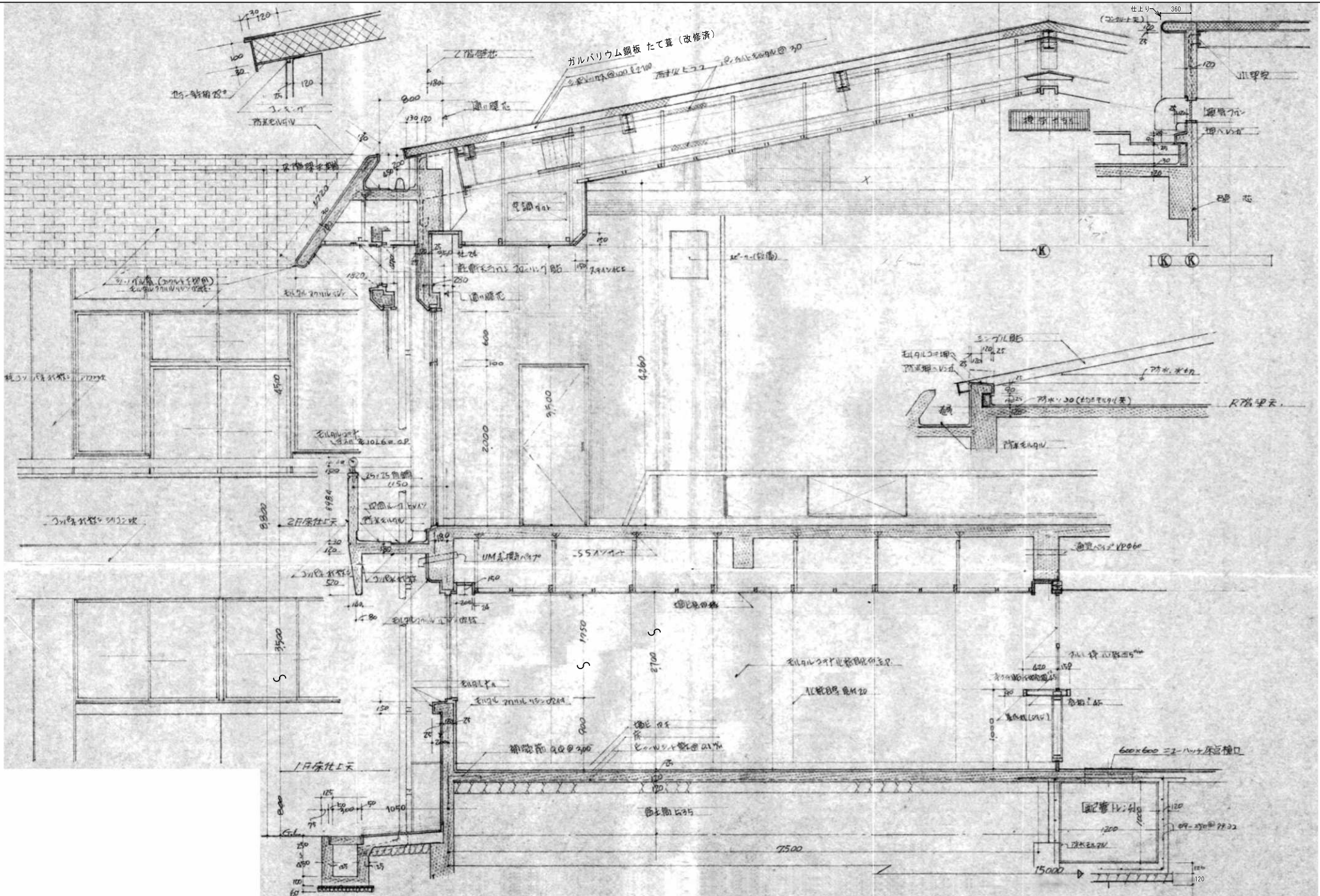


代表となる設計者 藤川 隆幸 一般建築士 No. 203045	その他の設計者 川島 みなみ 一般建築士 No. 385922	工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務	作成年月日 2025/12/05	設計図
その他の設計者 川原 裕次 二級建築士 No. 6107 徳島	その他の設計者	図面名 屋根伏図	縮尺 A2 1/100	A-012









代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一級建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一級建築士 No. 385922

工事名

R7 三好市三野公民館解体設計業務

作成年月日  
 2025/12/05

設計図

その他の設計者  
 川原 裕次  
 二級建築士 No. 6107 徳島

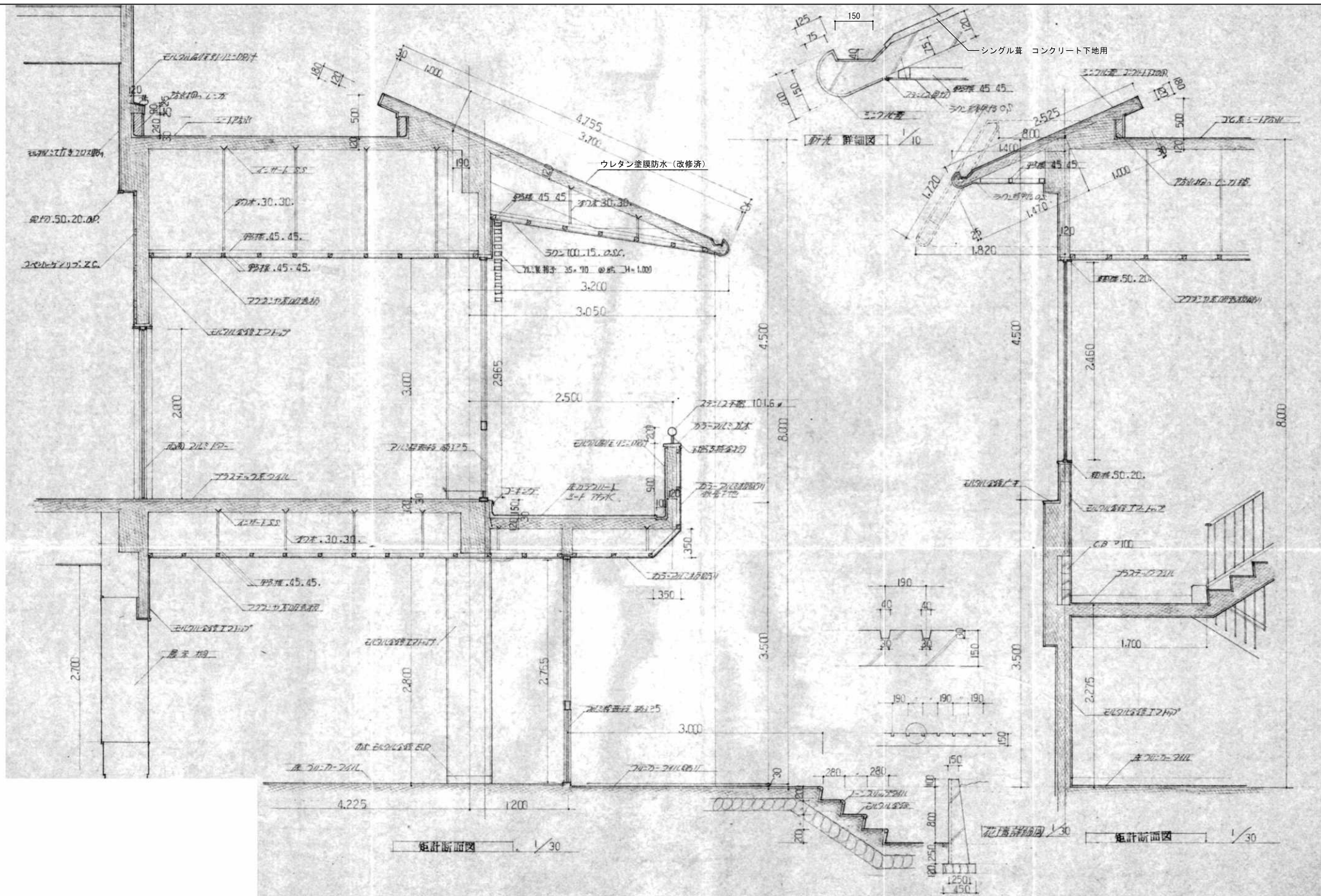
その他の設計者

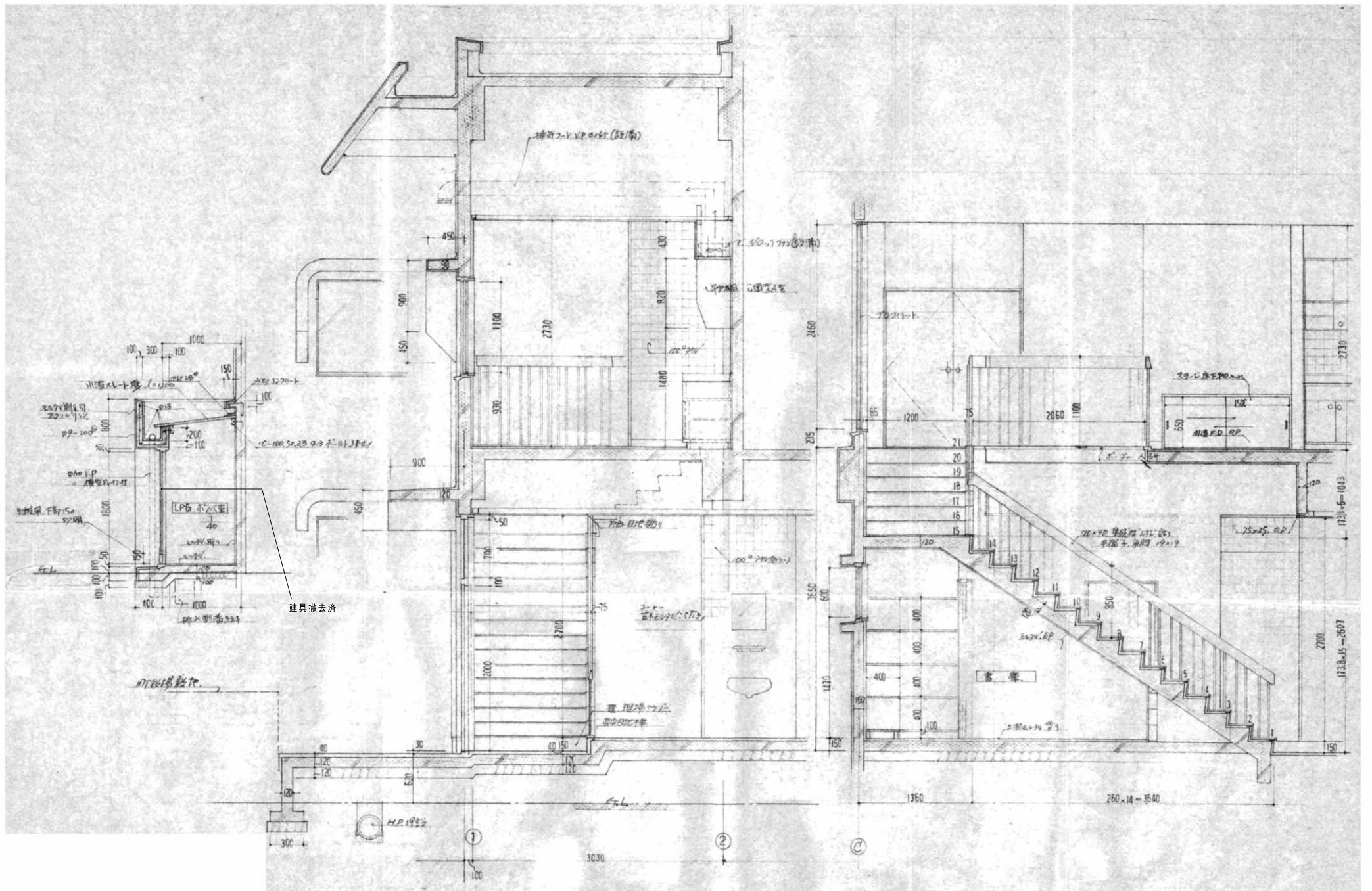
図面名

矩計図-1

縮尺  
 A2 1/30

A-016





代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一般建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一般建築士 No. 385922

工事名  
 R7 三好市三野公民館解体設計業務

図面名  
 矩計図-3 (西面玄関・階段・ポンペ室)

作成年月日  
 2025/12/05

設計図  
 A-018

その他の設計者  
 川原 裕次  
 一般建築士 No. 6107 徳島

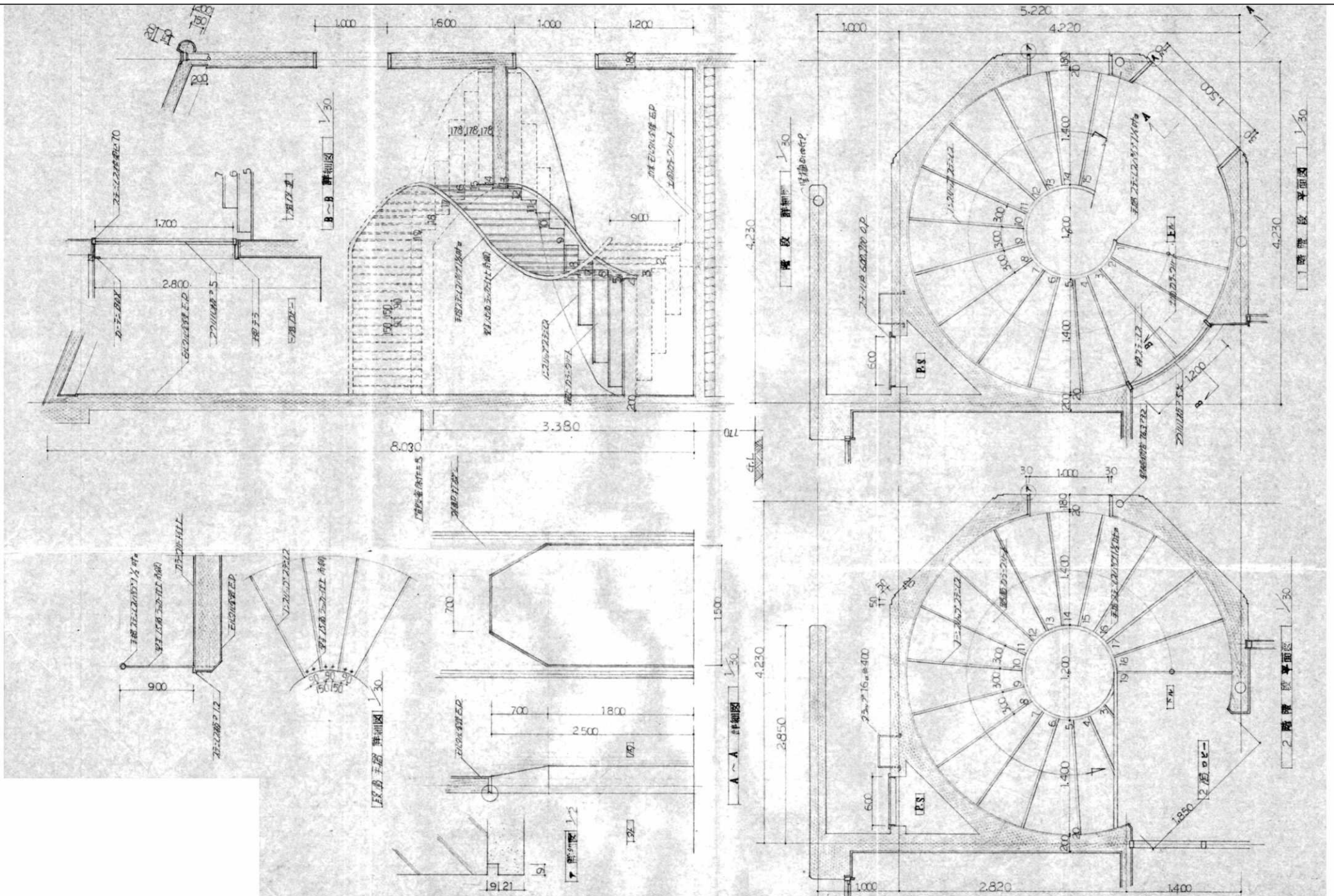
その他の設計者

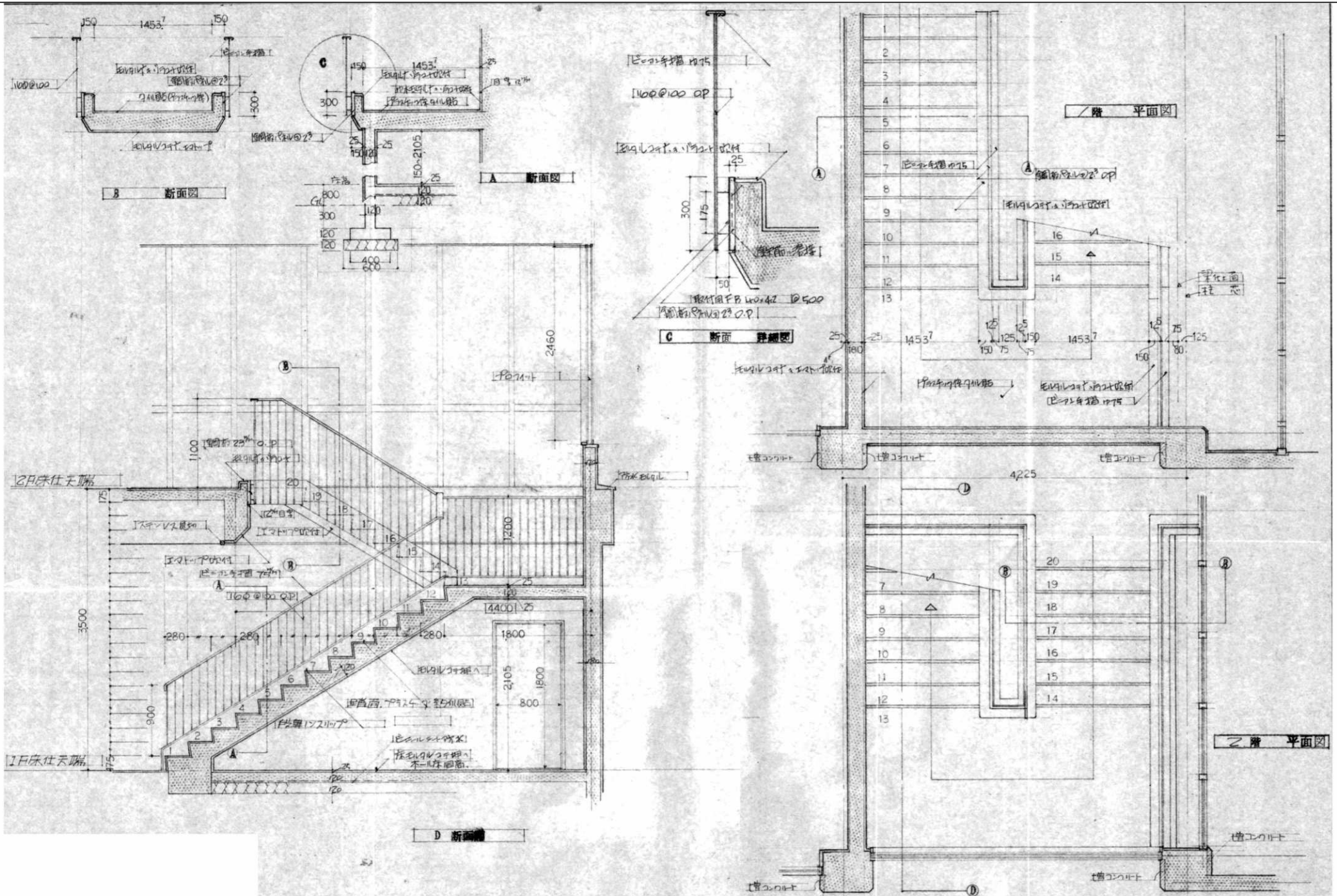
図面名

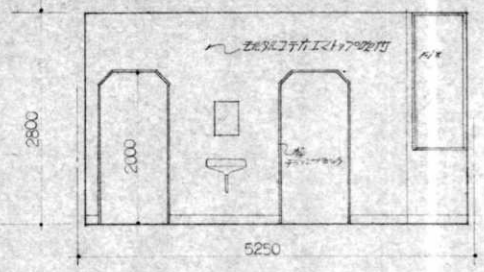
図面名

縮尺  
 A2 1/30

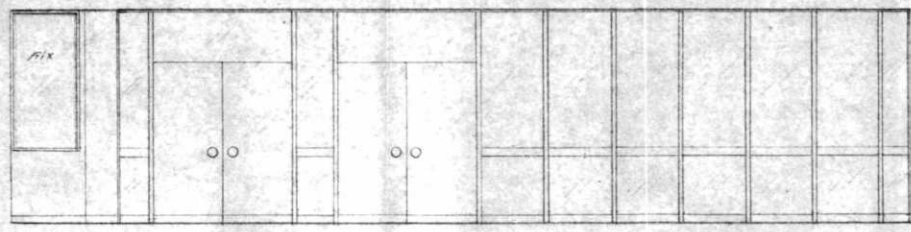




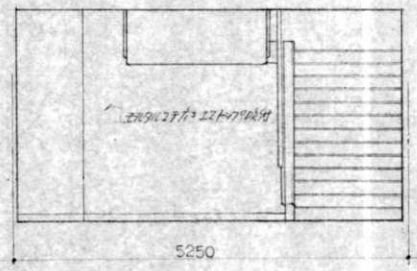




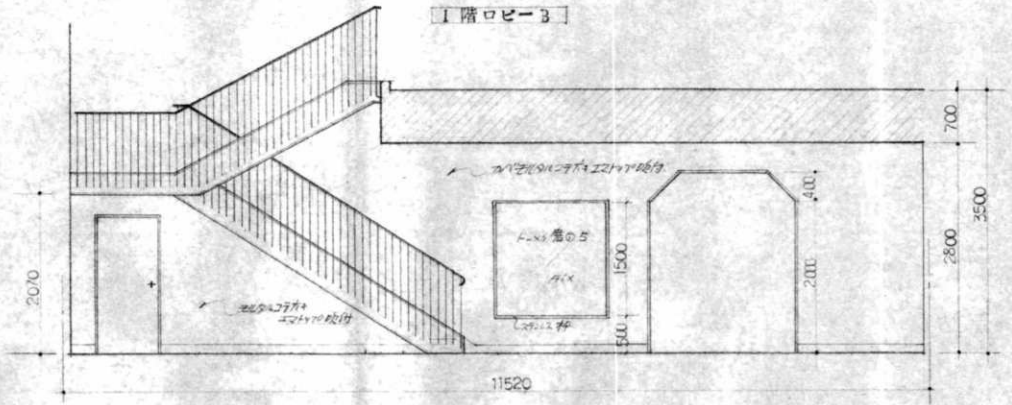
1階ロビーA



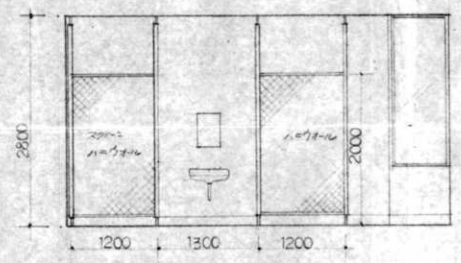
1階ロビーB



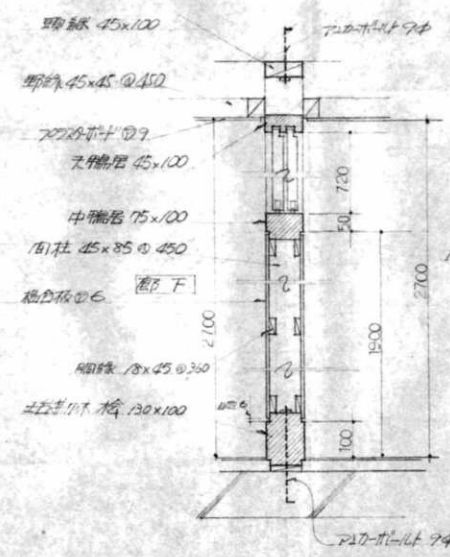
1階ロビーC



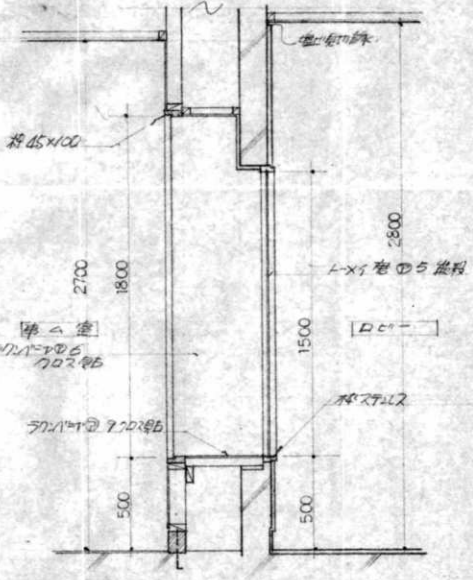
1階ロビーD



1階ロビーA



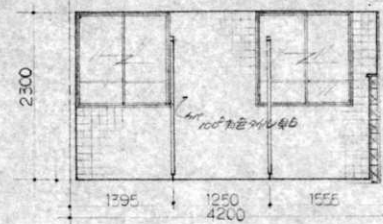
木造内仕切詳細図



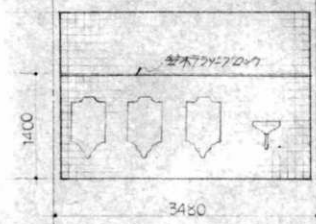
木造外仕切詳細図



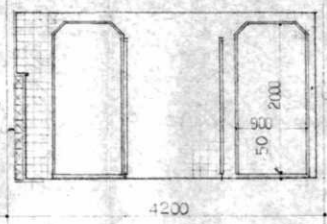
代表となる設計者 藤川 隆幸 一般建築士 No. 203045	その他の設計者 川島 みなみ 一般建築士 No. 385922	工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務	作成年月日 2025/12/05	設計図
その他の設計者 川原 裕次 一般建築士 No. 6107 徳島	その他の設計者	図面名 展開図-1	縮尺 A2 1/10, 20, 50	A-022



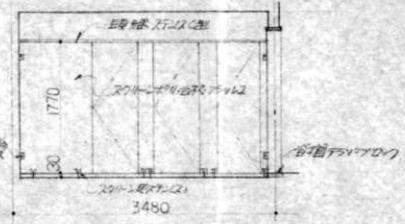
便所 A



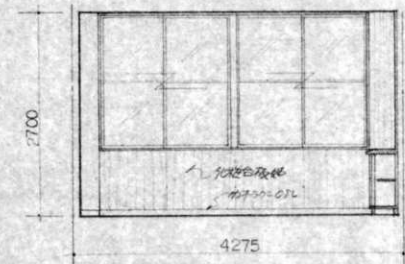
便所 B



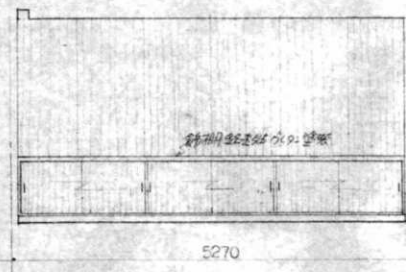
便所 C



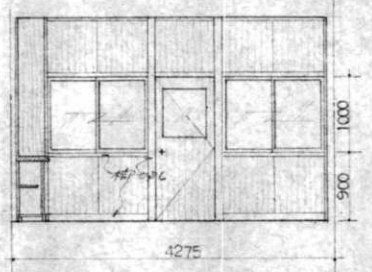
便所 B



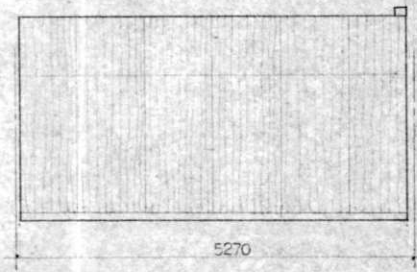
応接室相談室 A



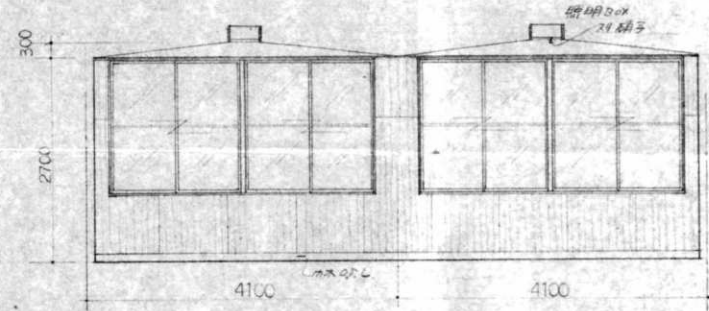
応接室相談室 B



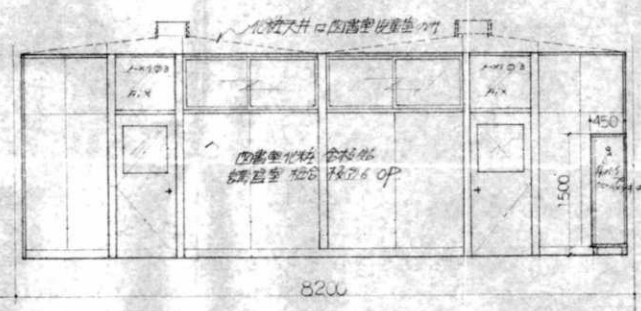
応接室相談室 C



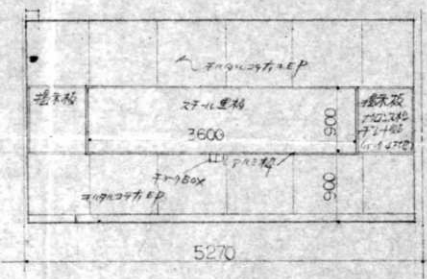
応接室相談室図書室 D



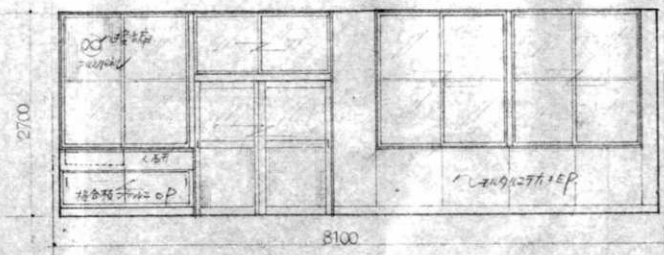
図書室児童室 A



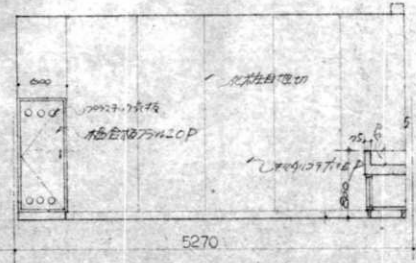
図書室児童室講習室実習室 C



講習室実習室 B



講習室実習室 A



講習室実習室 D



代表となる設計者  
藤川 隆幸  
一般建築士 No. 203045

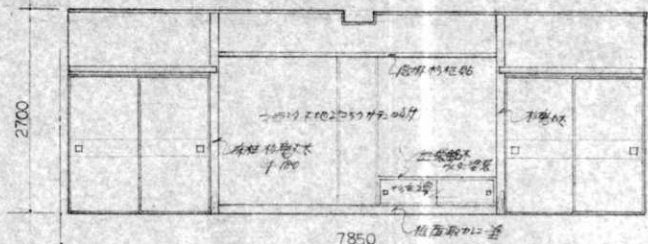
その他の設計者  
川島 みなみ  
一般建築士 No. 385922

工事名  
R7 三好市三野公民館解体設計業務

図面名  
展開図-2

作成年月日  
2025/12/05

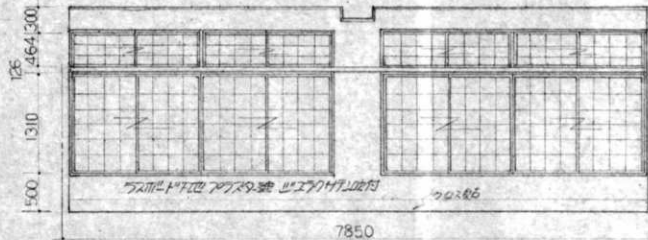
設計図  
縮尺  
A2 1/50  
A-023



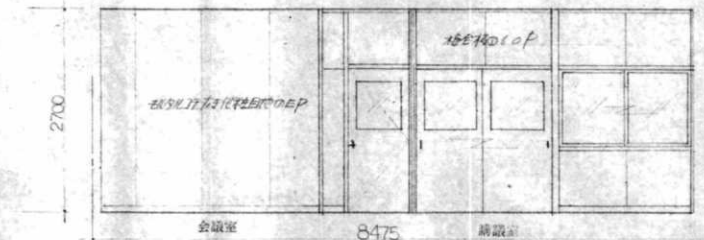
集会室 A



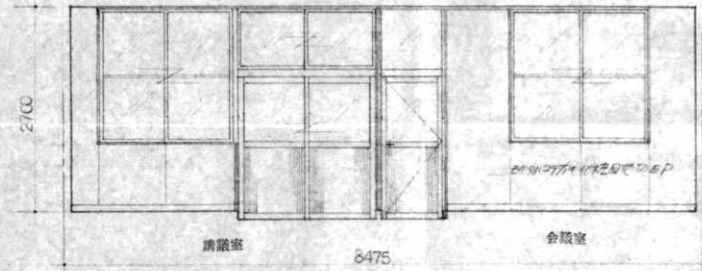
集会室 B



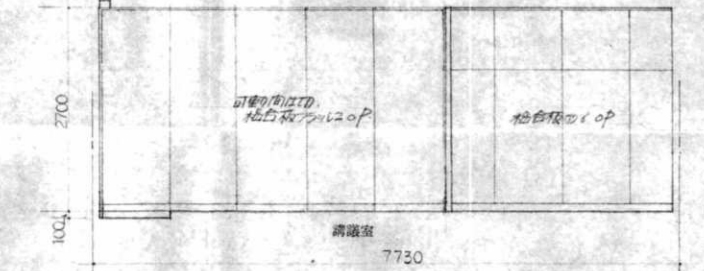
集会室 C



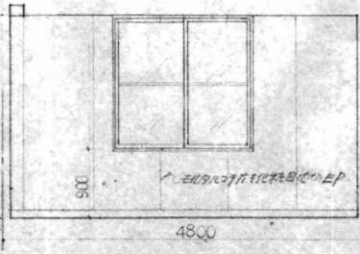
会議室 A



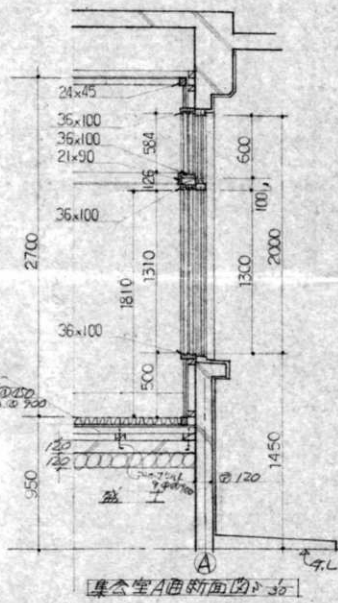
会議室 C



会議室 D



会議室 D



集会室 A 断面図 (30)



代表となる設計者  
藤川 隆幸  
一級建築士 No. 203045

その他の設計者  
川島 みなみ  
一級建築士 No. 385922

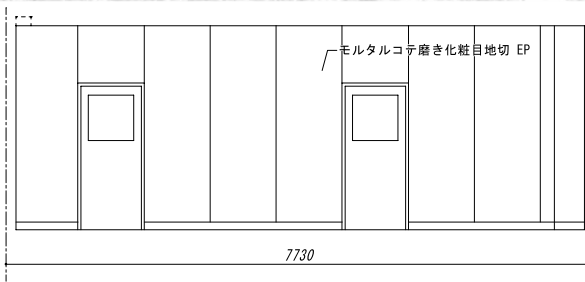
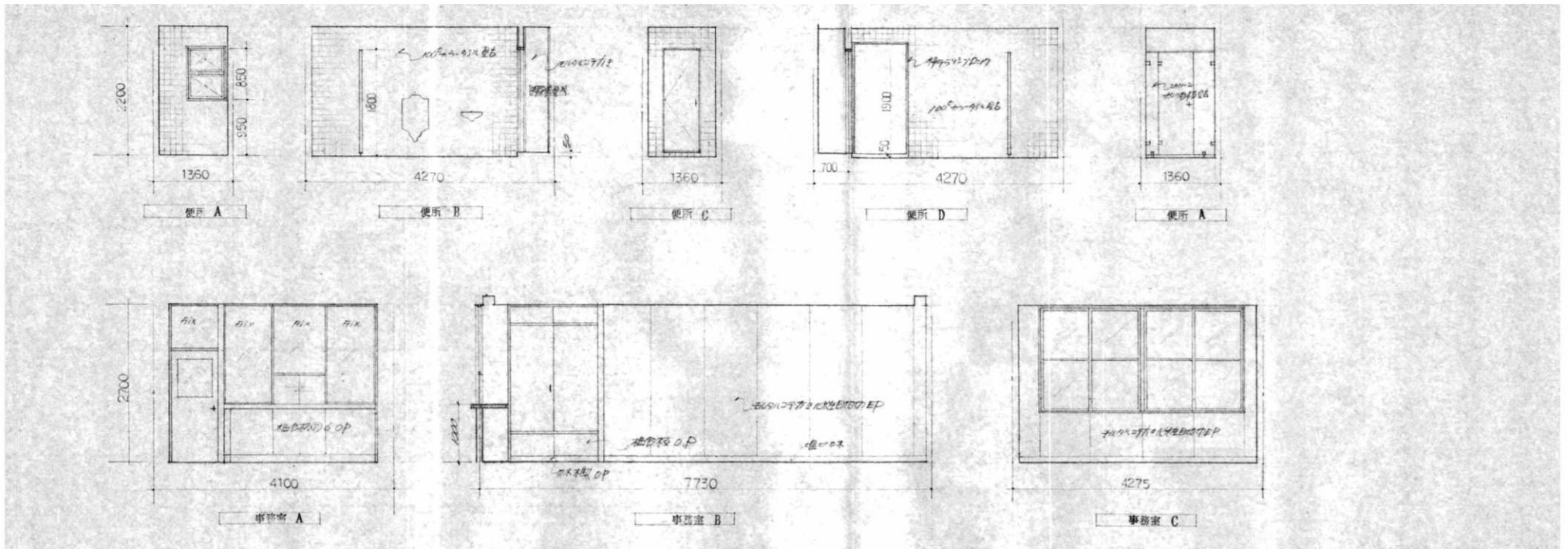
工事名  
R7 三好市三野公民館解体設計業務

図面名  
展開図-3

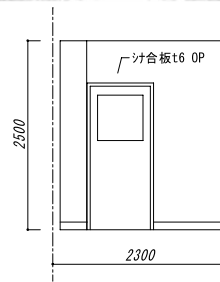
作成年月日  
2025/12/05

設計図  
A-024

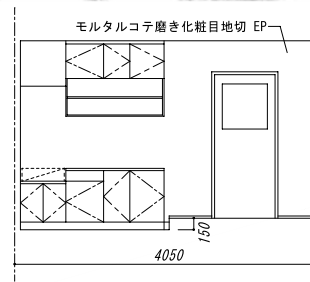
縮尺  
A2 1/30, 50



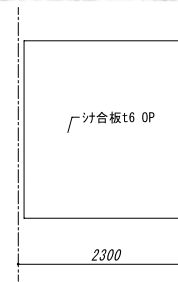
事務室 D



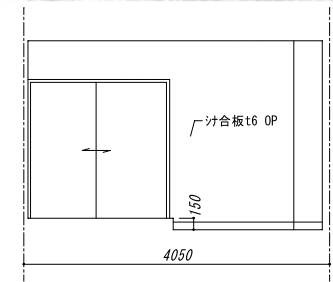
湯沸室 A



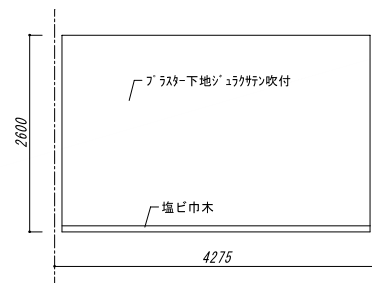
湯沸室 B



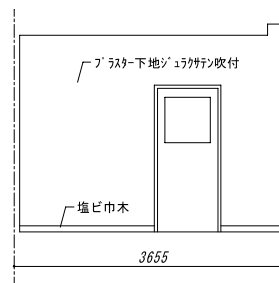
湯沸室 C



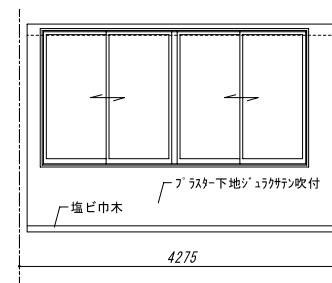
湯沸室 D



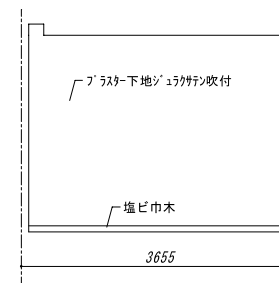
管理人室 A



管理人室 B



管理人室 C



管理人室 D



代表となる設計者  
藤川 隆幸  
一般建築士 No. 203045

その他の設計者  
川島 みなみ  
一般建築士 No. 385922

工事名

R7 三好市三野公民館解体設計業務

作成年月日  
2025/12/05

設計図

その他の設計者  
川原 裕次  
二級建築士 No. 6107 徳島

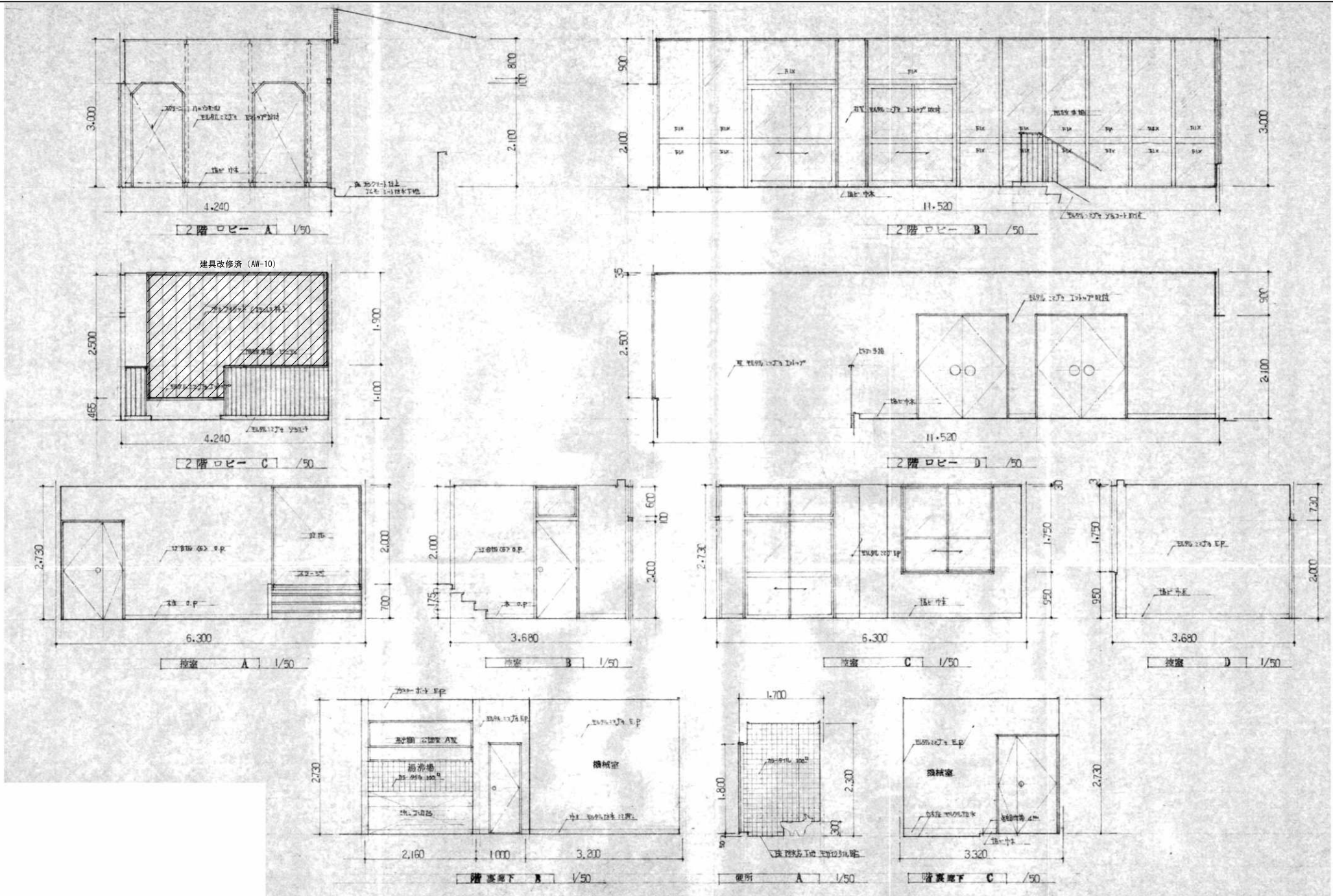
その他の設計者

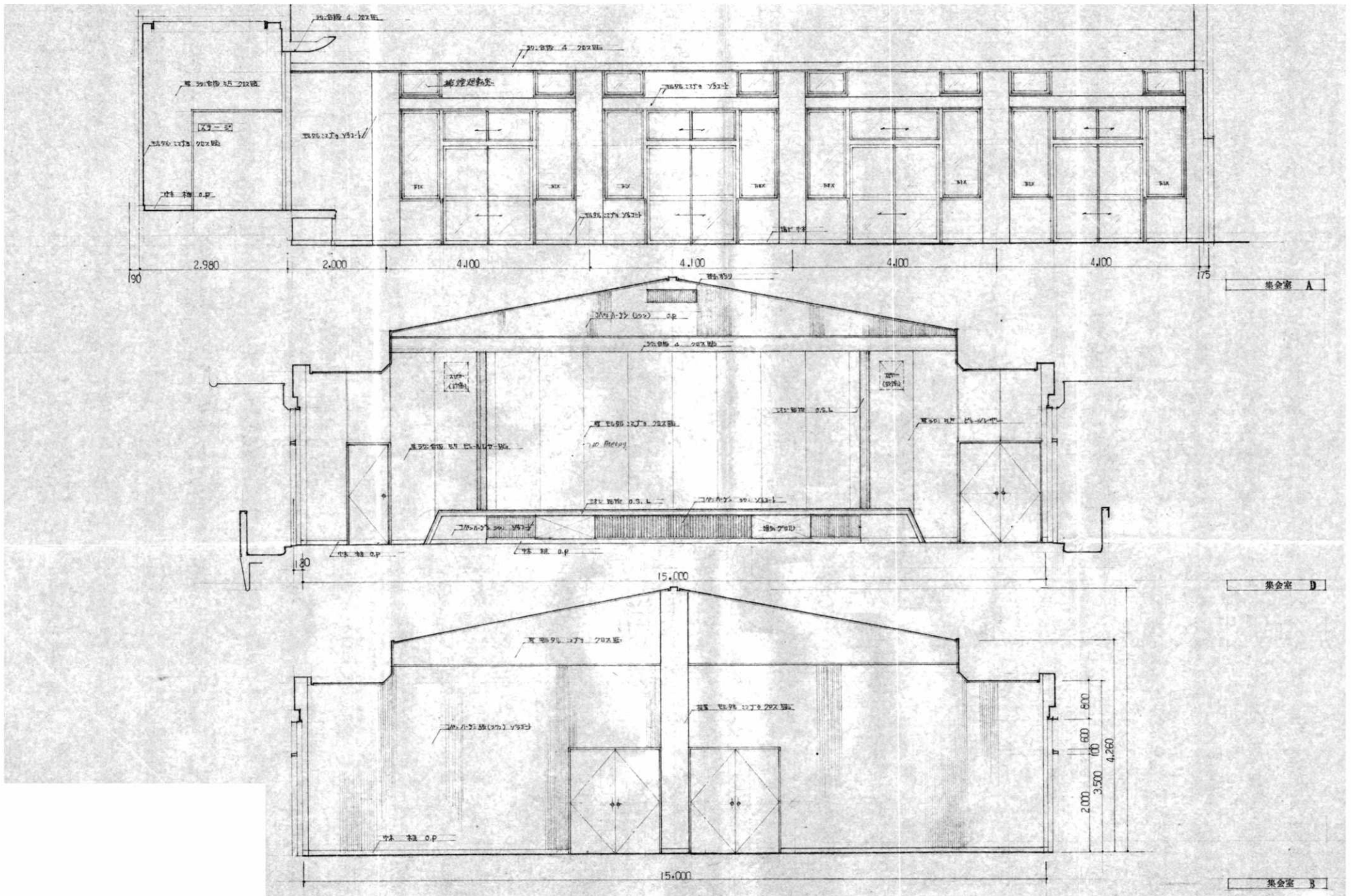
図面名

展開図-4

縮尺  
A2 1/50

A-025





代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一般建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一般建築士 No. 385922

工事名

R7 三好市三野公民館解体設計業務

作成年月日  
 2025/12/05

設計図

その他の設計者  
 川原 裕次  
 一般建築士 No. 6107 徳島

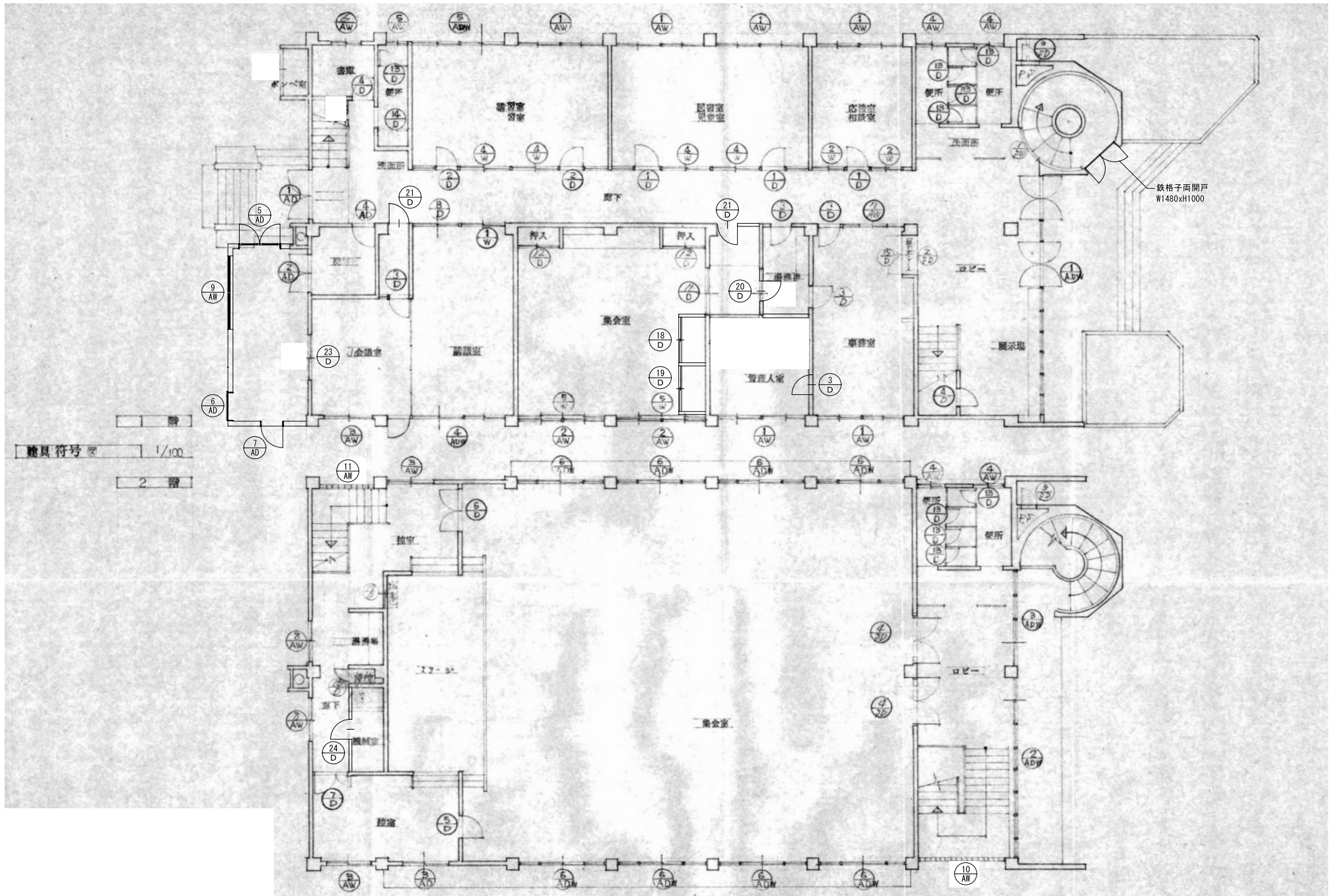
その他の設計者

図面名

展開図-6

縮尺  
 A2 1/50

A-027



1/100  
 2階



代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一般建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一般建築士 No. 385922

その他の設計者  
 川原 裕次  
 二級建築士 No. 6107 徳島

その他の設計者  
 (Blank)

工事名  
 R7 三好市三野公民館解体設計業務

図面名  
 建具配置図

作成年月日  
 2025/12/05

縮尺  
 A2 NON

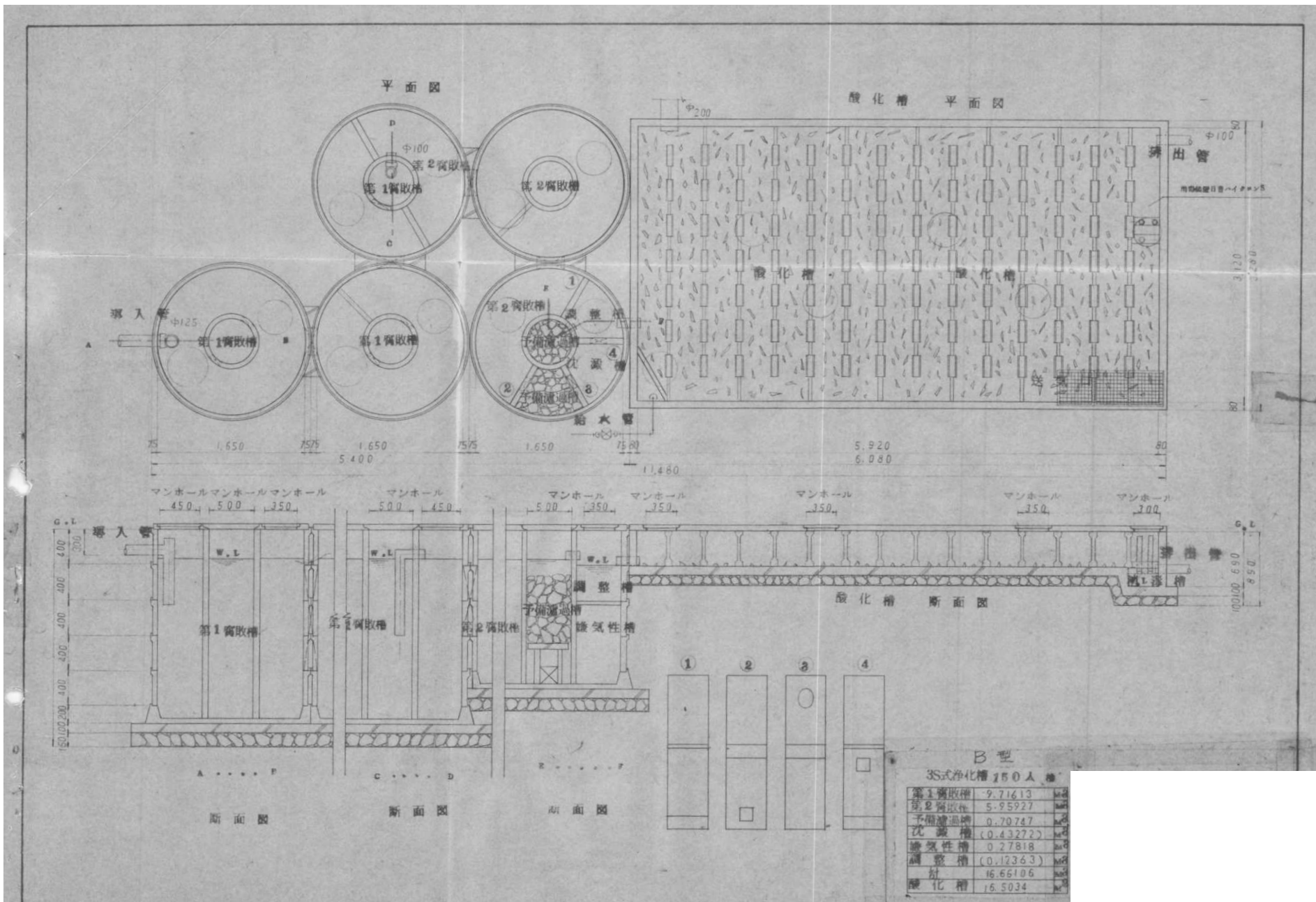
設計図  
 A-028



符号	①	②	③	④	⑤
室名	引違い硝子窓 磯集室	引違い硝子窓 丸梅室		引違い硝子窓 西詰室 磯習室	引違い硝子窓 1階集会室
材質	スチール OP 黒色	白 左		白 左	白 左
数量	1	2		4	2
硝子	211 ③	白 左		1-X1 主骨 白 左	4-D1 主骨
建具金物	CC製PRC-L110-14 白他付付取付金物	白 左		白 左	5/7 取付金物 730-72-226
備考					

符号	場所 名称	18	1階集会室 押入 引違い横、引違い天袋	19	1階集会室 押入 両開き横、引違い天袋	20	湯沸室 片開き戸	21	湯沸室 片開き戸	22	小会議室前室 片開き戸	23	小会議室 引違い戸	24	2階機械室 片開き戸
図															
見込	数量	30	1ヶ所	30	1ヶ所	36	1ヶ所	36	1ヶ所	36	1ヶ所	36	1ヶ所	36	1ヶ所
ガラス	仕上	-		-		X1t3		X1t3		X1t3		X1t3		X1t3	
付属金物															
備考															
符号	場所 名称	9	選挙管理委員会室 2連引違い窓	5	選挙管理委員会室 両開き戸	6	選挙管理委員会室 片引き戸	7	選挙管理委員会室 片開き戸	10	主階段室 FIX窓	11	裏面階段室 FIX窓		
図															
見込	数量	70	1ヶ所	70	1ヶ所	70	1ヶ所	70	1ヶ所	70	1ヶ所	70	1ヶ所		
ガラス	仕上	t-14 t6		t-14 t6		t-14 t6		-		網入りガラスt6.8		網入りガラスt6.8			
付属金物															
備考															





代表となる設計者  
藤川 隆幸  
一般建築士 No. 203045

その他の設計者  
川島 みなみ  
一般建築士 No. 385922

その他の設計者  
川原 裕次  
一般建築士 No. 6107 徳島

工事名  
R7 三好市三野公民館解体設計業務

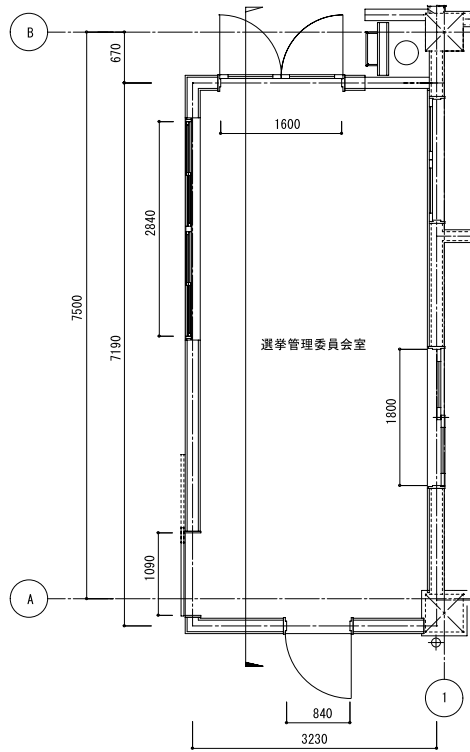
作成年月日  
2025/12/05

設計図

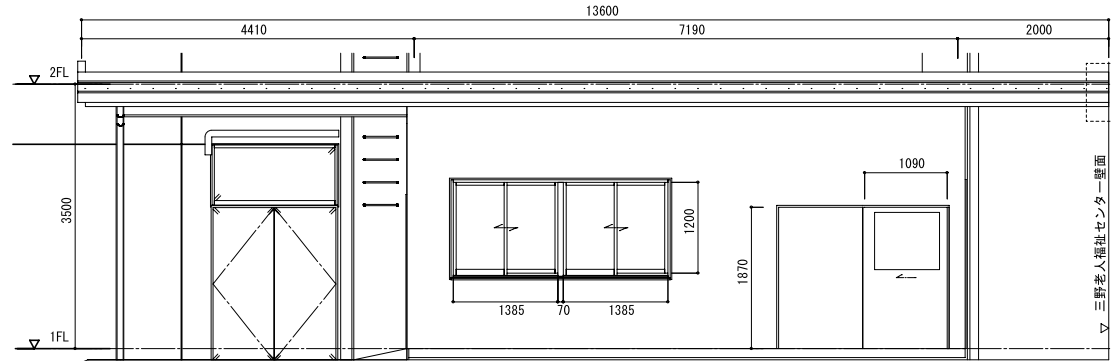
図面名  
浄化槽参考図

縮尺  
A2 1/30

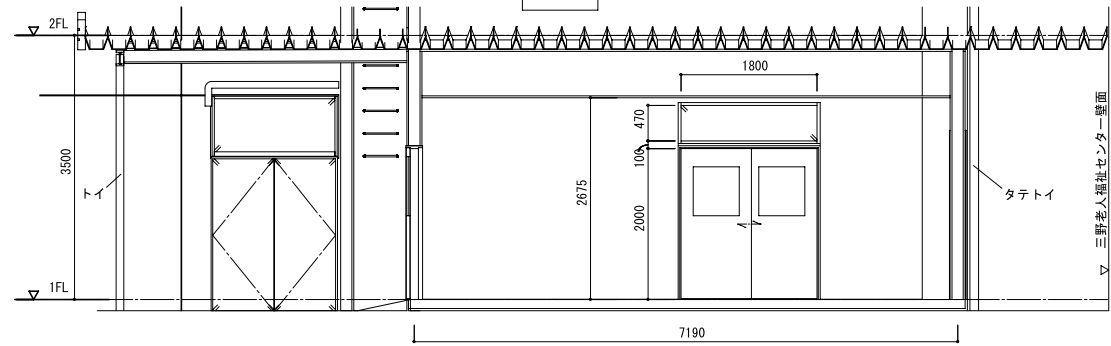
A-032



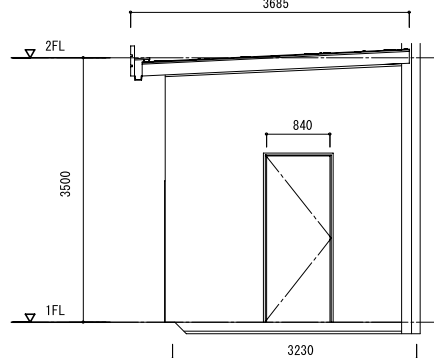
平面図



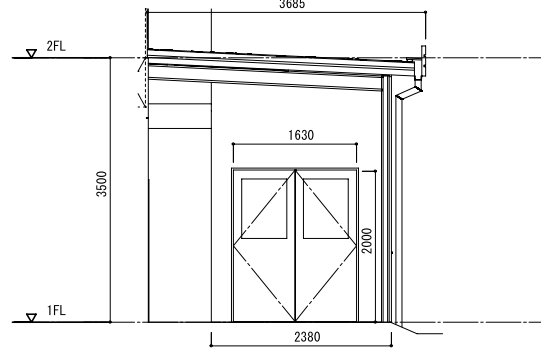
断面図



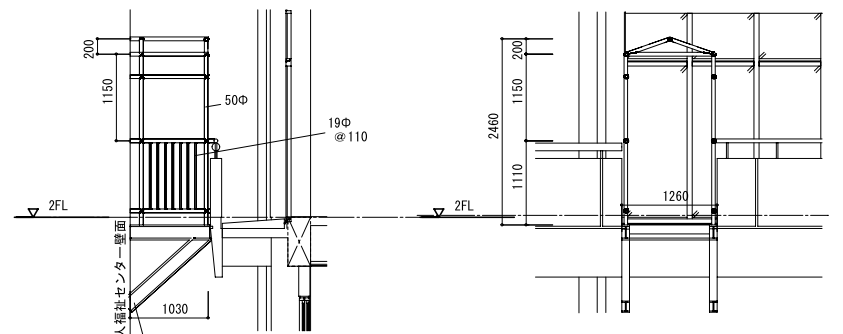
西立面図



南立面図



北立面図



東立面図

南立面図

仕上表

部屋名	床	幅木	壁	天井	備考
選挙管理委員会室	Pタイル	塩ビ巾木H80	木質系合板+クロス	ロックウール300×600	カーテンBOX・換気扇・ブレーカー
外壁	ALCパネルのうえリシン吹付		屋根	折板屋根	



代表となる設計者  
 藤川 善孝  
 一級建築士 No. 203045  
 その他の設計者  
 川原 裕次  
 二級建築士 No. 6107 徳島

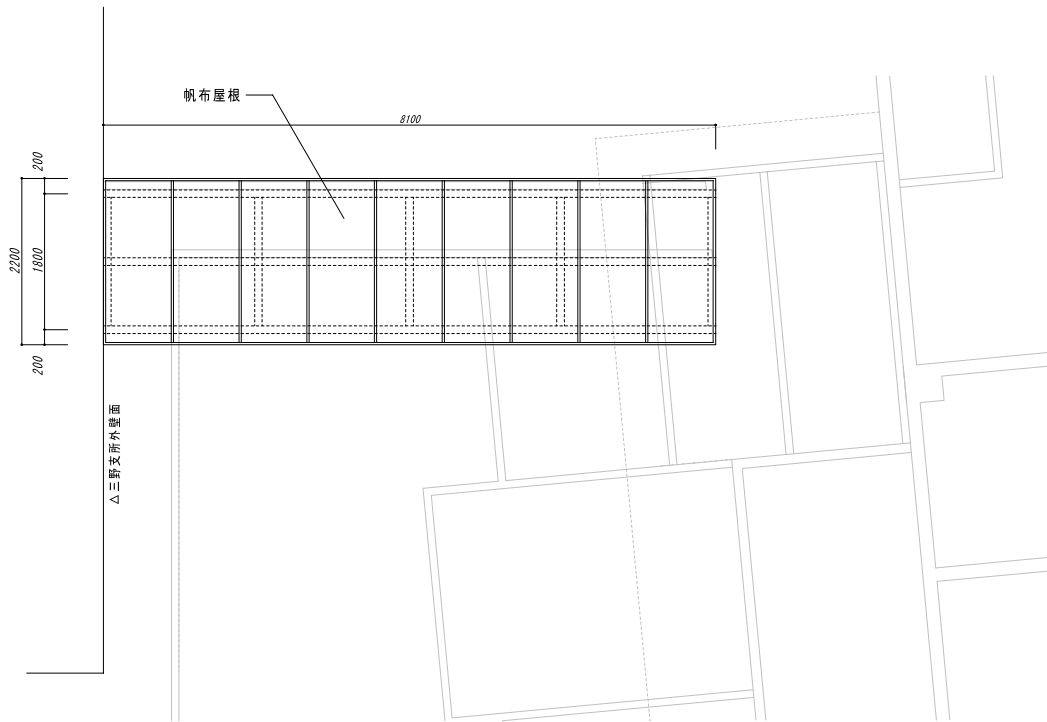
その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一級建築士 No. 385922  
 その他の設計者

工事名  
 R7 三好市三野公民館解体設計業務  
 図面名  
 付属建物図 (選挙管理委員会室・2階渡り廊下)

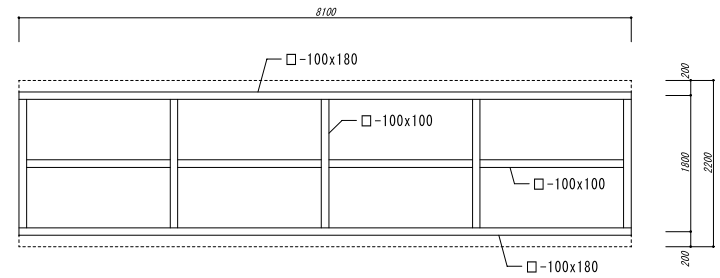
作成年月日  
 2025/12/05  
 縮尺  
 A2 1/50

設計図

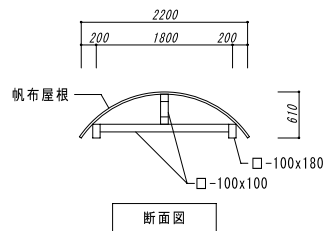
A-033



配置図兼屋根伏図

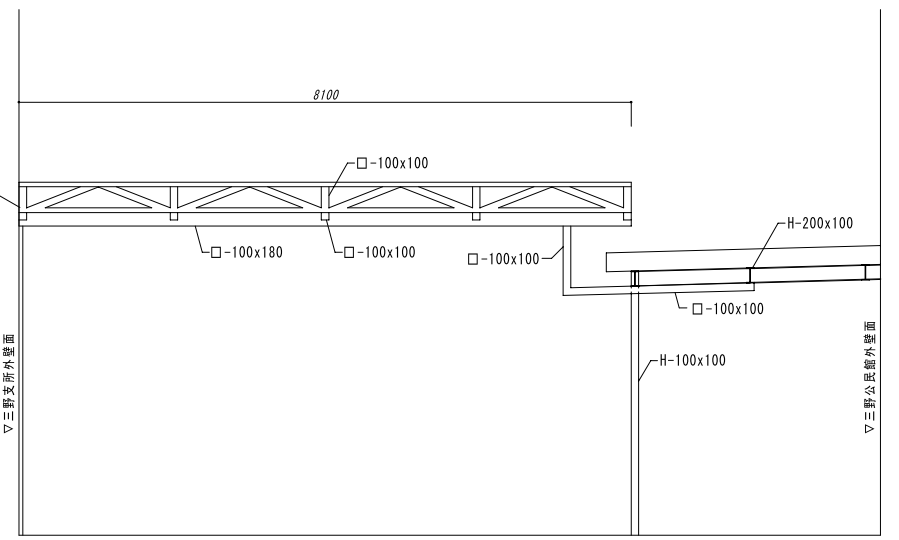


平面図 (鉄骨架構)



断面図

解体後壁面補修のこと  
(防錆処理+モルタル補修程度)



断面図

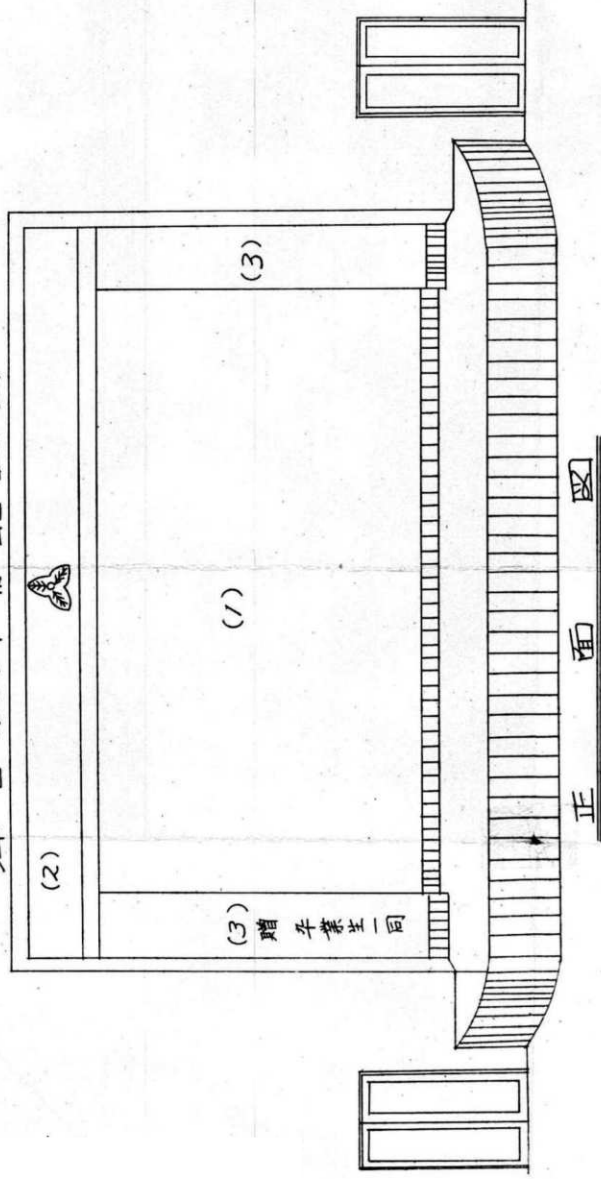


代表となる設計者 藤川 隆幸 一級建築士 No. 203045	その他の設計者 川島 みなみ 一級建築士 No. 385922	工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務	作成年月日 2025/12/05	実施図
その他の設計者 川原 裕次 二級建築士 No. 6107 徳島	その他の設計者	図面名 附属建物 (三野支所側渡り廊下)	縮尺 A2 1/50	A-034

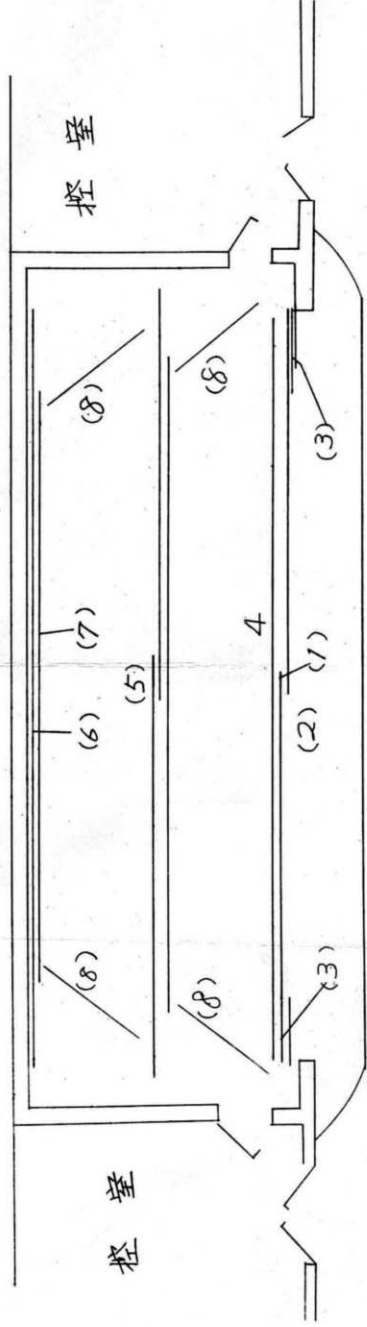




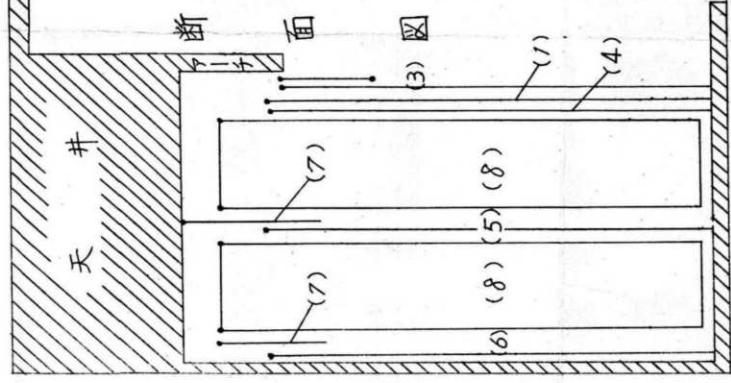
# 舞台裝飾幕配置図



正面図



平面図

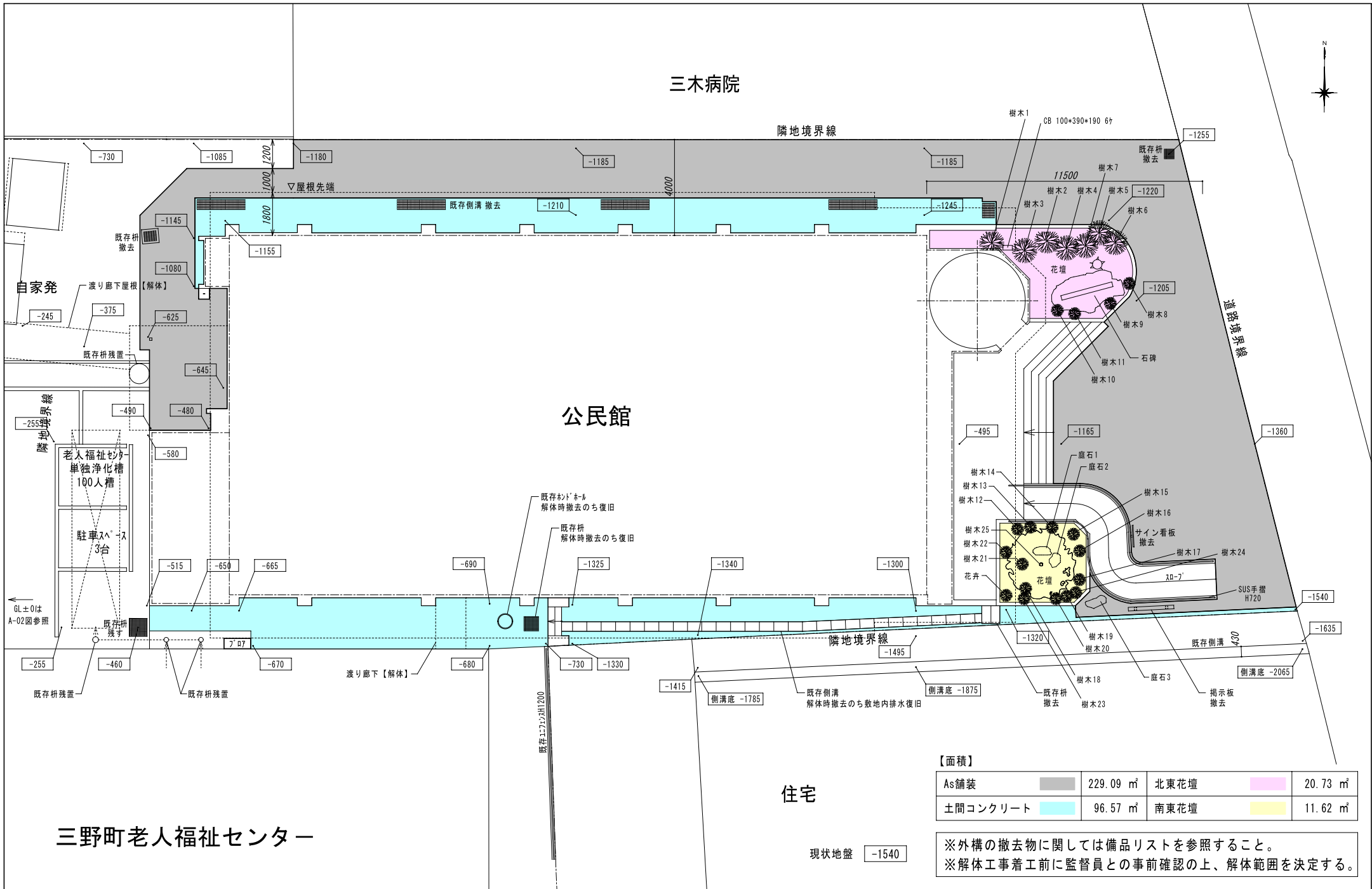


断面図

番号	品名	寸法	綴帳方法及舞台裝飾幕明細記入欄	色	数量	単位
1	襖巾	×高				
2	水引幕	××				
3	両袖幕	××				
4	引中	××				
5	バック幕	××				
6	カスミ幕	××				
7	サイド幕	××				
8						

備考欄

三木病院



【面積】

As舗装	229.09 m <sup>2</sup>	北東花壇	20.73 m <sup>2</sup>
土間コンクリート	96.57 m <sup>2</sup>	南東花壇	11.62 m <sup>2</sup>

※外構の撤去物に関しては備品リストを参照すること。  
 ※解体工事着工前に監督員との事前確認の上、解体範囲を決定する。

三野町老人福祉センター

住宅

現状地盤 -1540



代表となる設計者 藤川 隆幸 一級建築士 No. 203045	その他の設計者 川島 みなみ 一級建築士 No. 385922	工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務	作成年月日 2025/12/05	設計図
その他の設計者 川原 裕次 二級建築士 No. 6107 徳島	その他の設計者	図面名 外構配置図	縮尺 A2 1/100	A-038

【建物内部造作家具】

	室名	名称	W	D	H	数量	単位	備考
1階	ロビー	三野町地形模型	2150	1800	1350	1	台	
	事務室	カウンター	2610	570	90	1	箇所	木製
	応接室 相談室	飾り棚	5000	375	850	1	箇所	木製
	図書室 児童室	書棚	3600	250	1950	1	台	木製
		書棚	900	250	2560	1	台	木製
		書棚	4860	250	2560	1	台	木製
		書棚	3980	250	880	1	台	木製
		書棚	900	250	2000	1	台	木製
		書棚	3550	250	2000	1	台	木製
		書棚	1130	250	2000	1	台	木製
		講習室 実習室	スチール黒板	3000	40	900	1	箇所
	掲示板		900	40	890	2	箇所	
	収納棚 (室内角部)		850x850x0.5-361250	H900	1	箇所	木製	
	食器棚 (上)		3620	400	1020	1	台	木製
	食器棚 (下)		3620	625	940	1	台	木製
	食器棚 (天袋)		3620	625	740	1	台	木製
	和室踏込 (現:湯沸室)	流し台	1800	550	810	1	箇所	
		コンロ台	600	550	640	1	箇所	
		吊戸棚	1800	400	500	1	箇所	
		レンジフード	600	400-550	600	1	箇所	
		水切り棚	1800	230	500	1	箇所	
	機械室	書棚	2000	500	2000	1	箇所	木製
		書棚	1170	500	2830	1	箇所	木製
		書棚	1220	500	2830	1	箇所	木製
		書棚	1060	500	2830	1	箇所	木製
	便所 (ロビー)	ハニカムスクリーン	1200	30	2000	2	箇所	
	物置 (裏)	書棚	2730	380	1700	1	箇所	木製
書棚		960	380	1700	1	箇所	木製	
2階	集会室	押入	4940	990	2780	2	箇所	
	ステージ	観板、電動装置、操作盤				1	式	
	湯沸室	流し台	1100	540	810	1	箇所	
		コンロ台	730	540	640	1	箇所	
		天袋	1200	390	1180	1	箇所	
	便所 (ロビー)	ハニカムスクリーン	1200	30	2000	2	箇所	

【屋外外構 植栽】

箇所	No	名称	仕様・寸法	数量	単位	備考
北東花壇	1	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H2000、モミジ
	2	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H650、枝張400φ
	3	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H850、枝張500φ
	4	樹木伐採 ※抜根共	幹周300mm 幹90φ	1	本	H1300、枝張900φ
	5	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H300、枝張350φ
	6	樹木伐採 ※抜根共	幹周300mm 幹90φ	1	本	H700、枝張700φ
	7	樹木伐採 ※抜根共	幹周250mm 幹75φ	1	本	H850、枝張900φ
	8	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H400、枝張600φ
	9	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H500、枝張400φ
	10	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H500、枝張450φ
	11	切り株 抜根	幹周1420mm 幹450φ	1	本	直径400φ
南東花壇	12	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H500、枝張250φ
	13	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H250、枝張300φ
	14	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H700、枝張300φ
	15	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H650、枝張450φ
	16	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H700、枝張350φ
	17	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H700、枝張500φ
	18	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H200、枝張350φ
	19	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H300、枝張200φ
	20	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H300、枝張250φ
	21	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H800、枝張600φ
	22	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H200、枝張300φ
	23	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H200、枝張200φ
	24	樹木伐採 ※抜根共	幹周150mm未満 幹40φ	1	本	H200、枝張400x600
	25	樹木伐採 ※抜根共	幹周1420mm 幹450φ	1	本	H8000、枝張3600φ
		花卉		1	本	バラ、H900、枝張300φ

【屋外外構 植栽以外】

箇所	No	名称	仕様・寸法	数量	単位	備考
北東花壇		コンクリートブロック	100x390x190	6	個	
		石碑	W3400xD1200xH1600	1	箇所	地盤面から上の部分の寸法
		ゴムマット		5.3	m	
南東花壇	1	庭石 景石	W600xD500xH1100	1	個	地盤面から上の部分の寸法
	2	庭石 景石	W600xD600xH100	1	個	地盤面から上の部分の寸法
		ゴムマット		11.5	m	
東2F付近	3	庭石 景石	W600xD300xH300	1	個	
		掲示板	W1900xD150xH1000	1	箇所	支柱部100角xH900x2本
		サイン立て看板	W900xD40xH610	1	箇所	支柱部75角xH1390x1本



代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一般建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一般建築士 No. 385922

工事名  
 R7 三好市三野公民館解体設計業務

図面名  
 固定家具、外構解体物リスト

作成年月日  
 2025/12/05

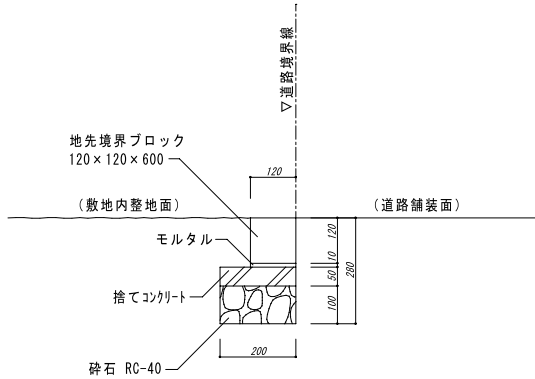
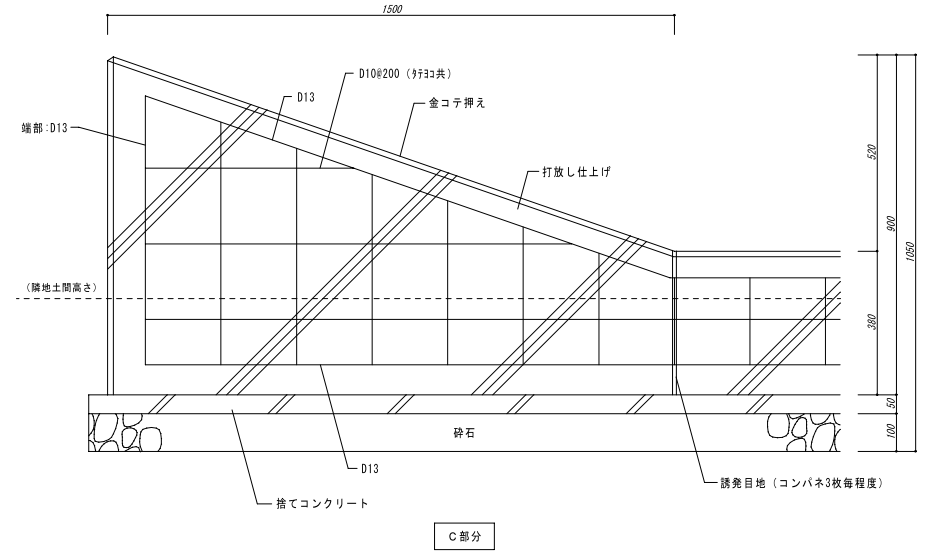
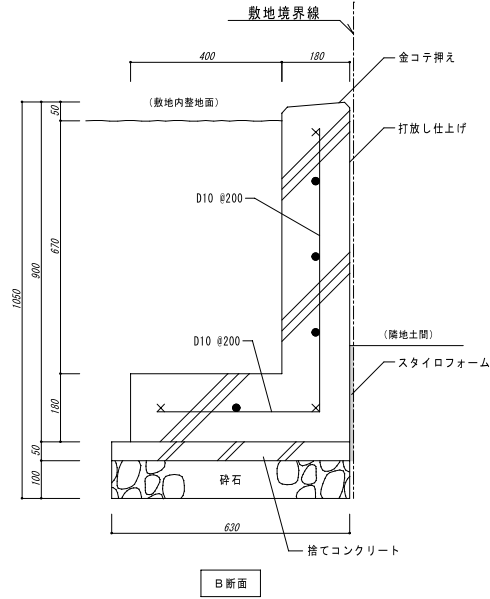
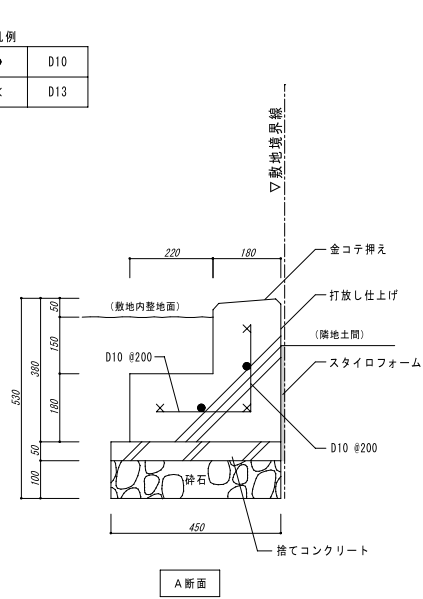
縮尺  
 A2 1/100N

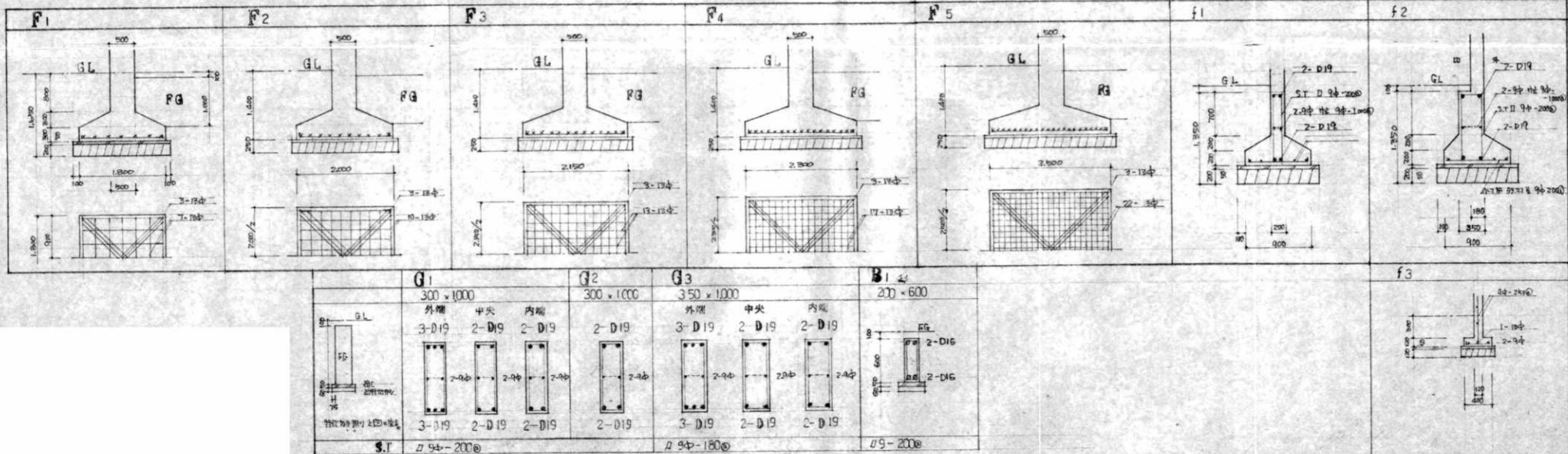
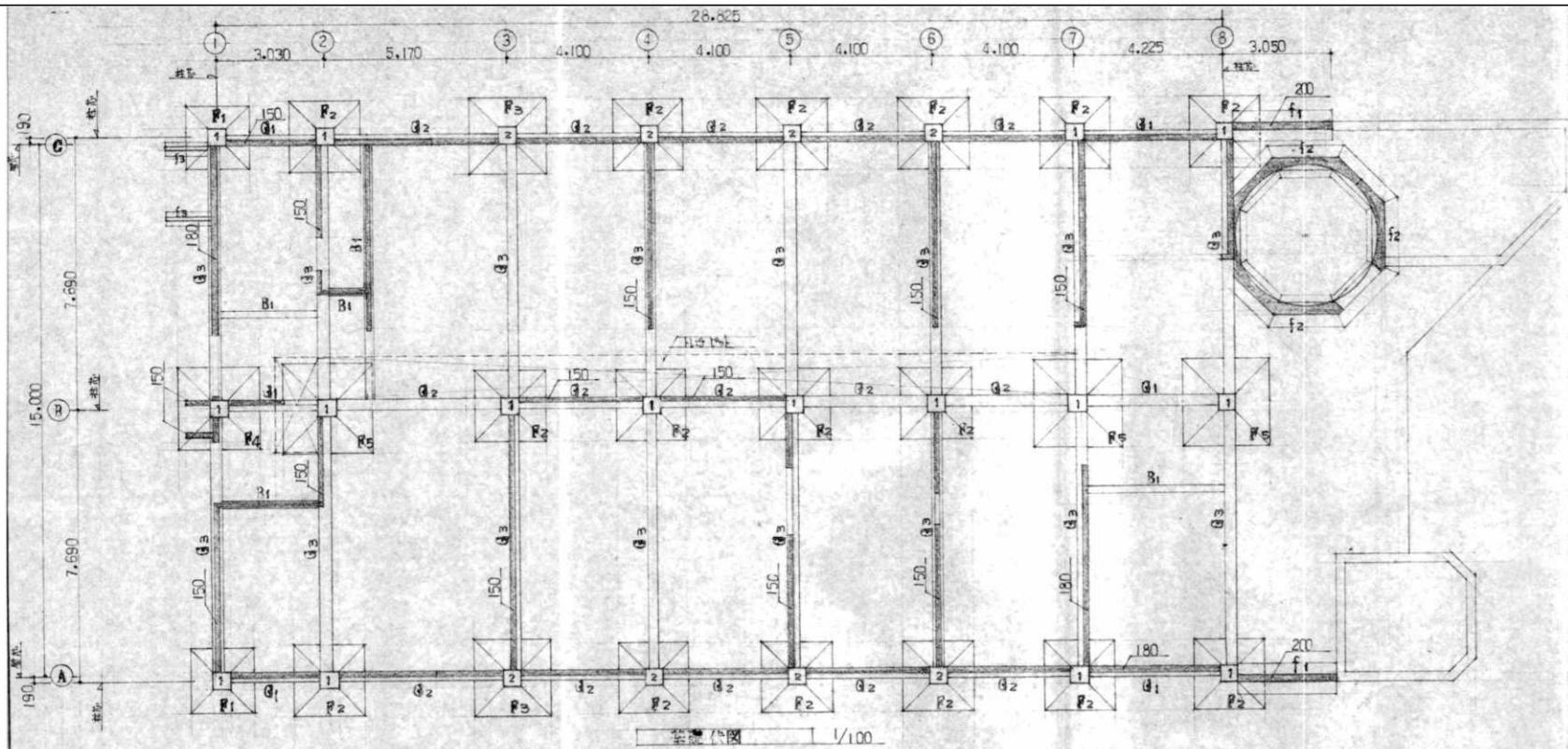
設計図

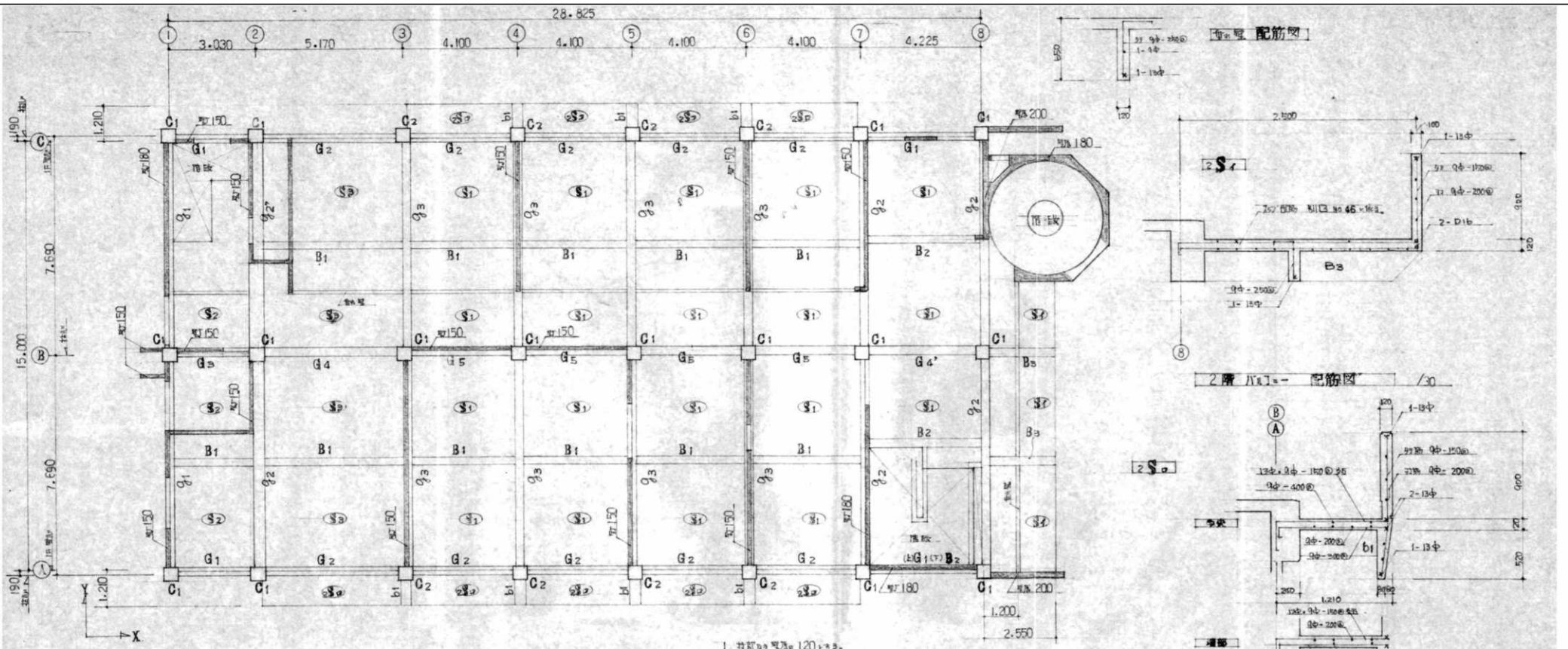
A-039

鉄筋凡例

●	D10
×	D13







2階 梁架伏図 1/100

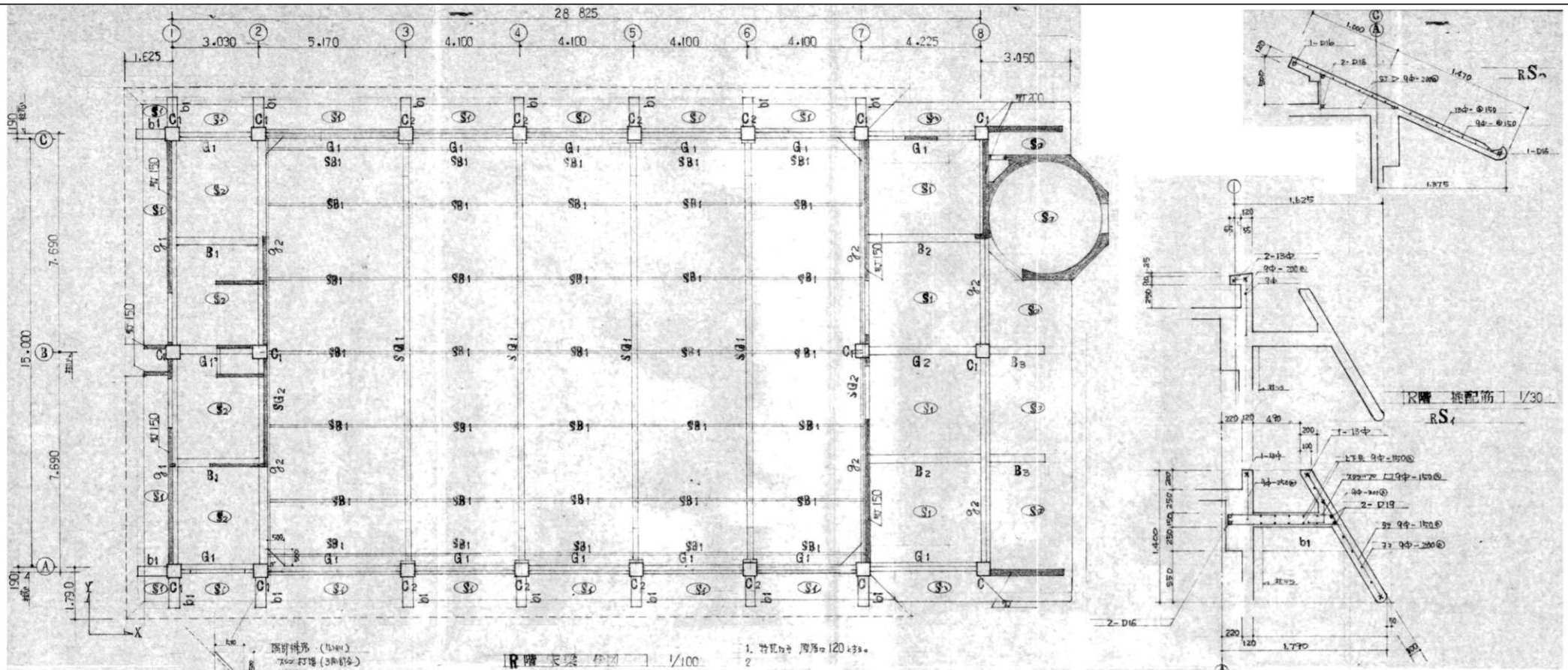
1階 柱配筋リスト

符号	C1	C2
符号	G1	G2
寸法	300 x 650	300 x 650
配筋	8-D19	8-D22
断面図		
注	1. 柱底のFwpは5φ - 柱底から1000mm中央150φ@133。 2. D19は9φ - 600@133。	

2階 梁配筋リスト

符号	外端		中央		内端		端部(外端)		中央		内端		端部		中央		端部	
	外端	中央	中央	内端	内端	中央	中央	内端	内端	中央	中央	内端	内端	中央	中央	内端	内端	
G1	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650	300 x 650
G2	350 x 650	500 x 650 (柱)	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650	350 x 650
G3	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450	250 x 450
G4, G5	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450	300 x 450
G1	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400	350 x 400
配筋	4-D22, 2-D22, 5-D22	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25	4-D25, 2-D25, 5-D25
注	9φ-180		9φ-180		9φ-180		13φ-120		13φ-120		13φ-120		13φ-120		13φ-120		13φ-120	





【2階柱配筋リスト】

【R階梁配筋リスト】

符号	C1	C2	符号	外部	中央	内端	符号	外部	中央	内端	符号	外部	中央	内端
説明	外部は9φ、中央は10φ、内端は9φとする。		説明	外部は9φ、中央は10φ、内端は9φとする。			説明	外部は9φ、中央は10φ、内端は9φとする。			説明	外部は9φ、中央は10φ、内端は9φとする。		
断面図			断面図				断面図				断面図			
配筋	2-D19	18-D22	配筋	2-D19, 2-D19	3-D19, 2-D19, 3-D19	D	2-D19, 2-D19	2-D19, 2-D19	2-D19	3-D19, 2-D19	6-D19	2-D19, 2-D19	2-D19, 2-D19	1-D22, 2-D25, 2-D25, 2-D25
ST			ST	13φ-120φ			9φ-180φ			9φ-180φ				13φ-120φ
説明	1. 外部は9φ、中央は10φ、内端は9φとする。		説明	外部は9φ、中央は10φ、内端は9φとする。			外部は9φ、中央は10φ、内端は9φとする。							
符号	B3		符号	B3	b1		SG1				SG2			SB1
断面図			断面図				H-41.200.8.13				C-200.70.7.10			H-200.100.5.8
ST	13φ-120φ		ST	13φ-120φ										



代表となる設計者  
藤川 隆幸  
一級建築士 No. 203045

その他の設計者  
川島 みなみ  
一級建築士 No. 385922

工事名

R7 三好市三野公民館解体設計業務

作成年月日  
2025/12/05

設計図

その他の設計者  
川原 裕次  
二級建築士 No. 6107 他鳥

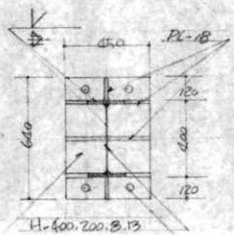
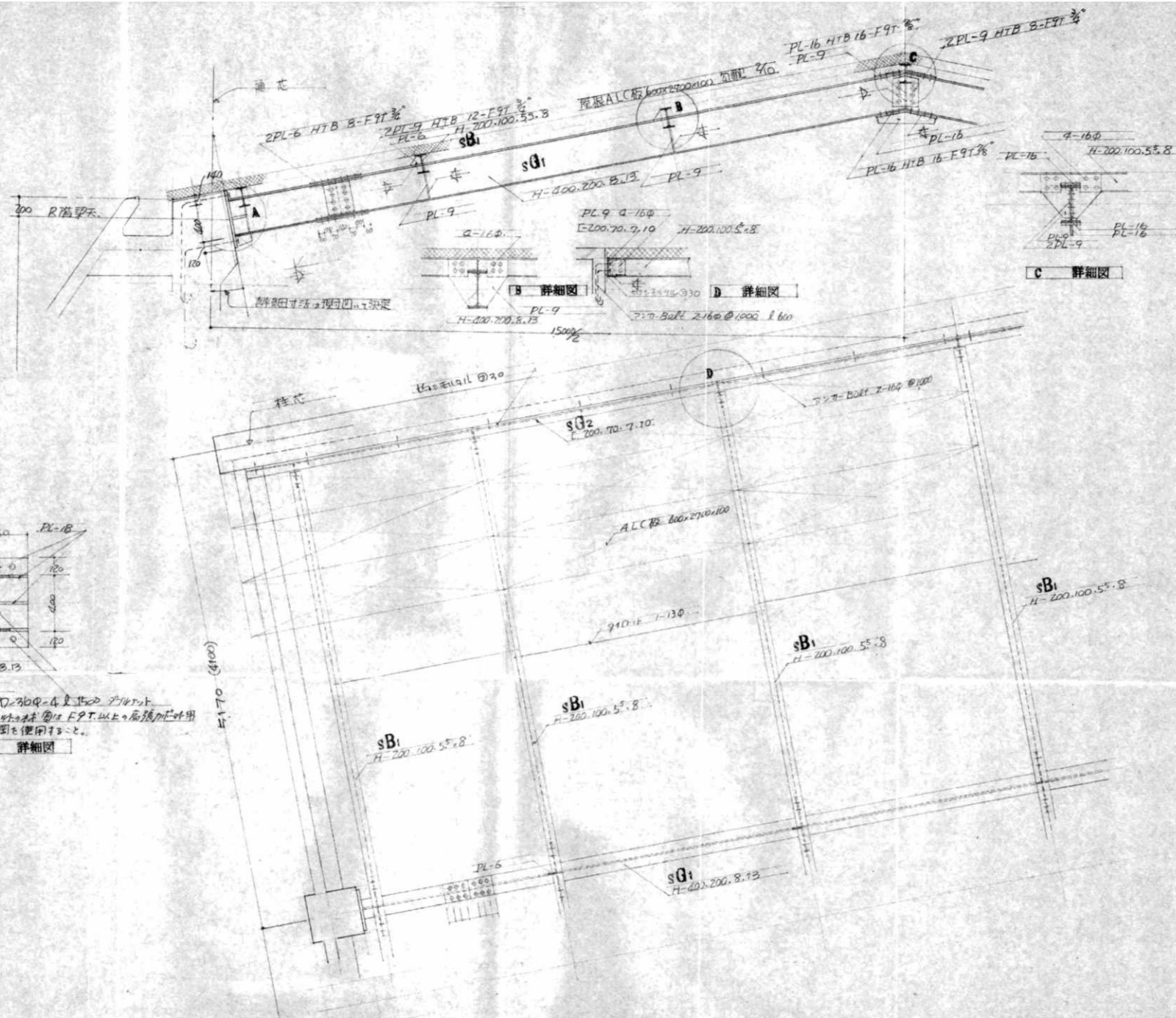
その他の設計者

図面名

床梁伏図 (R階) 梁・柱 配筋リスト

縮尺  
A2 1/30  
A2 1/40, 100

S-003



**A 詳細図**  
 B: PL-42  
 2ヶ所-Bolt D=20φ-A 1ヶ所-Bolt  
 注: 2ヶ所-Boltの材料角は F9T以上の高強度材を用  
 特殊鋼を使用すること。

既設機器表(1)			仕 様				電 源 (60Hz)			参 考 寸 法				設 置 場 所		備 考
記 号	機 器 名 称	台 数	形 式	定 格 能 力		冷 媒	相	電 圧	定 格 消 費 電 力	H	W	D	質 量	階	室 名	
				冷 房 (kW)	暖 房 (kW)											
AC-1	空気熱源ヒートポンプ	1	室外機 EHP	50000 (kcal/h)	56000 (kcal/h)	R22	3	200	7.5+7.5	1662	1990	990	560	R	屋根	PUHY-500M-A(三菱)
AC-1-1	空気熱源ヒートポンプ	4	室内機 EHP 天井ヒートポンプ型	12500 (kcal/h)	14000 (kcal/h)	R22	1	200	0.2	336	1540	550	61	2	集会室	PDRY-125M-A2(三菱)
AC-2	空気熱源ヒートポンプ	1	室外機 EHP	50000 (kcal/h)	56000 (kcal/h)	R22	3	200	7.5+7.5	1662	1990	990	560	R	屋根	PUHY-500M-A(三菱)
AC-2-1	空気熱源ヒートポンプ	4	室内機 EHP 天井ヒートポンプ型	12500 (kcal/h)	14000 (kcal/h)	R22	1	200	0.2	336	1540	550	61	2	集会室	PDRY-125M-A2(三菱)
AC-2-2	空気熱源ヒートポンプ	1	室内機 EHP 天井ヒートポンプ4方向形	6300 (kcal/h)	7100 (kcal/h)	R22	1	200	0.025	298	820	820	39	2	控室兼倉庫	PLRY-63FM-A2(三菱)
ACP-1	空気熱源パナソニック (室内機のみ)	1	室内機 天井吊形	6300 (kcal/h)	7100 (kcal/h)	R22	3	200	1.850	216	1320	670	30	1	講習室実習室	RPC-71A6S(日立)
ACP-2	空気熱源パナソニック	1	室外機 EHP 室内機 壁掛形	4000 (kcal/h)	4300 (kcal/h)	R22	3	200	2.080	640	840	310	54	1	図書室児童室	AIK-402H(東芝)
ACP-3	空気熱源パナソニック	1	室外機 EHP 室内機 壁掛形	4.5	5.0	R22	3	200	1.640	755	925	315	63	1	選挙管理委員会室	RPK-J50K1(日立)
ACP-4	空気熱源パナソニック	1	室外機 EHP 室内機 天井吊形	9000 (kcal/h)	10000 (kcal/h)	R22	3	200	3.560	1240	930	385	96	1	和室集会室	RAV-100IC(東芝)
ACP-5	空気熱源パナソニック	1	室外機 EHP 室内機 天井吊形	6.3	7.5	R407C	3	200	1.850	800	850	315	75	1	事務室	RPC-P63K1(日立)
ACR-1	ヒートポンプ	1	室外機 EHP 室内機 壁掛形	2.8	2.8	R22	1	200	0.691	550	780	290	34	1	応接室相談室	RAS-281YT(東芝)
ACR-2	ヒートポンプ	1	室外機 EHP 室内機 壁掛形	2.5	3.2	R22	1	200	1.090	570	700	210	28	1	小会議室	RAC-25FNX(日立)
ACR-3	ヒートポンプ	1	室外機 EHP 室内機 壁掛形	2500 (kcal/h)	3800 (kcal/h)	R22	1	200	1.060	570	700	210	28	1	物置(給湯室)	RA-2512P(長府)
ACR-4	ヒートポンプ	1	室外機 EHP 室内機 壁掛形	2.2	2.2	R22	1	200	0.510	550	780	290	34	1	物置	RAS-221JH1(東芝)

既設機器表(2)			仕 様				電 源 (60Hz)			参 考 寸 法				設 置 場 所		備 考	
記 号	機 器 名 称	台 数	形 式	定 格 能 力		冷 媒	相	電 圧	定 格 消 費 電 力	H	W	D	質 量	階	室 名		
				冷 房 (kW)	暖 房 (kW)												(φ)
EF-1	有圧換気扇	1	標準形 羽根径20cm SUSウエザーカバー					1	100	0.029	300	300	167	4.3	1	講習室実習室	FY-20GSF1(パナソニック)
EF-2	有圧換気扇	3	標準形 羽根径25cm SUSウエザーカバー					1	100	0.048	327	327	171	4.4	1	講習室実習室	FY-25GSF1(パナソニック)
EF-3	標準換気扇	2	標準形 羽根径20cm					1	100	0.025	320	296	126	2.3	1	選挙管理委員会室 図書室児童室	
EF-4	標準換気扇	1	標準形 羽根径25cm					1	100	0.033	370	346	126	2.5	1	講義室 応接室相談室	
EF-5	標準換気扇	2	標準形 羽根径25cm					1	100	0.033	370	346	126	2.5	1	和室集会室	
EF-6	有圧換気扇	1	標準形 羽根径25cm SUSウエザーカバー					1	100	0.020	327	327	171	4.4	1	裏玄関	
EF-7	排気ファン	1	パナソニック(天井形) 番手3 1/2					3	200	1.5	1076	1230	523	123	2	集会室	
OA-1	標準換気扇	2	標準形 羽根径30cm					1	100	0.038	420	396	165	3.6	1	講習室実習室	EX-30SH3(三菱)
VF-1	天井換気扇	1	VD-13程度					1	100	0.015	195	286	286	1.6	1	便所	VD-13TSC9(三菱)
VF-2	天井換気扇	1	VD-18程度					1	100	0.041	243	324	324	6.0	1	講習室実習室	
VF-3	天井換気扇	3	VD-10程度					1	100	0.019	205	242	242	2.7	1	便所(女子男子) 西便所	
VF-4	天井換気扇	1	VD-15程度					1	100	0.018	204	320	320	3.5	1	物置	
VF-5	天井換気扇	1	VD-10程度					1	100	0.019	205	242	242	2.7	2	湯沸室	
OT-1	オイル下タンク	1	容量:1950L(鋼板製)								1000	1800	1000	560	1	屋外	

・空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。



代表となる設計者  
藤川 隆幸  
一級建築士 No. 203045

その他の設計者  
川島 みなみ  
一級建築士 No. 385922

その他の設計者  
川原 裕次  
二級建築士 No. 6107 徳島

工事名

R7 三好市三野公民館解体設計業務

図面名

空調設備 既設機器表

作成年月日

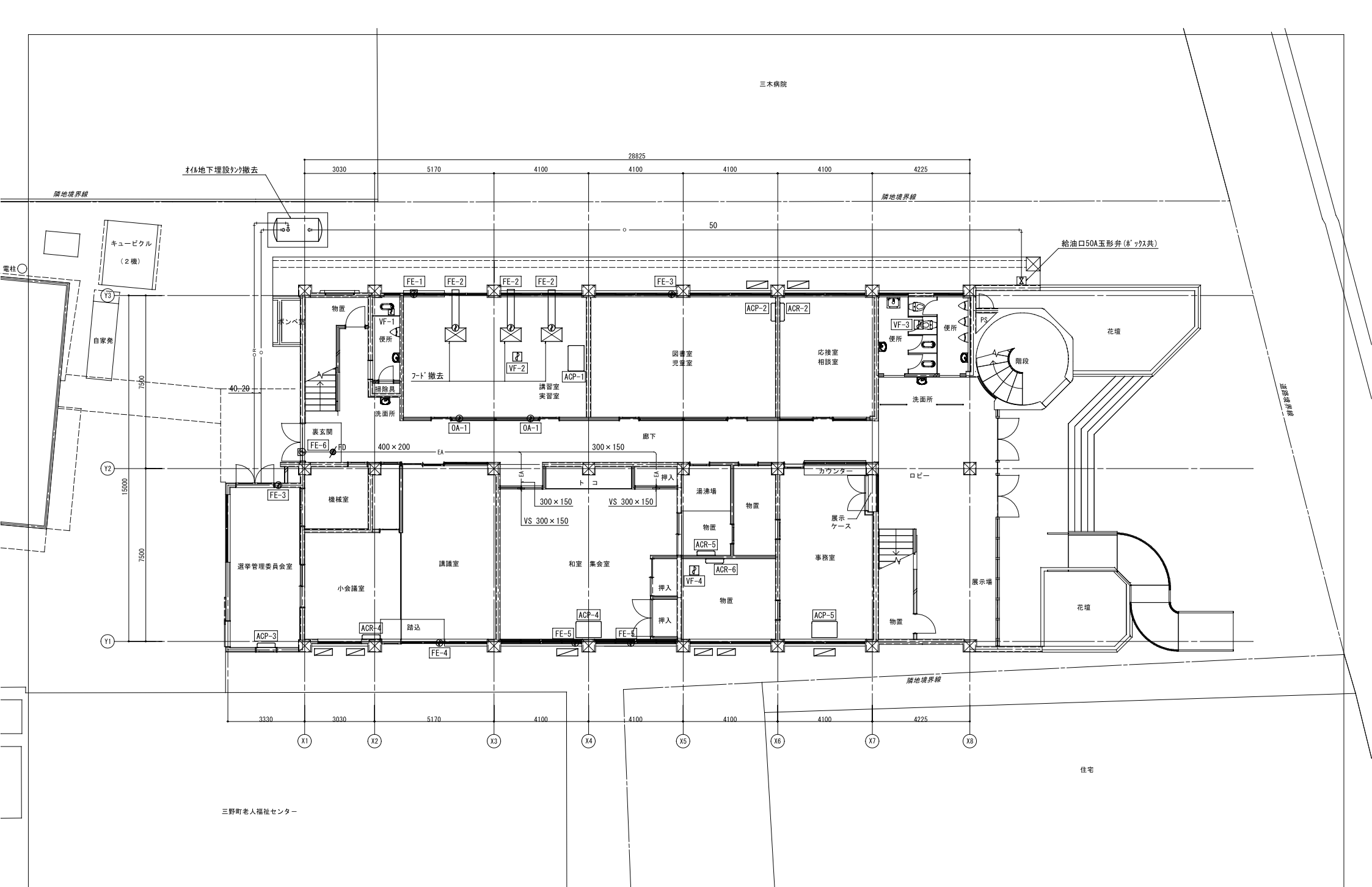
2025/12/05

縮尺

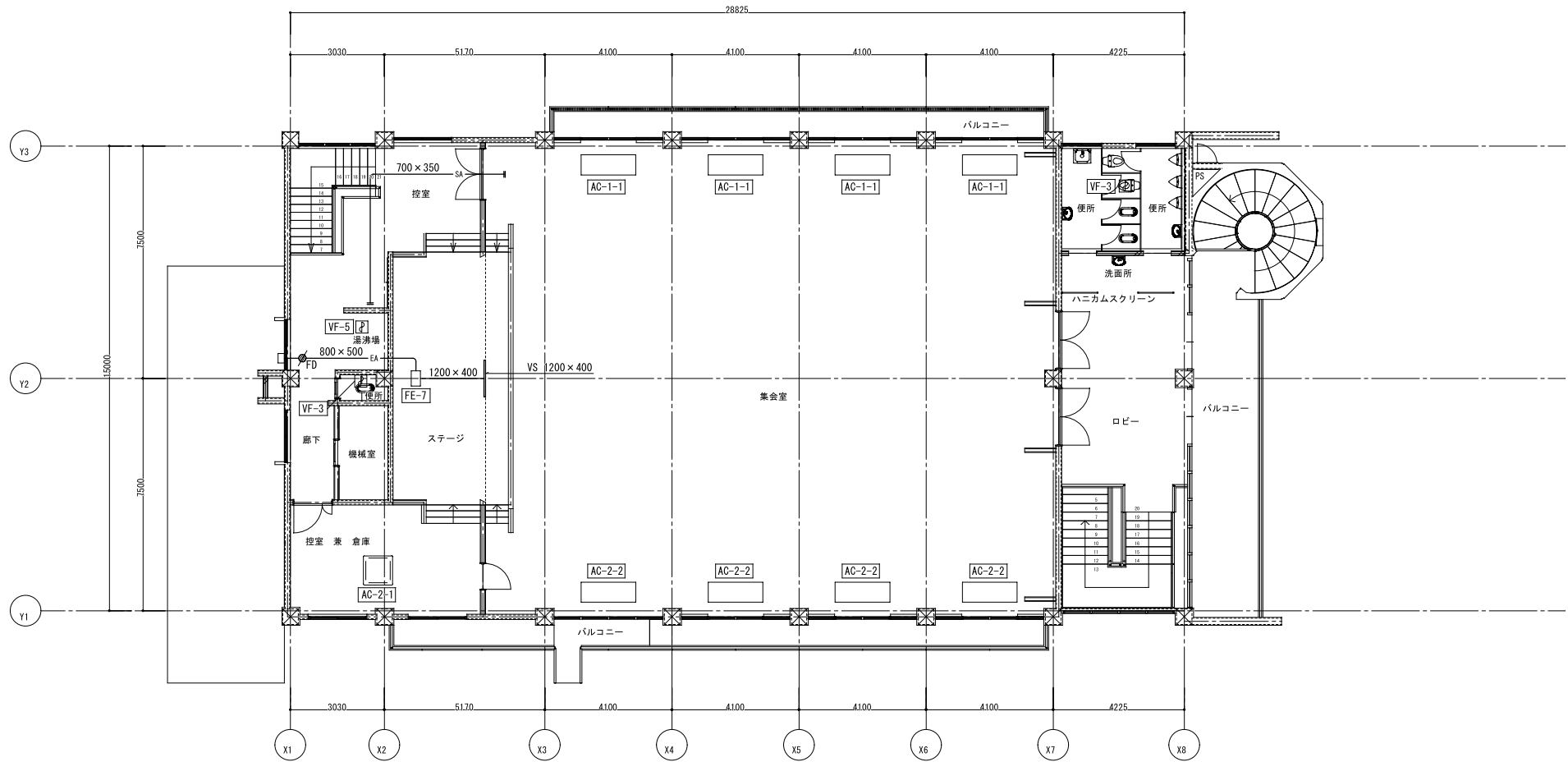
A2 1/Non

設計図

M-001



代表となる設計者 藤川 隆幸 一級建築士 No. 203045	その他の設計者 川島 みなみ 一級建築士 No. 385922	工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務	作成年月日 2025/12/05	設計図
その他の設計者 川原 裕次 二級建築士 No. 6107 徳島	その他の設計者	図面名 空調設備 1階平面図	縮尺 A2 1/100	M-002



代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一般建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一般建築士 No. 385922

工事名  
 R7 三好市三野公民館解体設計業務

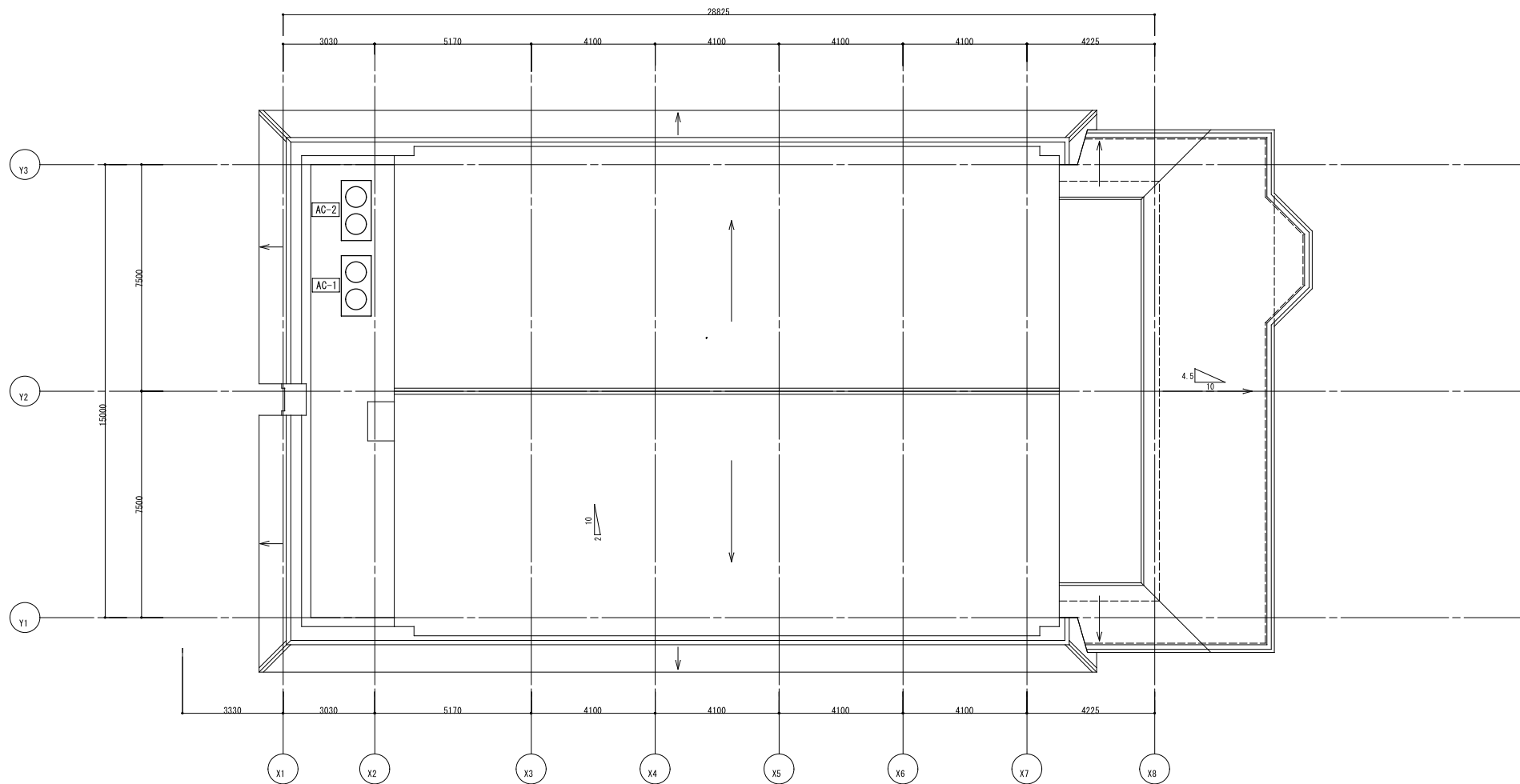
図面名  
 空調設備 2階平面図

作成年月日  
 2025/12/05

縮尺  
 A2 1/100

設計図

M-003



代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一級建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一級建築士 No. 385922

その他の設計者  
 川原 裕次  
 二級建築士 No. 6107 徳島

その他の設計者

工事名  
 R7 三好市三野公民館解体設計業務

図面名  
 空調設備 屋根伏図

作成年月日  
 2025/12/05

縮尺  
 A2 1/100

設計図  
 M-004

凡 例			
記 号	名 称	記 号	名 称
— — — — —	給水管 (上水)	□	水栓 (水)
— — — — —	給水管 (井水及び中水)	■	洗浄弁
— — — — —	揚水管 (上水)	■	水栓 (湯)
— — — — —	揚水管 (井水及び中水)	■	水栓 (湯水混合)
— — — — —	汚水管	⊗	シャワー (湯水混合)
— — — — —	雑排水管	⊗	散水栓
— — — — —	厨房排水	⊗	水栓柱
— — — — —	ポンプ圧送管	⊗	流し排水トラップ
— — — — —	通気管	⊗	床排水トラップ
— — — — —	給湯管 (往)	⊗	床上掃除口
— — — — —	給湯管 (返)	⊗	間接排水
— — — — —	膨脹管	⊗	満水試験継手
— — — — —	消火管	⊗	通気金物
— — — — —	連絡送水管	⊗	量水器
— — — — —	スプリンクラー管	⊗	定水位弁
— — — — —	ガス管 (低圧)	⊗	ボールタップ
— — — — —	液化石油ガス管	⊗	グリーストラップ
— — — — —	油管 (往)	⊗	ため栓
— — — — —	油管 (還)	⊗	インバート栓
— — — — —	油通気管	⊗	トラップ樹
— — — — —		⊗	公共栓
— — — — —	埋設弁		
— — — — —	仕切弁	⊗	屋内消火栓
— — — — —	玉形弁	⊗	屋内消火栓 (放水口付き)
— — — — —	バタフライ弁	⊗	屋外消火栓
— — — — —	ボール弁	⊗	放水口 (格納箱付き)
— — — — —	逆止弁	⊗	送水口
— — — — —	安全弁	⊗	放水口
— — — — —	減圧弁装置	⊗	テスト弁
— — — — —	温度調整装置	⊗	アラーム弁
— — — — —	電動弁装置		
— — — — —	電磁弁装置	⊗	ガス栓
— — — — —	フレキシブル継手	⊗	ガスメーター
— — — — —	防振継手	⊗	ガス供給装置
— — — — —	防振継手		
— — — — —	ストレーナー		

既設機器表 (撤去)				電動機				参考寸法				設 置 場 所	備 考
記 号	機 器 名 称	台 数	仕 様	動 力 kW	相 φ	電 圧 V	非 常 電 源	H (mm)	W (mm)	D (mm)	質 量 (kg)		
GH-1	ガス給湯器	1	壁掛形 給湯専用 給湯能力5号	—	—	—	—	360	288	141	5.20	1階 湯沸室	
GH-2	ガス給湯器	1	壁掛形 給湯専用 給湯能力12号	0.125	1	100	—	560	350	170	18.0	1階 講習室実習室	
HB-1	屋内消火栓	2	水道直圧式	—	—	—	—	900	700	170	39.0	1・2階 各廊下	

衛生器具表

名称	参考品番	数 量	付 属 品 等
和風大便器	C375V	1	洗浄タンク、紙巻器
和風大便器	C375V	5	洗浄弁、紙巻器
洋風大便器		4	洗浄タンク、暖房便座、紙巻器
壁掛ストール小便器	U57	7	洗浄弁
洗面器	L221	3	
手洗器	L5D	6	
手洗器	L60N	1	
掃除流し	SK22A	2	
化粧鏡		3	



代表となる設計者  
藤川 隆幸  
一級建築士 No. 203045

その他の設計者  
川島 みなみ  
一級建築士 No. 385922

工事名

R7 三好市三野公民館解体設計業務

作成年月日  
2025/12/05

設計図

その他の設計者  
川原 裕次  
二級建築士 No. 6107 徳島

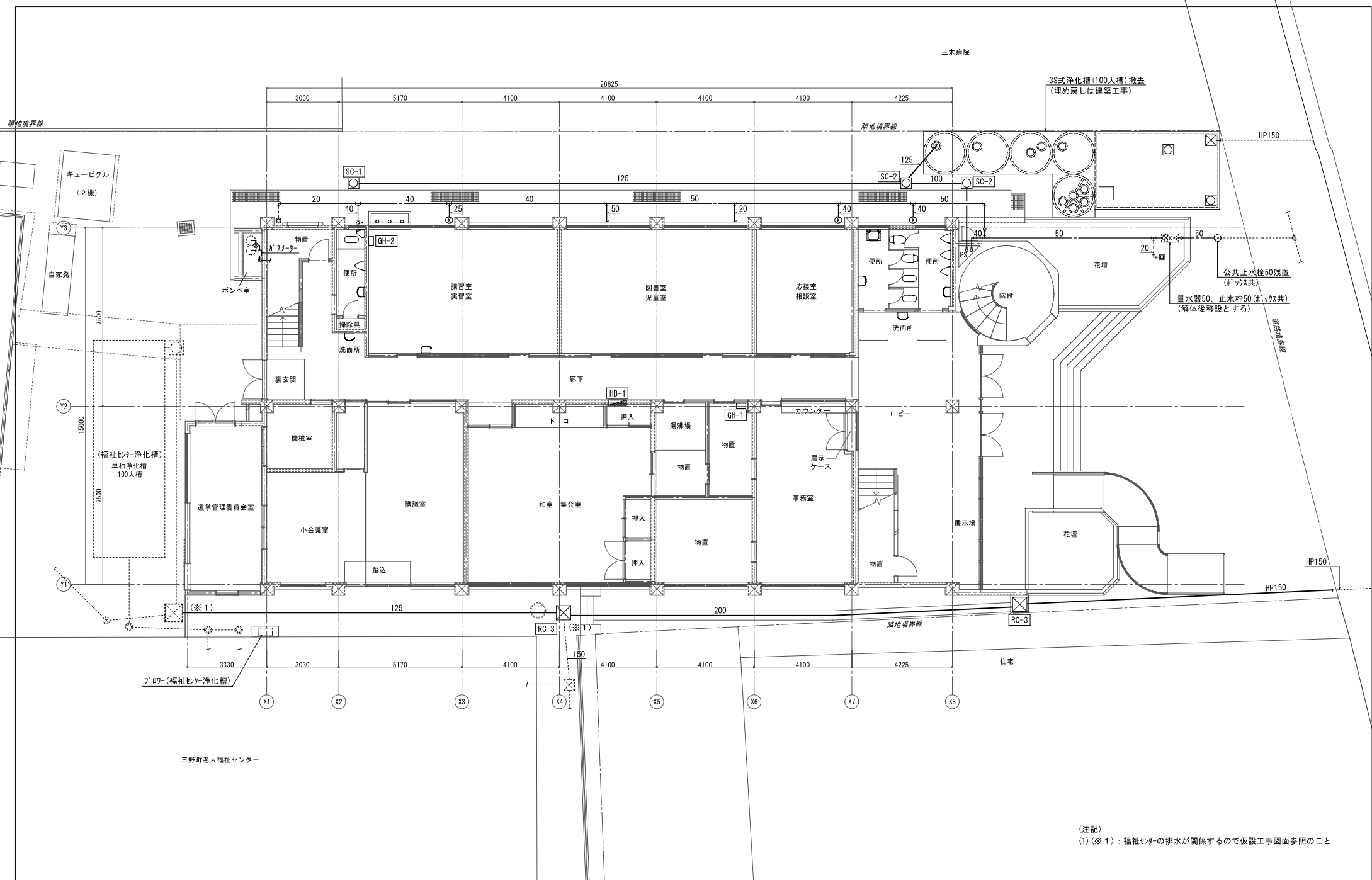
その他の設計者

図面名

衛生設備 既設機器表・既設器具表

縮尺  
A2 1/Non

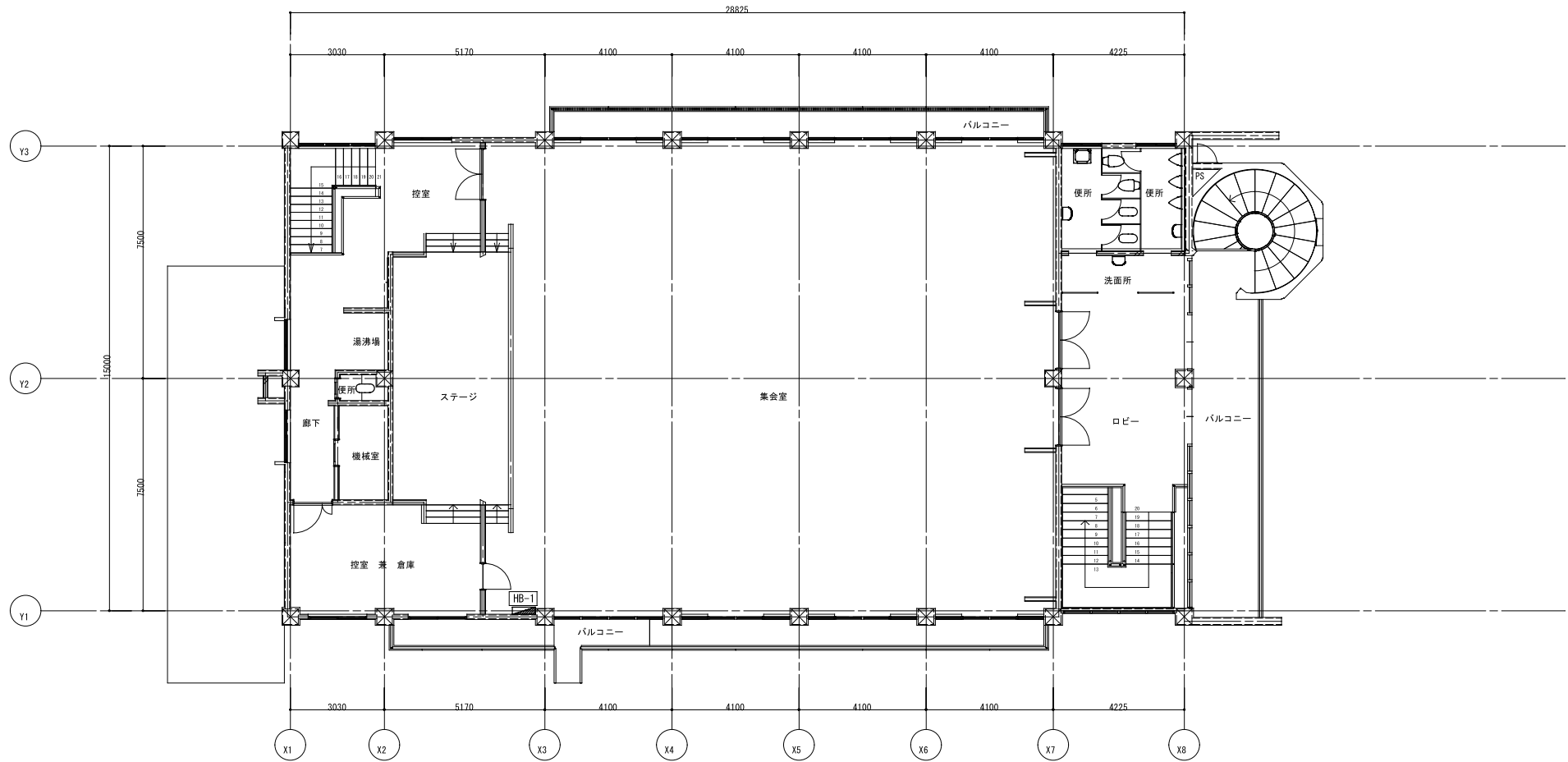
M-005



(注記)  
 (1) ※1: 福祉センターの排水が関係するので仮設工事面参照のこと



代表となる設計者 藤川 隆幸 一級建築士 No. 203045	その他の設計者 川島 みなみ 一級建築士 No. 385922	工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務	作成年月日 2025/12/05	設計図
その他の設計者 川原 裕次 二級建築士 No. 6107 徳島	その他の設計者	図面名 衛生設備 1階平面図	縮尺 A2 1/100	M-006



代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一般建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一般建築士 No. 385922

工事名

R7 三好市三野公民館解体設計業務

作成年月日  
 2025/12/05

設計図

その他の設計者  
 川原 裕次  
 二級建築士 No. 6107 徳島

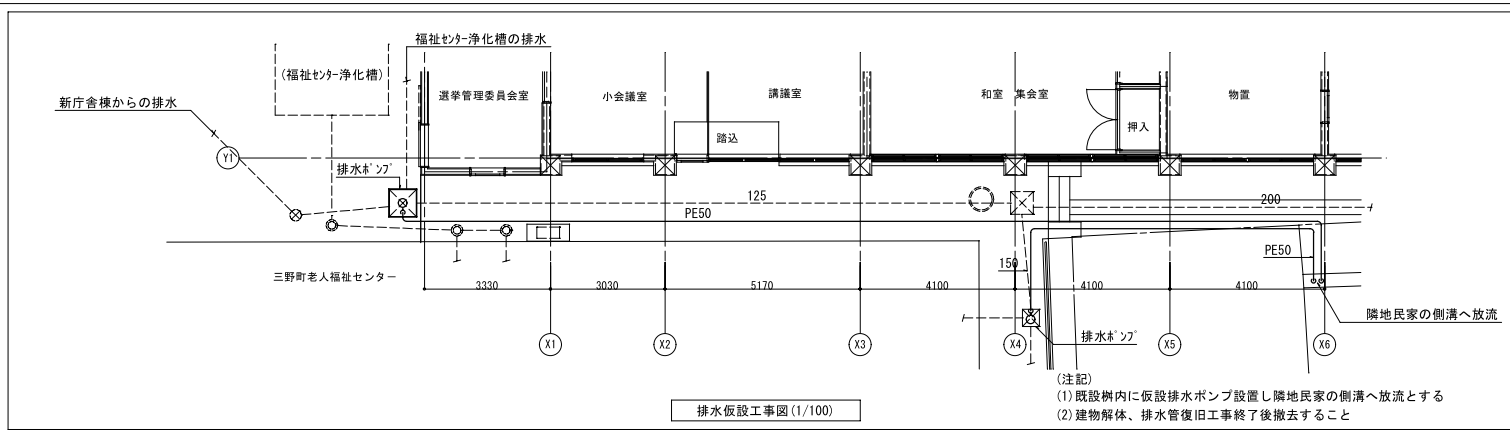
その他の設計者

図面名

衛生設備 2階平面図

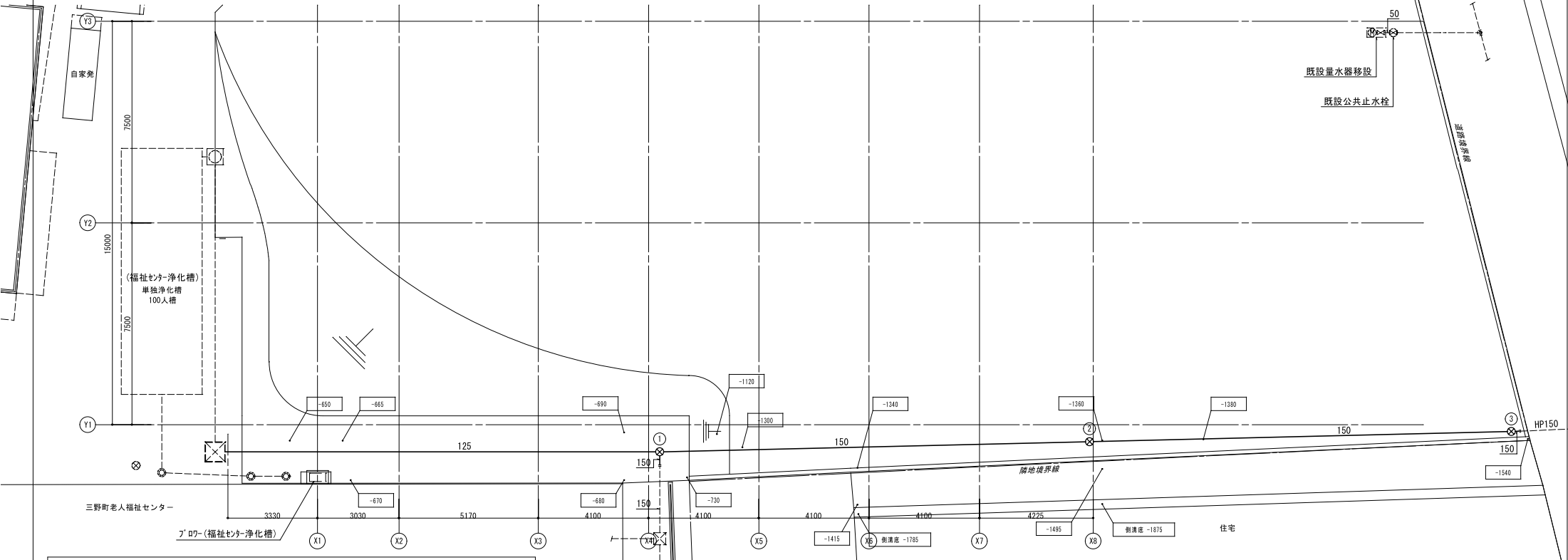
縮尺  
 A2 1/100

M-007



排水仮設工事図 (1/100)

(注記)  
 (1) 既設樹内に仮設排水ポンプ設置し隣地民家の側溝へ放流とする  
 (2) 建物解体、排水管復旧工事終了後撤去すること



排水復旧平面図 S=1/100

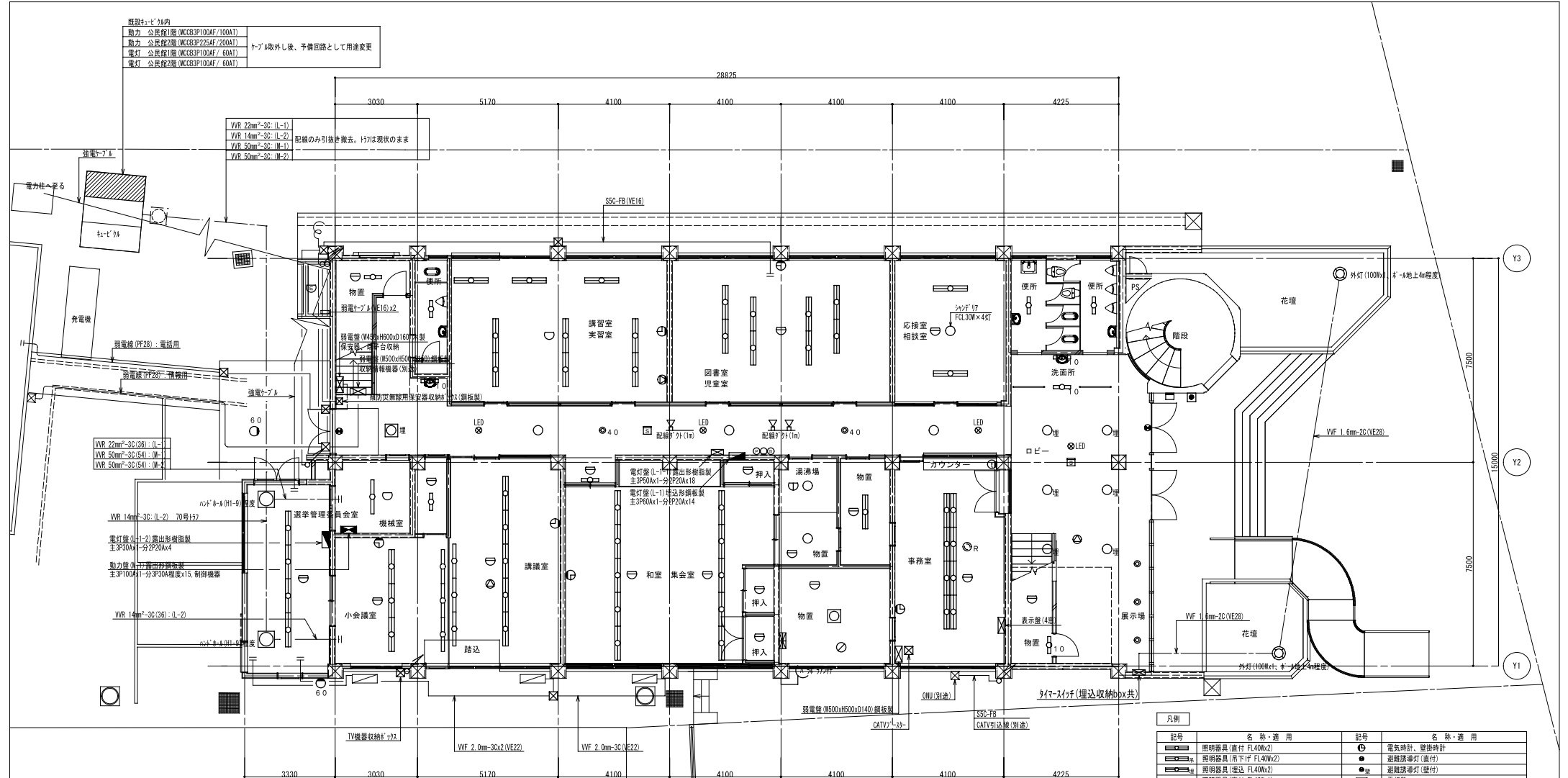
(注記)  
 (1) 既設排水管 (HP150) 接続部はヒューム管用継手にて接続  
 (2) 樹の取付施工要領は、各塩ビ樹メーカーの施工方法によること  
 (3) 樹リストの管底は、参考数値とし、施工の際は地盤仕上がり放流先等を確認のうえ決定のこと

記号	名称	規格	内寸法	周囲地盤高 GL基準	管底GL基準 (周囲地盤GL)	管底 (周囲地盤GL)	樹形状	蓋類 (備考)
①	雨水樹	塩ビ製樹	150-200φ	-690	-1690	-1000	90Y	鋼鉄製防護ふた (T-8) +塩ビ製内ふた
②	"	"	"	-1360	-1800	-440	ST	"
③	"	"	"	-1540	-1990	-450	ST	"



代表となる設計者 藤川 隆幸 一級建築士 No. 203045	その他の設計者 川島 みなみ 一級建築士 No. 385922	工事名 R7 三好市三野公民館解体設計業務	作成年月日 2025/12/05	設計図 M-008
その他の設計者 川原 裕次 二級建築士 No. 6107 徳島	その他の設計者	図面名 衛生設備 解体後排水復旧図面・排水仮設工事	縮尺 A2 1/100	

概算電力1階内
動力 公長機1階(W2383P100AF/100AT)
動力 公長機2階(W2383P225AF/200AT)
電力 公長機1階(W2383P100AF/ 60AT)
電力 公長機2階(W2383P100AF/ 60AT)



記号	名称・適用	記号	名称・適用
☐	照明器具(直付 FL40Wx2)	⊕	電気時計・壁掛時計
☐	照明器具(吊下付 FL40Wx2)	●	避難誘導灯(直付)
☐	照明器具(埋込 FL40Wx2)	●	避難誘導灯(壁付)
☐	照明器具(直付 FL40Wx1)	⊕	電灯盤
☐	照明器具(直付 FL20Wx2)	⊕	動力盤
☐	照明器具(壁付 FL20Wx2)	⊕	熱感知器
☐	照明器具(直付 FL20Wx1)	⊕	煙感知器
☐	照明器具(直付 FL10Wx1)	⊕	プレートスイッチ
☐	照明器具(壁付 FL10Wx1)	⊕	手元照明器
☐	照明器具(壁付 FL20Wx1)	⊕	壁掛けキー
☐	照明器具(直付 FCL30Wx1)	⊕	天井LEDキー
☐	照明器具(埋込 FCL30Wx1)	⊕	パネル
☐	照明器具(外周LED付) L160Wx1)	⊕	付付
☐	照明器具(リフレクト付) LED非常照明)	☑	放送T27 x1台
☐	照明器具(リフレクト) L125Wx1)	☑	自火検知器(5回線)
☐	照明器具(リフレクト) L160Wx1)	☑	緊急照明
☐	照明器具(リフレクト) L140Wx1)	☑	保安器
☐	照明器具(リフレクト) FCL30Wx40W)	☑	リレーコンセント
☐	照明器具(リフレクト) L160Wx2)	☑	フルボックス (200口x200) 程度見込み

特記事項  
 ・強電ケーブル CV5-5mm<sup>2</sup>-3C程度見込み  
 ・弱電ケーブル 同軸ケーブル程度見込み

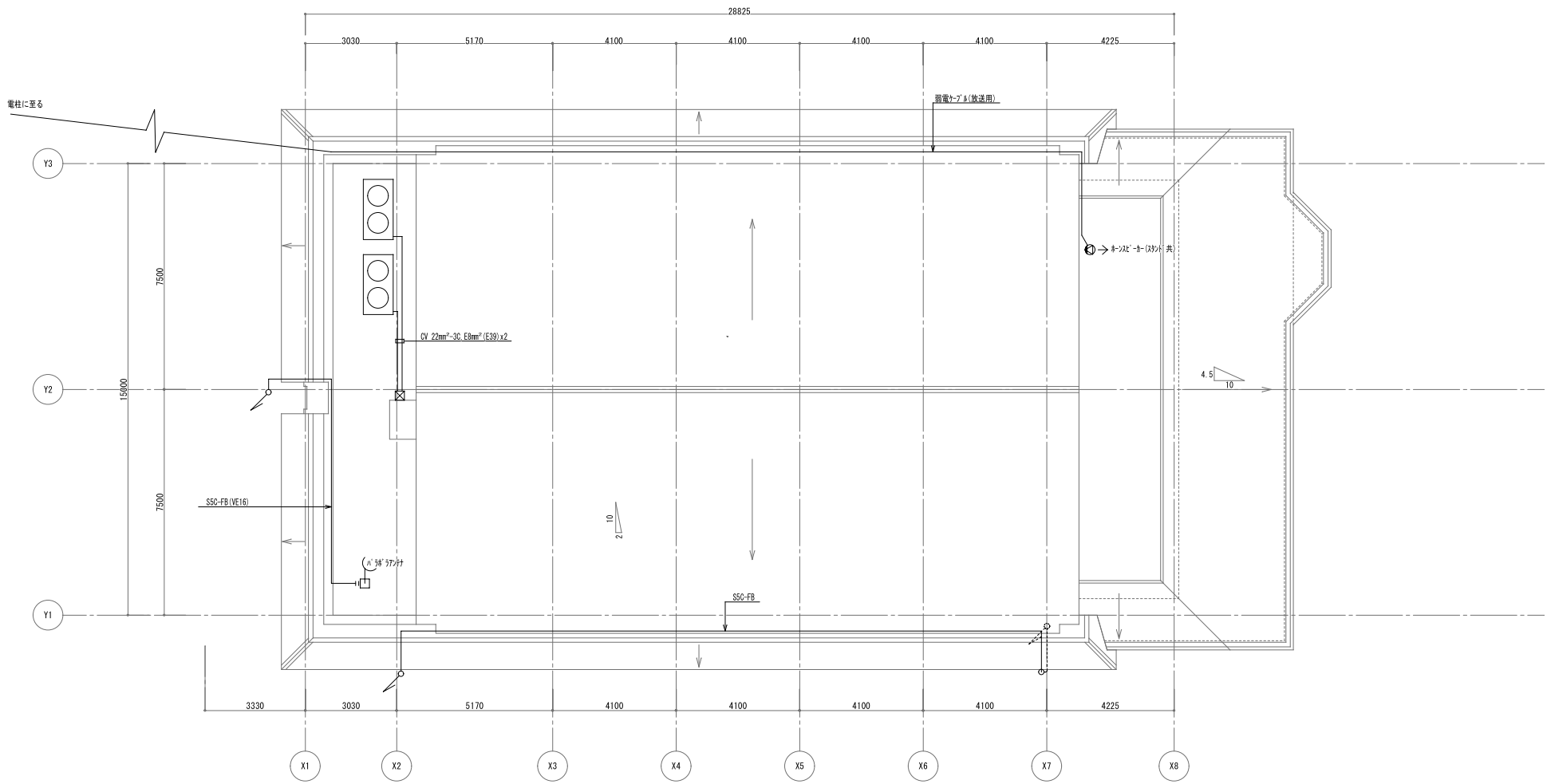


代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一級建築士 No. 203045  
 その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一級建築士 No. 385922  
 その他の設計者  
 川原 裕次  
 二級建築士 No. 6107 徳島

工事名  
 R7 三好市三野公民館解体設計業務  
 図面名  
 電気設備工事 1階平面図  
 作成年月日  
 2025/12/05  
 縮尺  
 A2 1/100

設計図  
 E-001





代表となる設計者  
 藤川 隆幸  
 一般建築士 No. 203045

その他の設計者  
 川島 みなみ  
 一般建築士 No. 385922

その他の設計者  
 川原 裕次  
 二級建築士 No. 6107 徳島

その他の設計者

工事名  
 R7 三好市三野公民館解体設計業務

図面名  
 電気設備工事 屋根伏図

作成年月日  
 2025/12/05

縮尺  
 A2 1/100

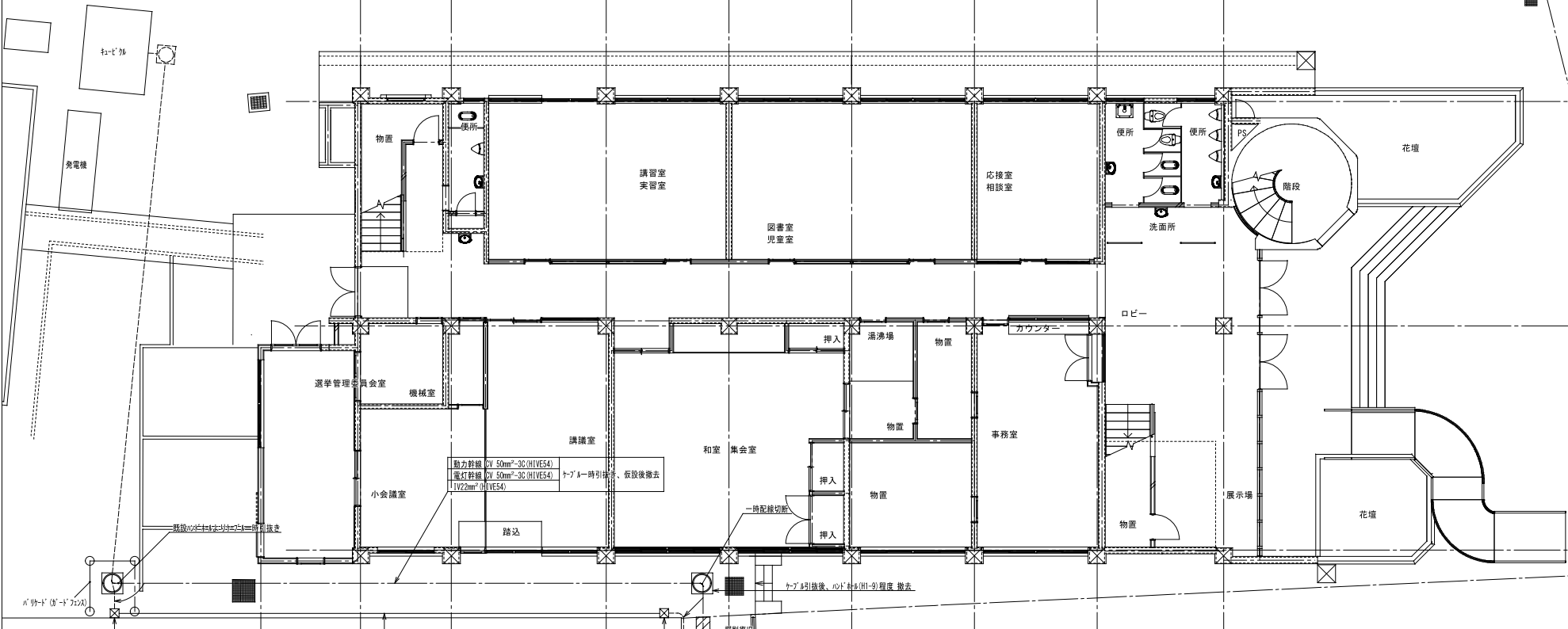
設計図  
 E-003

三野町老人福祉センターへの幹線仮設工事を行う。

X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8

3030 5170 4100 4100 4100 4100 4225 28825

Y3  
7500  
Y2  
15000  
7500  
Y1



動力幹線 CV 50mm<sup>2</sup>-3C (HIVE54)  
電灯幹線 CV 50mm<sup>2</sup>-3C (HIVE54)  
IV22mm<sup>2</sup> (HIVE54)  
ケーブル1-10引線等、仮設後撤去

ケーブル引線後、ロッド計測(HI-9)程度撤去

動力幹線 CV 60mm<sup>2</sup>-3C (HIVE54)  
電灯幹線 CV 60mm<sup>2</sup>-3C (HIVE54)  
IV22mm<sup>2</sup> (HIVE16)  
仮設 (※仮設終了後撤去)

建物解体後、幹線復旧工事

新設のケーブル内にて接続材料(フッ素注入工法)を用い  
旧設配線と新設配線を接続すること

旧設のケーブル内にて接続材料(フッ素注入工法)を用い旧設配線と新設配線を接続すること

ケーブル(HI-9)2X巻掛：新設

動力幹線 EM-CE 60mm<sup>2</sup>-3C (FEPS0)  
電灯幹線 EM-CE 60mm<sup>2</sup>-3C E22mm<sup>2</sup> (FEPS0) 新設  
e (FEPS0)予備配管

三野町老人福祉センター

三野町老人福祉センター



代表となる設計者  
藤川 隆幸  
一級建築士 No. 203045  
その他の設計者  
川原 裕次  
二級建築士 No. 6107 徳島

その他の設計者  
川島 みなみ  
一級建築士 No. 385922  
その他の設計者

工事名  
R7 三好市三野公民館解体設計業務  
図面名  
電気設備 仮設工事

作成年月日  
2025/12/05  
縮尺  
A2 1/100

設計図  
E-004